○　能勢の郷について

| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府政策企画部（青少年・地域安全室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月３日<br>事務局　平成23年６月28日から平成23年７月12日まで |
|---|---|---|---|

委員意見

青少年課が所管する普通財産「（元）能勢の郷」（豊能郡能勢町山辺、土地実測面積180,718㎡・建物建築面積1,697､94㎡）について、そのうちの一部施設（レストハウス・芝生広場・プレイランド等）については、毎年度地元団体に対し、その施設利用管理や日常清掃などの管理業務委託を発注している。

また、当該普通財産（土地）の一部については（テニスコート・駐車場用地等)、必要となる物品類も含めて同団体に対して、毎年度無償貸付を行い、野外活動施設の管理運営を承認しているものである。

（１）「能勢の郷」については、平成１２年３月に公の施設改革プログラムに基づき、公の施設を廃止し、行政財産から普通財産に用途変更したものである。同プログラムでは、「利用者数が減少し続けており、かつ、限られた地域の住民が中心に利用する施設については廃止し、地元に管理を委ねる」と記載されている。しかしながら、現在においても、地元団体に対し、その施設利用管理を委託し、野外活動施設に必要となる土地や物品を無償貸付しており、実質的に以前の公の施設と変わらぬ運営状況にある。事実、地元団体が運営する「能勢の郷」ホームページでは、「府立」との記載もされている。

一度、廃止決定した施設を府が利用管理を委託することによって、実質的に公の施設と変わらぬ運営を継続していることは不適当であり、今後、同普通財産のあり方について整理し、現状の不適切な状態の是正を図るべきである。また、ホームページの記載については、早急に修正が行われるように対応されたい。

なお、本件のうち普通財産の貸付に関しては、平成２０年度の包括外部監査においても「貸付料の徴収」や「資産の売却」の可能性について検討すべきとの監査結果が提出されている。

（２）管理業務委託の随意契約理由書では、同団体が地区住民で構成される地域団体であり、昭和５３年４月に府の公の施設として設置運営された頃より、食堂の運営や清掃業務に従事し、施設運営に密接な関与をしてきたことを理由として「地域振興に資するため、施設の設置運営の経過に詳しく、開設時から協力を得ている」として法人格のない同団体に随意契約を行っている。しかし、当該業務内容であれば他の団体でも受託は可能であり、過去の経緯を知っていることが今後の管理業務に影響するとは考えられない。

公の施設における一般競争入札や指定管理者制度導入が進められてきている現状においては、府民から見て誤解を生むような委託契約や普通財産の無償貸付については、見直すべきであり、仮に普通財産の管理方法として今後も同様の形を続けるとしても管理業務委託に一般競争入札を導入するなど、契約及びその運営の透明性を図り、より公正を確保するべきである。

（３）なお、現在の契約においては、以下のような課題があり、早急な対応が必要である。

ア　管理業務委託に含まれているレストハウスにおいては飲食物の販売を実施しており、また土地を無償貸付しているテニスコートや駐車場では、利用者から使用料を徴収している。これら収入は、同団体が実施する施設の維持管理等に伴う費用に充当していると

の説明であるが、定期的な収支確認はなされていない。業務委託は府が発注しており、貸付している土地も無償であることから、毎年度、能勢の郷業務に係る当該団体の支出・収入内容について確認を行い、剰余金が出ていないかを確認するべきである。（実際、確認できた平成２１年度収支決算書類では、能勢の郷運営業務において９０３千円の剰余金が記載されている）

また、当該業務委託や無償貸付では、剰余金が出た場合の取扱いについて定めておらず、事前に取扱いを定めるべきである。

なお、平成１２年度以降現在に至るまでの収支の内容を確認し、剰余金が出ている場合には、その取扱いについて検討すること。

イ　レストハウスやアスレチックの入り口付近の自動販売機について、設置及びその契約内容に関して、所管部局は掌握していない。その設置概要及び契約内容について把握したうえで、別途自動販売機に係る使用料を徴収するなどの措置を講じるべきである。

ウ　管理業務委託契約書第１０条では、業務の指揮監督をするため、主任者の設置が義務付けられており、その氏名等を書面で府に届け出ることとなっている。しかし、毎年度契約締結時に届出は提出されておらず、契約条項に基づき、早急に主任者設置の届を受領するべきである。

１　背景・現状及び受検機関の対応

(1)　経緯

| | |
|---|---|
| 昭和５３年４月 | 府民が自然と親しみスポーツ・レクレーション等の余暇活動を行うための施設として府が設置。財団法人「能勢の郷」へ管理運営委託。 |
| 平成９年３月 | 財団法人「能勢の郷」解散。財団法人「大阪府青少年活動財団」と統合。 |
| 平成９年４月 | 財団法人「大阪府青少年活動財団」へ管理運営委託開始。 |
| 平成１２年３月 | 公の施設改革プログラムに基づき公の施設を廃止（理由：利用者減少や地域偏在の傾向・民間による類似施設の整備等)。行政財産から普通財産に用途変更。 |
| 平成１２年４月 | 地元地域団体である「能勢の郷山辺共栄会」に対し、管理業務委託及び土地・建物・工作物等の無償貸付開始。 |

(2)　平成１２年公の施設廃止当時の対応

| | 名　称 | 廃止後の管理形態 |
|---|---|---|
| 1<br>2<br>3<br>4<br>5 | レストハウス<br>芝生広場<br>プレイランド<br>森林学習館<br>木工クラフト館 | 能勢の郷山辺共栄会に管理業務委託 |
| 6<br>7 | アスレチック<br>サイクルモノレール | 能勢の郷山辺共栄会に有償譲渡 |
| 8<br>9 | テニスコート<br>駐車場及び上記６・７の土地 | 能勢の郷山辺共栄会に無償貸付 |
| 10 | 郷土館 | 能勢町へ無償譲渡 |
| 11 | ２１世紀の森 | 環境農林水産部へ所管替え |

(3) 現在の管理業務委託及び無償貸付の概要

ア 管理業務委託（平成２２年度分）

○委託業務名　能勢の郷管理業務
○委託金額　１０,５５９,８２０円
○契約期間　平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日
○委託先　能勢の郷山辺共栄会
○主な委託内容　施設利用管理業務・日常清掃業務・夜間等警備業務・植栽等管理業務・設備管理業務
○委託面積　２８,７１８㎡
○その他　施設管理に係る机・イス・電気製品などは無償貸付

イ 土地・建物等の無償貸付業務（平成２２年度分）

○無償貸付期間　平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日
○無償貸付先　能勢の郷山辺共栄会
○指定用途　野外活動施設の管理運営
○無償貸付面積　土地　１５２,０００㎡　建物　１１９．７５㎡

## ２ 課題

(1) 公の施設として廃止し、行政財産を普通財産に用途変更したにもかかわらず、実質的に公の施設と変わらぬ施設運営がなされている。

(2) 平成１２年度以降、毎年度、地元地域団体への管理業務及び普通財産の無償貸付が継続されているが、内容的には、他団体でも当該業務は可能であると考える。

(3) 能勢の郷関連業務の収支について、毎年度確認がなされていない。また、業務において剰余金が出た場合の取扱いも定められていない。

(4) 大阪府の普通財産である能勢の郷区域内に設置されている自動販売機について、その契約内容などが把握されておらず、使用料等の徴収もしていない。

(5) 管理業務委託契約書に明記されている主任者の設置届が提出されていない。

（参考）

○当該業務委託契約書

第10条第１項　乙（受託者）は、自己の責任において業務の指揮監督をするため主任者を置き、主任者の氏名等を書面により甲（大阪府）に届け出なければならない。

（以下　略）

○平成20年度包括外部監査結果より抜粋

現在のように普通財産として保有するのであれば、当該施設の置かれている状況を鑑みても、公有財産規則に規定する貸付料の徴収や資産の売却の可能性について検討すべきであると考えられる。（意見）

○　代々木別館及び下高井戸別館について

| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府政策企画部（東京事務所） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月３日<br>事務局　平成23年７月14日から平成23年７月15日まで |
|---|---|---|---|

**委員意見**

**東京事務所においては、その勤務する職員及び各省への派遣職員に対して、必要な場合、行政財産である代々木別館（渋谷区）及び下高井戸別館（杉並区）を住居として使用させている。**

**代々木別館は、単身者向け住居であり、昭和５０年建築で築後３７年が経過。老朽化が著しく、地下パイプの破損によるものと思われる地下水の滞留や水の蛇口をひねると熱湯が出るなどの支障が生じている。また、平成２２年度に実施した建築物・設備の定期点検においても、いくつかの要修繕箇所が指摘されている。**

**本年５月に実施された本府公共建築室の「府有建築物の劣化度調査報告書」によると今後、大規模改修をはじめ多額の補修費用が見込まれている。**

**住居は６畳一間で、トイレ・浴場・調理場も共同であり、決して生活環境としても良好とはいえない状況である。**

**下高井戸別館は、世帯向け住居であり、平成元年建築で築後２２年が経過。公共建築室による劣化度調査は実施していないものの、軽量鉄骨プレハブ造りで、既に減価償却期間を経過しており、老朽化による建替えが必要となる見通しである。**

**東京事務所の職員数も減り、入居者が減少しているなか、今後の大規模改修費用も含めた保有継続コストと資産活用による収入や民間マンションの借上とした場合のコストなどを精査し、費用対効果を見極めたうえで、経済的かつ職員の住環境改善となる措置を検討するべきである。**

**背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　代々木別館及び下高井戸別館の活用等検討経過

| | |
|---|---|
| 平成１８年度 | 「行財政改革プログラム(案)」において、すべての府有財産について点検を行い、貴重な経営資源として活性化していくこととされ、「府有財産有効活用検討会」による方向性が出される。<br>○代々木別館「土地のポテンシャルを活用した施設整備の方向性を検討」<br>○下高井戸別館「将来的な需要動向を見極め、施設のあり方を検討」<br>上記検討会において「職員宿舎は賃借対応とすべき」との委員意見が出される。 |
| 平成２０年度 | 「財政再建プログラム（案)」における歳入確保策として府有財産売却収入の対象物件として浮上。土地・建物は売却し、宿舎は賃借化する方向で議論がなされるが、次年度以降の継続検討となる。 |

(2)　施設概要

（ア）代々木別館（単身赴任用　１６室）

| | |
|---|---|
| 所在地 | 東京都渋谷区代々木４丁目 |
| 土地面積 | ７１４．０４㎡ |
| 建面積<br>延面積 | ３９４．８９㎡<br>８４８．３０㎡ |
| 築年月日 | 昭和５０年４月２０日 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート　３階建　各居室６畳一間（約１５㎡） |

| | |
|---|---|
| 入居状況 | 東京事務所職員７名及び省庁派遣職員４名　計１１名（空室５） |

(3)　代々木別館に係る今後の維持修繕コスト（公共建築室　試算）

| 年　度 | 金額（千円） | 主な補修箇所 |
|---|---|---|
| 平成２４年度 | ５５,２４１ | 受電設備・空調設備・給湯設備・給水設備等更新 |
| 平成２５～２８年度 | ４７,６４２ | 外壁・外部建具等部分更新 |
| 平成２９～３３年度 | １９,７６６ | 屋根防水シート更新、内部床・壁・天井等張替 |
| 平成３４～３８年度 | １４,９８ | 外壁・外部建具等部分補修 |
| 平成３９～４３年度 | ２２,９２５ | 空調設備・換気設備等更新 |
| 平成４４～４７年度 | ２２,０２０ | 表示設備更新、給湯設備・換気設備等更新 |
| 合　計 | １８２,５７４ | |

※下高井戸別館については、減価償却期間を経過しており、維持修繕コストの試算は未実施

**２　課題**

代々木別館・下高井戸別館ともに、今後、多額の維持補修費等が見込まれる。特に単身赴任用の代々木別館については、老朽化が著しく、入居している職員の居住環境も悪化している。

早急に対応を検討する必要がある。

○　管外旅費の実費精算について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府総務部<br>（人事室企画厚生課） | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年8月3日<br>事務局　平成23年6月21日から<br>平成23年8月5日まで |

**委員意見**

**管外旅費の精算については、従来、一部を除き、定額支給とされてきたところであるが、実際に要した以上に支給することも懸念されるところである。このため、管外旅費については、内部統制の観点から、実費負担による精算への変更を検討されたい。**

**1　背景・現状**

(1) 大阪府の出張旅費

職員が出張し、又は赴任したときには、当該職員に対し旅費を支給する（職員の旅費に関する条例、職員の旅費に関する規則、運用、運用規則等）。旅費は、旅行中に必要となる交通費、宿泊費等の経費にあてるため支給される経費であり、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費に支給する。

旅費は出張先の地域によって、以下のように管内出張及び管外出張に区分されている。

ア　管内出張

【大阪府内に在勤公署がある場合】

| | |
|---|---|
| 大阪府 | 全域 |
| 京都府 | 京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡（井手町のみ）、相楽郡（精華町のみ） |
| 兵庫県 | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 |
| 奈良県 | 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡 |
| 和歌山県 | 和歌山市 |

【大阪府外に在勤公署がある場合】その在勤地内の地域

イ　管外出張

アに示した地域以外の出張

(2) 管外旅費の状況

ア　条例等

管外出張に係る旅費については、職員の旅費に関する条例（以下、旅費条例という）には、旅費の種類、支払要件及び支給額が定められているが、国の旅費法に準拠している。

旅費条例第６条第７項では、宿泊費は定額で支給（地域別に8,700円又は7,600円）する定めがあり、精算に際し、領収書は不要である。運賃は、例えば、鉄道賃については所管大臣の認可を受けた料金、また、自動車を使用した場合も、条例上、定額が示されていることから、精算に際し、領収書は不要である。なお、航空賃については、割引航空運賃制度の多様化に伴い同一路線の同一日の航空券について、複数の価格が存在する状況にあることなどから、現に支払った額で精算することとなっており、支払額を証明する資料の提出が求められている。

イ　管外旅費の精算事務

管外旅費の精算事務は、（ア）出張する職員による事前の運賃・宿泊費等の概算計算、（イ）決裁権限者の承認、（ウ）支出命令の手続き、（エ）審査の二日後に出張する者への概算支払、（オ）出張後に精算という手続きが採られており、これら一連の事務は、すべてシステムによっている。

ウ　部局別の管外旅費の状況

旅費精算に係るシステムでの集計によれば、部局別の平成22年度の管外旅費の内、特急料金（鉄道のみ）と運賃の発生状況は、下表のとおりであり、部局によって管外出張の頻度も旅費金額も異なる。

（単位：千円、単位未満四捨五入）

| 部名称 | 旅行数 | 用務先数 | 特急料金鉄道のみ | 運賃合計 | （内訳） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 鉄道 | バス | 航空機 | 船 | その他※ |
| 政策企画部 | 817 | 1,182 | 5,544 | 11,755 | 10,332 | 295 | 1,129 | 0 | 0 |
| 総務部 | 748 | 1,034 | 5,494 | 11,233 | 10,929 | 122 | 176 | 0 | 6 |
| 健康医療部 | 815 | 909 | 6,053 | 13,230 | 12,633 | 166 | 432 | 0 | 0 |
| 商工労働部 | 761 | 1,058 | 5,765 | 11,105 | 10,317 | 147 | 505 | 0 | 137 |
| 環境農林水産部 | 1,270 | 1,511 | 8,508 | 17,015 | 15,648 | 477 | 885 | 5 | 0 |
| 都市整備部 | 842 | 1,052 | 4,765 | 9,373 | 8,521 | 124 | 723 | 6 | 0 |
| 収用委員会 | 6 | 6 | 7 | 64 | 64 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅まちづくり部 | 268 | 295 | 2,361 | 4,785 | 4,597 | 20 | 168 | 0 | 0 |
| 会計局 | 33 | 43 | 316 | 540 | 540 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会事務局 | 64 | 110 | 541 | 1,247 | 999 | 74 | 172 | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 506 | 639 | 3,922 | 7,027 | 6,736 | 143 | 146 | 2 | 1 |
| 人事委員会事務局 | 41 | 51 | 311 | 668 | 531 | 4 | 132 | 0 | 0 |
| 監査委員事務局 | 23 | 29 | 159 | 302 | 262 | 3 | 36 | 0 | 0 |
| 労働委員会事務局 | 18 | 18 | 159 | 374 | 372 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 水道部 | 203 | 260 | 680 | 1,745 | 1,619 | 9 | 117 | 0 | 0 |
| 府民文化部 | 267 | 353 | 2,134 | 4,036 | 3,833 | 76 | 122 | 0 | 6 |
| 福祉部 | 992 | 1,257 | 3,548 | 6,987 | 6,587 | 100 | 279 | 19 | 1 |
| 新第１学区 | 6 | 6 | 55 | 98 | 96 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 新第２学区 | 4 | 4 | 46 | 74 | 74 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新第３学区 | 3 | 4 | 32 | 54 | 54 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 専門高校 | 5 | 5 | 32 | 58 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総合学科 | 1 | 1 | 10 | 20 | 19 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 特別支援学校 | 5 | 5 | 38 | 62 | 59 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 工業高等専門学校 | 15 | 16 | 84 | 156 | 143 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 7,713 | 9,848 | 50,563 | 102,008 | 95,023 | 1,779 | 5,021 | 34 | 151 |

※送迎バス、タクシー、レンタカー、券受け取り、ケーブルカー、ロープウェイ、など

## ２　受検機関の対応

平成22年度の事務局監査において、経費縮減の観点から新幹線を利用する場合、「回数券等、各種割引制度に関する取り扱いについても府民の理解が得られるよう、その扱いを検討されたい」として、各種割引制度の活用の検討を人事室に対して通知されている。それを受けて、人事室では、正規料金と各種回数券とエクスプレス予約、ＥＸ－ＩＣのそれぞれの料金を比較し、メリット・デメリットを検討していた。

これらの割引制度を活用することによる割引額は年間最大約650万円と試算され、旅費総額の0.4%程度と見込まれている。

## ３　課題

「府民への説明責任」の観点から、旅費精算のあり方については見直しの必要がある。

現状、鉄道運賃等は既定運賃での精算であり、領収書の提出は求められていない。一方、航

空運賃は支払った金額での精算であり、「支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付」（例：チケット半券等）の提示が求められている。

なお、通勤手当では、システムでの届出並びに確認及び決定手続後に、当該手当を支給されている職員について定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、手当の受給要件を具備するか、当該手当の額が適正か、確認するものとされている。

このように現状は、内部統制の観点から領収書や現物を重視する「証拠方式」による精算と管外旅費のように領収書を求めない方式での精算と混在している状況である。

本来、管外旅費のように、概算で支払を行う場合は、事後に少額の交通費を除いた新幹線や特急券、宿泊費の領収書を提出し、実際利用額との差額を調整する方法、あるいは、立替払いによる事後精算として実費を支給すべきである。

管外出張の大部分は、東京都への出張であり、現在人事室で検討されている回数券の支給や、大阪・東京間の新幹線の利用についてエクスプレス予約を活用するなど、大阪府にとって有利な方法が選択されれば、節減効果が見込まれる。また、個人による精算から大阪府が一括支払いする方法への変更となり、不適切な支出の機会が減るため、内部統制上の効果も期待される。

しかし、これまでの定額支給方式から、領収書の提出を求めて精算させる方式への変更は、事務量が増加し、経費増の懸念はあるものの、管外出張の大部分を占める東京都への出張について上記のような割引制度の活用を組み合わせるなど、現在、人事室において検討されているもの以外の管外旅費については、近郊管外や自家用車等の領収書の添付はできないものを除き、府民への説明責任と内部統制の観点から領収書の添付による精算を検討すべきである。

現状、当初申請どおりに旅費が執行されているかを確認する方法がないため、適切な旅費執行を担保する取組が必要であり、事務量の増加にも配慮しつつ、大阪府全体として不適正な支出等を防止するためにも管外旅費の精算方法のあり方について検討されたい。

○　税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務に係る契約金額について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府総務部<br>（税務室税政課） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月３日<br>事務局　平成23年６月21日から<br>平成23年８月５日まで |

**委員意見**

**随意契約である「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」について、当該業務を実施している業者からの作業報告によると、見積算定時の見積工数と実績工数とに相当の乖離が生じているため、原則精算方式によることを検討されたい。**

**また、積算ガイドラインで示されている契約単価と業者が提示する単価にも乖離が生じていることから、これについても十分な検証が必要である。**

**よって、当該業務の実情を前提とした契約方法及び契約金額について検討されたい。**

**１　背景・現状**

(1) 税務情報システムの範囲は以下のとおりである。

- 自動車税電算システム
- 税務総合電算システム
- 府民税利子割システム
- 滞納整理支援システム
- 軽油流通情報管理システム

(2) これら税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務の各業務内容は以下のとおりである。

ア　税務情報システム保守業務

税務情報システムの保守業務であり、障害対応等や即時のプログラムの修正のためにＳＥが常駐している。

イ　税務情報システム全体の運用管理業務

税務情報システムに属するシステム全体または複数システム間に影響のあるシステム回収、障害対応及び問い合わせ対応等を行う業務。

(3) これらの税務総合電算システムや自動車税電算システム等で構成する税務情報システムは、課税から管理収納、決算、統計まで一貫して処理する大規模なオンライン・リアルタイムシステムであり、システム全体で４千本以上のプログラムを有している。

(4) 税務室税政課システムグループでは、このようなシステムのメンテナンスを迅速かつ正確に行うためには、すべてのプログラムの細部にわたり理解する必要があり、短期間にそれを行い得るのは、このシステムを開発し、システム全体を熟知している業者のシステムエンジニア（以下、「ＳＥ」という。）以外にはないとして、当該業者と随意契約を行っている。

(5) 随意契約にあたり、同グループでは、予定価格を積算し、業者からの見積金額が予算内であることを確認して契約を締結している。

(6) 各業務の予定価格の積算方法は以下のとおりである。

| 業務内容 | 積算工数 | 積算単価 |
|---|---|---|
| 1　税務情報システム保守業務 | 障害対応等や即時のプログラム修正のために常駐するＳＥ人員数（本業務で拘束する人員数）により積算。 | Ｉ Ｔ推進課の提示する積算ガイドラインで決められた積算単価（「積算資料」2010年10月号）を採用。（＠839,000円／人月） |
| 2　税務情報システム全体の運用管理業務 | 平成20年度及び平成21年度の実績工数について、同期間の１の実績工数に対する比率を求め、その平均値（0.2）を係数として、１の積算工数に同係数を乗じて算定。 | |

(7) 大阪府の予定価格積算金額と業者の見積金額及び契約金額

ア．平成22年度の大阪府の積算金額（税抜）

| 内容 | | 積算工数（人月） | 積算単価（円／人月） | 予定価格（円） |
|---|---|---|---|---|
| 税務情報システム保守業務 | | | | |
| | 進行管理 | 24 | | |
| | 保守業務（A） | 108 | | |
| 税務情報システム全体の運用管理業務（A）＊0.2 | | 21.6 | | |
| 作業工数合計 | | 153.6 | ＠839,000 | 128,870,400 |

イ．平成22年度の業者の見積金額（税抜）

| 品名 | 数量 | 単価（円／人月） | 金額（円） |
|---|---|---|---|
| 税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務 | 一式 | | 121,600,000 |
| （内訳） | | | |
| システムエンジニア | 5.0人月 | ＠1,590,000 | 7,950,000 |
| プログラマ | 142.1人月 | ＠1,167,000 | 165,830,700 |
| 合計 | | | 173,780,700 |
| ご出精値引き | | | ▲52,180,700 |
| ご提供価格 | | | 121,600,000 |

ウ．平成22年度の契約金額（税抜）

121,600,000円

## 2　課題

平成20年度から平成22年度までの大阪府の積算工数、業者見積工数及び実績工数はそれぞれ以下のとおりである。

＜積算工数と実績の対比＞

| 年度 | 内容 | 積算工数<br>（人月） | 見積工数<br>（A）<br>(人月)※ | 実績工数<br>（B）<br>（人月） | 差異<br>（A）－<br>（B）<br>（人月） |
|---|---|---|---|---|---|
| H20 年度 | 税務情報システム保守業務 | 95.5 | | 95.6 | |
| | 税務情報システム全体の運用管理業務 | 16.8 | | 14.3 | |
| | 合計 | 112.3 | 116.4 | 109.9 | 6.5 |
| H21 年度 | 税務情報システム保守業務 | 132 | | 86.1 | |
| | 税務情報システム全体の運用管理業務 | 21.6 | | 27 | |
| | 合計 | 153.6 | 156.3 | 113.1 | 43.2 |
| H22 年度 | 税務情報システム保守業務 | 132 | | 98.7 | |
| | 税務情報システム全体の運用管理業務 | 21.6 | | 7.9 | |
| | 合計 | 153.6 | 147.1 | 106.6 | 40.5 |

※　見積工数欄は、業者見積りにより記載しているが、見積算定時においては、各業務の工数は示されていないため合計で記載している。

大阪府の計算による積算工数及び業者による見積工数のそれぞれの合計欄を比較すると、その差は僅少であった。しかし、業者による見積工数及び実績工数のそれぞれの合計欄を比較すると、平成20年度の差異は僅少であったが、平成21年度及び22年度のそれぞれの差異は、40人月以上となっており、大幅な乖離が生じている。これについては、業者見積工数と実績工数とに相当の乖離が生じていることから、実績に応じた精算方式によることを検討されたい。

また、税務室税政課システムグループの分析によれば、積算時の算定基礎となる積算単価は、ＩＴ推進課が提示する積算ガイドラインで示されている積算単価を用いているが、当該単価は、業務に従事する技術者の能力水準を低めに設定したうえで査定されたものであるため、大阪府による積算と業者が提示する見積りは、工数全体ではほとんど差異はないものの、それぞれの単価は、平成22年度で比較すると、大阪府が839,000円／人月であるのに対し、業者が提示する単価は、システムエンジニア1,590,000円／人月、プログラマ1,167,000円／人月となっており、大きな差が見られる。

業者が提示する積算単価の妥当性については、ＩＴ推進課が提示する積算ガイドラインを参考にするにしても、上記のように業者の提示する単価との差が大きい場合には、単価についての検証が必要である。

よって、当該業務の実情を前提とした契約方法及び契約金額について検討されたい。

なお、平成22年度においては、見積工数と実績工数の差異は40.5人月であったが、これに大阪府の積算で採用した単価＠839,000円を乗じると33,979,500円となり、当該金額相当の契約金額の減額が見込まれた。

○　統計資料室のあり方について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府総務部<br>（統計課） | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年8月3日<br>事務局　平成23年6月21日から<br>平成23年8月5日まで |

**委員意見**

**統計資料室は平成23年３月に咲洲庁舎に移転したが、利用率が著しく低い状況になっている。今後の統計資料室のあり方について検討されたい。**

**１　背景・現状**

大阪府総務部統計課が、平成23年３月に咲洲庁舎に移転したことに伴い、同課が所管している統計資料室も咲洲庁舎に移転している。移転作業のため、平成23年３月８日から18日までは閉室し、３月22日から再開している。移転後は、隣接する商業施設との連絡通路入口近くの２階に設置されている。

しかしながら、統計資料室の利用実態については、移転後の１日当たり閲覧人数は、４月は1.0人、５月は1.8人といずれの月も著しく低い利用率となっている。

＜統計資料室の利用状況＞

| | H23／１ | H23／２ | H23／３ | H23／４ | H23／５ |
|---|---|---|---|---|---|
| 閲覧資料件数（件） | 365 | 239 | 142 | 99 | 191 |
| 閲覧者（人） | 61 | 50 | 26 | 20 | 36 |
| １日当たり閲覧件数（＊） | 18.3 | 12.0 | 7.1 | 5.0 | 9.6 |
| １日当たり閲覧人数（＊） | 3.1 | 2.5 | 1.3 | 1.0 | 1.8 |

（＊）１ヶ月を20日として換算している。３月は８日から18日まで閉室している。

**２　受検機関の対応**

統計課では統計資料を積極的にホームページで提供し、利用者の便宜を図っているものの、資料を閲覧・複写する統計資料室の利用者は減少傾向にあり、この状況を踏まえ、統計資料室のあり方の検討を進める必要があると認識している。

また、統計資料室の設置場所については、咲洲庁舎全体のあり方とも密接に関係するとの考えから、関係室課と協議し、検討していく方針である。

**３　課題**

従来は、府政情報センターと一体運営していたものが、統計資料室が府政情報センターと分離されたため、府民向けの施設としての機能が低下していると考えられるので、統計課執務室内等に資料室として設置し、府民対応の体制の検討を行なうなど、費用対効果を十分に検証した上で、統計資料室のあり方について検討されたい。

○　消費生活センターのあり方について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府府民文化部<br>（府民文化総務課）<br>大阪府消費生活センター | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月26日<br>事務局　平成23年６月28日から<br>平成23年８月３日まで |

委員意見

府は、平成23年度中に、大阪府消費生活センター（以下「府センター」という。）を大阪市消費者センター（以下「市センター」という。）に隣接する場所に移転する予定であるが、府センターの運営や内容等については以下の課題があるので、移転に際し再検討し、府センターの機能強化策を講じられたい。

(1)　転貸借方式により大阪市から転借する予定であるが、１平方メートル当たりの賃料等は現行の1.25倍になる。賃料等を市場原理等に基づき検証する必要がある。

(2)　市センターの展示スペースを利用するに当たっては、府・市それぞれの特性を十分整理し、大阪市と協議して具体的なルールを定めていく必要がある。

(3)　大阪市と共同運営している商品テスト室のテスト機器については、更新の計画や府市の負担のあり方がルール化されていない。

(4)　事業者指導における府市連携については、法律上の権限が異なっているだけではなく、条例上も、指導監督権限の対象・内容・手続が異なる規定がある。条例の規定の統一化の検討も含め、法的整理が必要である。

(5) 現行の組織体制では、大阪市からの相談情報の早期把握・共有を、相談業務を外部に委託している府センターがどのような仕組みで行うのか不明である。単に、市センターに隣接するだけでは、府センターの専門性が向上するとは考えられない。

(6)　普及啓発・相談業務について、移転後の平成24年度からは受託事業者を広く公募する予定であるが、公募に当たっては、一者入札とならないよう、公募条件の設定に十分留意し、競争性を確保する必要がある。

(7)　現在、セミナー室等を府センター業務に支障のない範囲内で消費者団体等に無償で利用させているが、労働組合の会合に使用されているなど、その利用手続について不適切なものが認められる。利用のあり方を検討する必要がある。

(8)　ポスター作成用大型プリンターについては、府センターが所有する必要性を十分検証するとともに、消費者団体等に利用させるならば、費用負担額・利用の基準・手続等を明確に定めて公表する必要がある。

(9)　現在、府内で消費者安全法の基準を満たす「消費生活センター」を設置している団体は28市で、残りの５市と町村の全ては相談窓口は設置されているが、消費生活センターの基準を満たしていない。府は市町村と連携して、具体的な数値目標を持った中長期の計画を策定し、その実現のために基金を原資とする消費者行政活性化事業補助金を有効に活用していく必要がある。

(10) 消費者安全法は、市町村で対応できない広域的な見地を必要とする相談・あっせんの対応を府に求めており、併せて、各種法令に基づき、悪質な事業者の指導取締を府が行うこととなっている。法令の趣旨に沿った府の役割を発揮するためには、具体的な戦略の検討が必要ある。

(11) 移転案についての審議が行われた大阪府消費者保護審議会の審議内容が半年たっても公表されておらず、その審議経過は明らかにされていない。早急に公表する必要がある。

## 1　背景・現状及び受検機関の対応

### (1)　大阪府消費生活センターの沿革

大阪府消費生活センター（以下「府センター」という。）は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって府民の消費生活の安定及び向上に資するため、昭和 44 年８月 15 日に公の施設として開設された大阪府立消費生活センター（以下「府立センター」という。）が、平成 14 年４月１日に行政機関に改編されたものである。

府立センターは、特殊法人国民生活センター（現在の独立行政法人国民生活センター）が設立された昭和 45 年 10 月１日より１年早く設置されており、府立センターとして 32 年８か月、行政機関に改編された府センターとして９年６か月と、今日まで 42 年間にわたり、大阪府の消費者行政に取り組んできた。

平成 14 年３月 31 日以前は、危害の防止や事業者指導など大阪府消費者保護条例（以下「府条例」という。）の施行に係る権力行政や企画調整については本庁、相談業務や普及啓発業務については公の施設である府立センターと明確に役割を分担していたが、平成 14 年４月 1 日からは、公の施設である府立センターを行政機関に改編し、これまで本庁が担っていた府条例の施行の権限を府センターに移管し、消費者行政の権限を府センターに一元化した。なお、府センターの業務のうち、相談業務、普及啓発業務等については財団法人関西消費者協会（以下「関消協」という。）に随意契約で委託して、事務執行の効率化を図った。

消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、国は、複数の省庁に権限が分散している消費者行政について司令塔となる機関を設置する制度改正を行い、平成 21 年９月１日から消費者庁及び消費者委員会設置法をはじめとするいわゆる消費者庁関連３法が施行された。これまで地方公共団体が独自で設置していた消費生活センターについては、消費者庁関連３法の一つである消費者安全法第 10 条に明記され、都道府県の必置機関とされた。

また、消費者庁関連３法施行に合わせて、今後３年程度を地方消費者行政強化のための集中育成・強化期間とし、平成 21 年度から平成 23 年度までの３年間の時限措置として、都道府県に国庫交付金を交付して「地方消費者行政活性化基金」を造成することにより、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援する地方消費者行政活性化事業に取り組んでいる。府においても、14.6 億円の国庫交付金を受け、大阪府消費者行政活性化基金（以下「府基金」という。）を造成し、平成 23 年度までの３年間、市町村に助成するとともに、府の機能強化に充てることになった。

平成 21 年度は、府センターにおいて基金事業の調整も行っていたが、平成 22 年度から、府基金による市町村助成を含め消費者行政の企画調整の権限を府民文化総務課に移管し、現在は、企画立案は府民文化総務課、普及啓発、消費者相談、事業者指導等は府センターという役割分担となっている。

### (2)　府センターの機能強化と移転

府基金を活用した平成 23 年度の「消費者行政活性化事業」のうち、府センターにおける市町村の中核的消費生活センターとしての機能を強化するための事業は、以下のとおりである。

| 細々事業名 | 予算額(千円) | 事業内容等 |
|---|---|---|
| 消費生活相談窓口整備・強化事業 | 41,352 | ・市町村消費請託相談員養成事業<br>・消費者相談窓口集中発信事業　他 |
| 悪質事業者を許さない消費者力集中強化事業 | 7,737 | ・大学生・高校生による消費者教育事業<br>・教員への消費者教育講座事業　他 |
| 府センター機能（ハード・ソフト）強化事業 | 4,123 | ・情報センター化事業<br>・府センター機器整備事業 |

また、大阪市との連携を進めることにより府センターの機能を強化するため、平成 23 年度中に府センターを現在の大阪マーチャンダイズ・マートビル（以下「ＯＭＭ」という。）から、アジア太平洋トレードセンター（以下「ＡＴＣ」という。）にある大阪市消費者センター（以下「市センター」という。）に隣接するスペースに移転する予定であるが、この移転に係る「大阪

府消費生活センター機能強化事業」の平成 23 年度予算額は、工事費が 82,132 千円、備品購入費、運搬作業費、賃借料等の経費が 49,826 千円の合計 131,958 千円で、そのうちの 96.4%に当たる 127,197 千円の財源は府基金の繰入金である。

工事費のうち実施設計業務に係る予算額は 3,587 千円であり、平成 23 年９月 16 日までを契約期間として、同年６月、建築設計、設備設計それぞれ、府センター以外の２施設と合わせて実施設計業務委託の一般競争入札を行い、契約を締結しており、府センターに係る契約金額は 2,266,156 円である。

今後、完成した実施設計を基に、同年 10 月に移転改修工事の入札を行い、平成 24 年３月に移転を完了させる予定である。

### (3) 移転後の賃料等

市センターに隣接することにより府センターの占有面積を縮減するということで、府センターの占有面積は 655 平方メートルから 370.54 平方メートルへと、現行の 57 パーセントに縮減される予定である。

府民文化部は、府議会に対し「移転により、賃料等の固定経費を平年ベースで年間 1,000 万円以上の軽減が可能」と説明してきたが、１平方メートル当たりの月額単価で比較すると、現行のＯＭＭでは消費税込み 3,990 円の賃料のところ、移転後のＡＴＣでは、賃料が 4,381 円と 1.1 倍となっており、共益費を合わせた額では 1.25 倍となっている。

[固定経費の試算]

| | 予算要求資料 年間総額 | | １平方メートル当たりの月額税込単価（円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 現行 | 移転後 | 現　行 | 移転後 | |
| | | | | 予算査定 | 平成23年度 |
| 面積（平方メートル） | 655 | 370.54 | | | |
| 賃料（円） | 31,359,880 | 20,612,770 | 3,990 | 4,636 | 4,381 |
| 共益費（円） | 7,964,604 | 8,473,879 | 1,013 | 1,906 | 1,906 |
| 計（円） | 39,324,492 | 29,086,649 | 5,003 | 6,542 | 6,287 |

ＡＴＣを所有する株式会社アジア太平洋トレードセンターと直接賃貸借契約を締結するのではなく、同社と賃貸借契約を結んでいる大阪市から転借することが、平成 23 年４月７日付けで府民文化部長と大阪市市民局長との間で合意されている。転貸借方式は、賃貸人と直接交渉できないことから、転借人の地位が不安定で、賃料が割高となるおそれがあるなど一般的に借受人にとって不利な方式であるが、転貸借方式を採用するならば、そのメリットを府民に明確に示す必要がある。

また、ＡＴＣの賃料については、大阪市を被告とする住民訴訟において、大阪地方裁判所が選定した鑑定人が平成 19 年７月に提出した鑑定評価書によると、市センターに係る適正額は、賃料及び共益費合わせて月額 3,800 円（消費税抜き）であった。今回、府が負担する予定の賃料等（月額 6,287 円）についても、市場原理等に基づき検証し、適正な金額にしていく必要がある。

### (4) 移転後のセンター機能

占有面積の削減の内訳を見ると、相談業務等の委託先である関消協の自主事業に係る部分や小会議室を完全に廃止するとともに、市センターの展示スペース「くらしのひろばエル」（以下「エル」という。）に資料を集約することにより、ＯＭＭの「生活情報ぷらざ」（以下「府ぷらざ」という。）のうち専門資料コーナーや情報提供・啓発スペースを廃止することで 156 平方メートルを削減する一方、それ以外の施設については、それぞれ占有面積を縮小して約 128 平方メートルの削減を行っている。

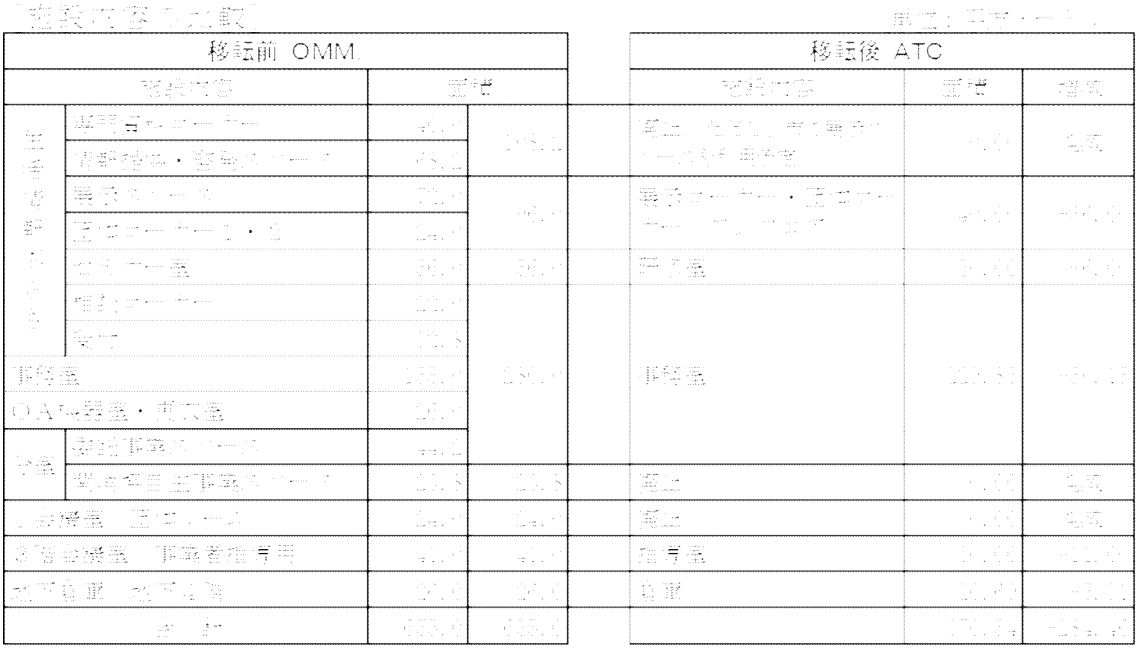

**ア　大阪市の展示スペースの利用**

府の専門資料コーナー及び情報提供・啓発スペースの廃止に伴い、そこで提供していた資料については、市センターの保有する資料との重複を精査し、残すべき資料をエルに置かせてもらう予定である。

しかし、市センターはプレイルームや子どもを対象とした体験型の展示スペースなど、子ども連れにも配慮した施設となっている。一方、府ぷらざは、専門的な資料を中心として情報提供しており、それぞれ特性がある。単に資料を置いてもらうだけにせよ、大阪市と合同で情報提供していくにせよ、それぞれの特色を課題整理し、大阪市と協議して具体的なルールを定めていく必要がある。

なお、現在ＯＭＭで使用している電光掲示板等は、有効に活用されるよう所管換えも含め検討する必要がある。

**イ　セミナー室の現状**

府条例第３条第５項で府は消費者団体の活動に必要な支援の措置を講ずるものと規定していることを踏まえ、府センターの業務に支障のない範囲内で、国、公共団体及び公共的団体とともに消費者団体がセミナー室等を無償で利用できることになっており、平成 22 年度の利用状況は以下のとおりである。

| | セミナー室 | | 団体ルーム | | 団体ｺｰﾅｰ1 | | 団体ｺｰﾅｰ2 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 |
| 消費者団体 | 85 | 1,570 | 57 | 446 | 81 | 380 | 2 | 10 |
| 事務局 | 103 | 1,158 | 33 | 145 | 51 | 217 | 13 | 16 |
| 関消協 | 70 | 1,207 | 110 | 415 | 24 | 76 | 11 | 25 |
| 合計 | 258 | 3,935 | 200 | 1,006 | 156 | 673 | 26 | 51 |

利用の手続については、平成 13 年度までは「セミナー室の利用に関する要綱」（以下「旧要綱」という。）を定めていたが、府センターに改編された平成 14 年４月から平成 23 年３月までの９年間は、旧要綱を改正することなく、従前からの手続で利用させ続けており、公の財産の管理としては不適切であった。

平成 23 年４月からは、「大阪府消費生活センターセミナー室等利用要領」（以下「新要領」

という。）を制定し、消費生活上の諸課題についての活動（以下「消費生活活動」という。）をする団体・グループを消費者団体等と定義し、セミナー室等を利用する消費者団体等は、あらかじめ団体登録票に規約、名簿、機関紙等を添付して登録を行うこととしたが、平成 23 年７月までの実績をみると、国の消費者団体調査のリストを基に府センターが作成した「府内消費者団体等一覧」（以下「一覧表」という。）記載の 98 団体に対しては、規約、名簿等の添付など、新要領に基づく登録手続を行うことなく、利用させていた。なお、一覧表には、消費生活活動を主たる目的とする団体だけでなく、消費生活活動は付随的に行っているだけの団体もある。

実際、頻繁に利用する団体は 10 団体程度であるが、一覧表に代表者が記載されていなかったり、一覧表と異なる代表者等の名義で利用申込書が提出されているものがあり、利用申込書の「内容」欄の記載も抽象的なものが多く見られる。

また、関消協については、新要領に基づく登録がなされていないのに利用を認めており、その中には、関消協の団体固有の事務である理事会の開催が２回、相談員の労働組合の会合が１回と、旧要綱・新要領に定める本来の目的にそぐわない利用も見られた。

無償で施設を利用させることは実質的に団体に対する補助に他ならないが、以上のように府センターにおけるセミナー室の管理手続には不適切な点が認められる。

**ウ　移転後の研修室のあり方**

府センターが移転する予定の場所は、これまで市センターが研修室１、研修室２及び実習室として使っていた部分である。

府の説明によると、研修室等を廃止する市センターでは事業を行うときは、ＡＴＣ内の会議室を使用することや各区の市民に身近な場所で実施することなどを検討しているとのことである。また、府センターも移転に伴い、現行のセミナー室に対応する研修室は狭くなるとともに、小会議室も廃止される。

今回の移転後も引き続き、大阪市内の関係消費者団体も府の研修室等を無償で利用させる予定であるが、会議室面積が大幅に縮小される中、今までどおり利用させることが可能であるのか、利用手続をどうするのか、費用負担についてどう考えるのか、団体の利用のあり方の検討が必要となる。

また、府によると、大阪市はＡＴＣのみならず、各区でも啓発セミナーや研修を開催しているとのことから、府センターとしても、啓発や研修のあり方を見直す必要がある。

**エ　ポスター作成用大型プリンター**

今回の移転に合わせ、府センター機能（ハード・ソフト）強化事業により、見積積算金額合計 765 千円で、ポスター作成用大型プリンター１台、出力用パソコン１台を購入する予定で、消費者団体等の支援策の一つとして、府センターの業務に支障のない範囲で、実費相当額を徴収の上、消費者団体等が利用させることを考えている。

しかし、平成 22 年度の府センターのポスター作製実績はパネル８枚、209,475 円であり、移転後は府センターの啓発・展示用の面積も大幅に縮小されることから、府センターが大型プリンターを所有して、どう活用していくのか十分検証する必要がある。

また、消費者団体等の利用についても、現在、ＯＭＭにおいてもコピー機等を実費で消費者団体等に利用させているとのことであるが、取るべき実費相当額の設定を含め、大型プリンターの利用見込みの分析ができておらず、イ記載のとおりセミナー室等の団体利用について府センターの管理に不適切な手続が認められたことからも目的外に利用されることも懸念される。

消費者団体等の利用を認めるのならば、適正な費用負担を求めるとともに利用の基準・手続を明確にした利用要領を制定し、利用の公平性を確保するため広く公表し、利用実態を把握する必要がある。

(5)　これまでの府市連携

受検機関の説明によると、平成 19 年度から、府センターと市センターは、共同啓発機関紙の発行、「大阪府・大阪市くらしの商品安全情報室」（以下「商品テスト室」という。）の共同運営、事業者指導の連携実施など、他の行政分野に先駆けた府市連携による取組を実施してきたとのことであるが、そのうち主な状況は以下のとおりである。

ア　商品テスト室

商品テスト室は、府と大阪市が自前の機器を持ち寄り、両者で費用を折半してＡＴＣの市センターの一角を占有して運営しており、テスト業務そのものは関消協に委託している。ここ３年間の運営状況は以下のとおりである。

［商品テスト室の運営状況］

| 年度 | 大阪府 | | 大阪市 | |
|---|---|---|---|---|
| | テスト数 | 技術相談数 | テスト数 | 技術相談数 |
| 平成20 | 287 | 160 | 382 | 204 |
| 平成21 | 577 | 136 | 424 | 193 |
| 平成22 | 732 | 117 | 306 | 215 |
| 合計 | 1,596 | 413 | 1,112 | 612 |

テスト機器については、府市で重複しているものもあるが、大阪市の重要物品は、府の重要物品より古く、一番新しいものでも、購入から 16 年以上経っている。

府についても、平成 15 年以降は平成 21 年度まで機器の更新はされておらず、平成 22 年度に府基金を活用して高精細デジタルマイクロスコープを購入したところである。

府市連携が５年目を迎えたにもかかわらず、テスト機器について更新の計画や府市の負担のあり方も決まっていない状況にある。

［重要物品の購入時期等］

| 年度 | 大阪府 | | 大阪市 | |
|---|---|---|---|---|
| | 台数 | 金額(千円) | 台数 | 金額(千円) |
| 昭和[illegible] | — | — | 1 | 2,300 |
| 昭和61～平成元 | — | — | — | — |
| 平成２ | — | — | 3 | 7,653 |
| 平成[illegible] | — | — | 2 | 8,127 |
| 平成[illegible] | 1 | 3,605 | 1 | 9,764 |
| 平成５ | — | — | 1 | 9,064 |
| 平成６ | — | — | 1 | 9,991 |
| 平成７ | 1 | 6,299 | — | — |
| 平成[illegible] | 2 | 4,774 | — | — |
| 平成[illegible] | 1 | 4,681 | — | — |
| 平成10 | 2 | 11,235 | — | — |
| 平成11～13 | — | — | — | — |
| H14 | 1 | 1,386 | — | — |
| 平成[illegible] | — | — | — | — |
| H[illegible] | 1 | 5,712 | — | — |
| 合計 | 9 | 37,692 | 9 | 46,899 |

使用頻度の低い機器については、府・大阪市の試験研究機関等に委託したり、機器を借りたりした方が経済的であると考えられることから、他の試験研究機関との連携も図り、今後の機器整備のあり方について大阪市と協議する必要がある。

イ　法律・条例に基づく事業者指導

事業者指導における府市連携については、議会においても「大阪府・大阪市の担当者で構成する事業者指導チームによる事業者聴取などを実施してきた。」と説明がなされてきたところであり、これまでの実績は以下のとおり報告されている。

［大阪府（特定商取引法･府条例に基づく処分指導件数）］

| | | | 平成19年度 | | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 府市連携 | | 府市連携 | | 府市連携 | | 府市連携 |
| 公表 | 法 | 業務停止命令 | 5 | 1 | 4 | 3 | 3 | 0 | 4 | 1 |
| | | 指示 | 5 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 条例 | 情報提供 | 3 | 1 | 4 | 1 | 4 | 0 | 4 | 1 |
| | | 公表 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非公表 | | 勧告 | 8 | 3 | 7 | 6 | 4 | 0 | 4 | 1 |
| | | 文書指導 | 8 | 7 | 6 | 6 | 7 | 7 | 1 | 1 |
| | | 口頭指導 | 15 | 0 | 14 | 0 | 12 | 0 | 7 | 0 |
| 計 | | | 44 | 13 | 38 | 18 | 32 | 7 | 20 | 4 |

［大阪市（市条例に基づく処分指導件数）］

| | | | 平成19年度 | | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 府市連携 | | 府市連携 | | 府市連携 | | 府市連携 |
| 公表 | 条例 | 情報提供 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 公表 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非公表 | | 勧告 | 5 | 3 | 6 | 6 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| | | 指導 | 14 | 7 | 18 | 6 | 15 | 7 | 7 | 1 |
| 計 | | | 19 | 10 | 24 | 12 | 16 | 7 | 9 | 2 |

しかしながら、特定商取引法、割賦販売法など、府しか指導監督権限を有していないものがあるなど、府と大阪市では法律上の指導監督権限が異なっている。権限移譲についても、平成 23 年度から権限移譲した景品表示法を除くと、大阪市に移譲された権限は他の市町村と同じであり、景品表示法については、ネット通販の普及や営業活動の広域化などにより、大阪市のみを対象とする事例は限定される。

また、大阪市は、大阪市消費者保護条例（以下「市条例」という。）による指導監督権限を有しているが、一部府市で連携できる条項はあるものの、立入調査権限を定めた府条例第 23 条と市条例第 25 条、公表権限を定めた府条例第 28 条と市条例第 32 条など、指導監督権限の対象・内容・手続が異なる規定があり、両条例の規定を統一しなければ、合同指導を十分行うことができない。

法律・条例に基づく指導監督は事業者に不利益処分を行うことが大部分であり、行政手続法、行政手続条例の適正な手続が求められるだけに、具体的にどこまで共同実施が可能なのか、法的整理が必要であるが、受検機関からは明確な説明がなされなかった。

なお、府市連携の件数が減ってきており、平成 22 年度は４件となっているが、近畿６府県合同の指導監督や近畿経済産業局の指導など、府域を超える連携があったためで、これらの広域指導については、法律上の権限がないことから、大阪市を含め政令指定都市は参画していない。

(6)　移転後の府市連携

府センターの移転により「府内相談件数の３割を占める大阪市からの情報の早期把握・共有などを通し、府の権限である特定商取引法や府条例に基づく悪質な事業者への取締り・指導を強化する」ことを目指しているが、大阪市からの情報の早期把握・共有を、府センターがどのような仕組みで行っていくのか不明である。

現在、府センターは相談業務を外部に全面委託しているのに対し、市センターは相談業務も直接職員が行っている。全面委託により相談業務に携わっていない府センターの職員が、市センターの職員から必要な相談情報を直接に入手することは困難である。

また、委託先の相談員と市センターの職員とで情報を共有できても、委託契約である限り、府センターの職員は委託先の相談員を個別に指揮監督することはできず、それを無理に行えば偽装請負になりかねない。さらには、受託業者が変わる可能性もある。

大阪市の相談情報を早期に把握し、府の指導監督業務にまで生かしていくには、府センターとして、組織的にノウハウや専門性を蓄積していくことが不可欠である。単に、市センターに隣接するだけでは、府センターの専門性が向上するとは考えられないので、相談業務のあり方の見直しも含め、組織的に専門性を高めるシステムの構築が必要である。

### (7) 基金事業と市町村消費者行政

平成 21 年度から始まった「消費者行政活性化事業補助金」は、府基金を活用して消費者相談窓口等の機能強化等に取り組む市町村に対しメニュー方式で助成するものであるが、平成 22 年度からメニューが増えたものの、３年間の時限措置であることから人件費増等につながる取組は難しいこともあって、消費者行政に対する認識や財政事情に応じ、市町村の取組には温度差が生じている。平成 22 年度の実績及び平成 23 年度の計画は以下の表のとおりである。

［市町村の取組状況］

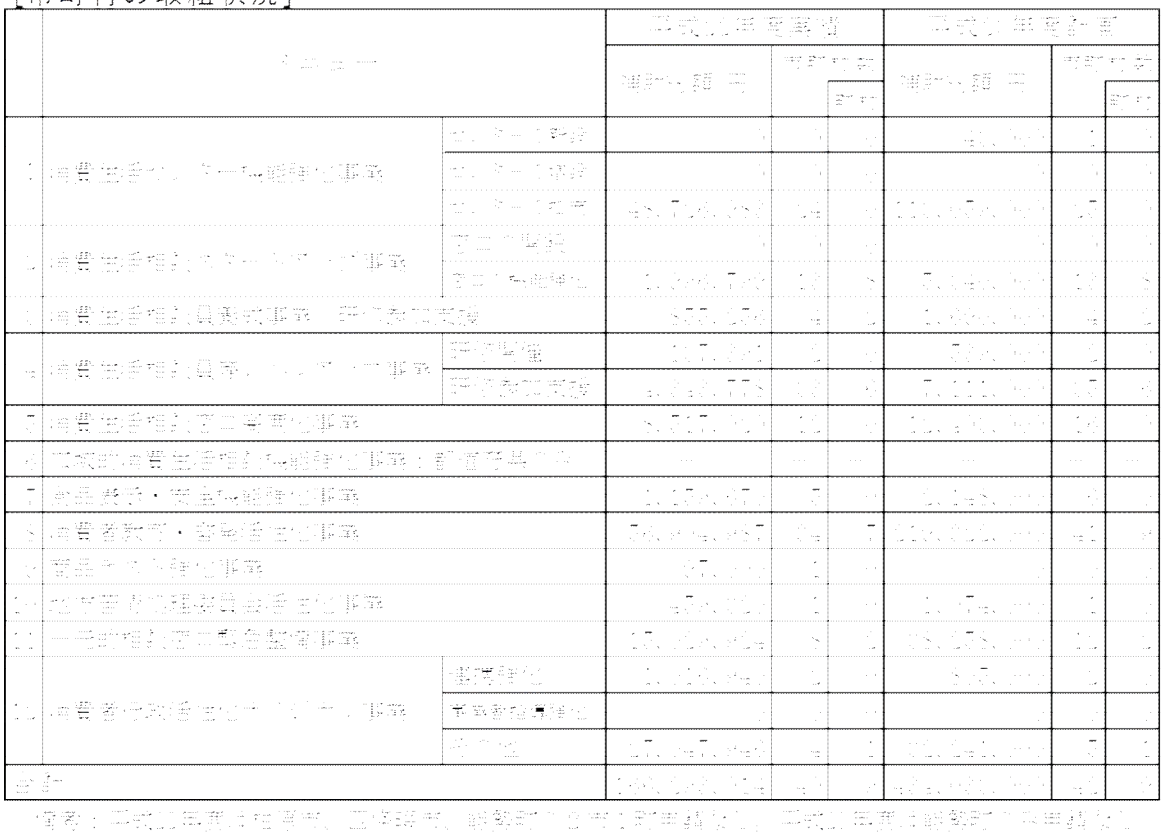

この表では、補助金総額約６億円のうち、約半分に当たる約 2.8 億円が「消費者教育・啓発活性化事業」となっているが、これは本来一過性の事業であり、地方消費者行政強化のための集中育成・強化期間として３年間の時限措置とした国の制度の趣旨からは、市町村の行政機能を強化する事業に重点的に使われるべきであり、補助金全体として効果的な使われ方がされているか疑問である。

本補助金により、すべての市町村に相談窓口が開設されたとのことであるが、消費者安全法の基準を満たす「消費生活センター」を設置している団体は 28 市で、残りの５市と町村の全ては、相談窓口は設置されているが、まだ消費生活センターの基準を満たしていない状況のままである。普及啓発事業についてはほとんどの市町村が取り組んでいるのに対し、消費生活センターの機能強化については偏りがある。

この機会をとらえて市町村の消費生活センター機能の強化・拡充に力を入れるべきであり、特に消費生活センターを設置していない市町村の機能強化を図るよう働きかけることが広域自

治体としての府に強く求められている。

消費者行政活性化計画の計画期間を通じた消費者行政活性化の方針を見ると、「府内全市町村において消費生活相談窓口が設置されていること」という目標以外は、具体的な数値目標は定められていない。また、国の交付金のための消費者行政活性化計画は、時限措置の期間のみを計画期間としているが、それ以降について府独自の計画は策定されていない。

大阪市以外の市町村とも連携して、国の消費者行政活性化計画を包含する具体的な数値目標を持った府独自の計画を策定し、その達成状況を毎年度検証していくことがあるべき姿であり、特に府内市町村の消費生活センターについては、その重要性に鑑み、いつまでに基準を満たしていない団体を解消するといった具体的な数値目標を定める必要がある。

**(8) 相談業務の委託**

普及啓発・相談業務の委託について、これまで「優れた機能、ノウハウを有する機関が他に存在しない。」という理由により、関消協と長年にわたり２号随意契約により委託し続けてきたところであるが、移転後の平成 24 年度からは受託事業者を広く公募するとの説明があった。

公募に当たっては、一者入札にならないよう、条件選定に十分留意し、競争性を確保する必要がある。

**(9) 大阪府の消費者行政のあり方**

消費者安全法は、基本的な相談・あっせんは市町村で対応し、市町村で対応できない広域的な見地を必要とする相談・あっせんは都道府県で対応することを求めており、併せて、各種法令に基づき、都道府県は悪質な事業者の指導取締を行うこととなっている。なお、消費者安全法においては、政令指定都市・中核市も他の市町村と同じ位置付けとなっている。

府は法令の趣旨に基づき、府センターについて市町村支援や悪質事業者対策など市町村の中核的消費生活センターとしての機能を強化していこうとされているが、それを実現するための手法の検討、具体的な計画の策定、工程表による進行管理が不十分である。

消費者行政の基本である相談業務にしても、市町村が今、身近な相談業務に取り組んでいる中、消費生活センターを設置している市では消費生活アドバイザーの資格を持った職員も含めて組織されていることも考慮すると、府センターが高度な専門性を持って市町村の相談員に助言をしていくためには、任期付で外部の専門家を任用して職員の能力を高めるなど、具体的な戦略の検討が必要である。

**(10) 府民への説明責任**

消費者行政が大きな転換点を迎えている中、国においては消費者委員会を中心に何回も議論が重ねられ、その審議内容はウェッブページ等で公表されている。

府では、大阪府情報公開条例に基づき、会議の公開に関する指針が定められ、会議の結果について、広報紙への掲載、報道機関への資料提供等により公表に努めるものとされている。

府には、消費者の保護に関する施策についての重要事項の調査審議を行う大阪府消費者保護審議会が設置されており、平成 23 年２月 14 日にはその総会が開催され、今回の移転の取組について報告、議論されたと聞いているが、その審議内容は半年たっても公表されておらず、どのような審議が行われたのか明らかにされていない。

府センター移転に係る条例案が議会に提出されようとしていることもあり、早急に審議内容を公表する必要がある。

**２ 課題**

今般、全国の進捗状況を踏まえ、国の地方消費者行政活性化基金制度が、１年間延長されることとなった。

府基金が平成24年度末まで延長されたことも踏まえ、移転に際し、以下の諸課題を十分検討の上、府センターの機能強化策を講じられたい。

**（移転後の施設・設備）**

(1)　１(3)記載のとおり、移転に当たり、府は、転貸借方式により大阪市から転借する予定であるが、１平方メートル当たりの賃料等は現行の1.25倍になる。賃料について賃貸人に直接交渉できない転貸借方式を採用する理由を明確に説明するとともに、賃料等を市場原理等に基づき検証することが必要である。

(2)　１(4)ア記載のとおり、市センターの展示スペースを利用するに当たっては、府市それぞれの特性を十分整理し、大阪市と協議して具体的なルールを定めていく必要がある。

(3)　１(5)ア記載のとおり、 大阪市と共同運営している商品テスト室のテスト機器については、更新の計画や府市の負担のあり方がルール化されていない。府・大阪市の試験研究機関との連携も図り、今後の機器整備のあり方を大阪市と協議する必要がある。

**（府市連携）**

(4)　１(5)イ記載のとおり、事業者指導における府市連携については、法律上の権限が異なっているだけではなく、条例上も、指導監督権限の対象・内容・手続が異なる規定がある。まず、現時点で、具体的にどこまで共同実施が可能なのか、法的整理が必要である。併せて、条例の規定の統一化の検討も求められる。

(5)　１(6)記載のとおり、現行の組織体制では、大阪市からの情報の早期把握・共有を、相談業務を外部に委託している府センターがどのような仕組みで行うのか不明である。市センターに隣接するだけでは、府センターの専門性が向上するとは考えられないので、相談業務のあり方の見直しも含め、組織的に専門性を高めるシステムの構築が必要である。

**（団体との関係）**

(6)　１(8)記載のとおり、これまで長年にわたり２号随意契約により関消協に委託し続けてきた普及啓発・相談業務について、移転後の平成24年度からは受託事業者を広く公募する予定であるが、公募に当たっては、一者入札とならないよう、公募条件の設定に十分留意し、競争性を確保する必要がある。

(7)　１(4)イ記載のとおり、現在、府センター業務に支障がない範囲で、セミナー室等を消費者団体等に無償で利用させているが、その利用手続について不適切な点が認められた。

１(4)ウ記載のとおり、移転後は、市センターの研修室等が廃止されることを踏まえ、府センターが行う研修のあり方を見直すとともに、大阪市と十分協議して、消費者団体等の研修室等の利用のあり方を検討する必要がある。

(8)　１(4)エ記載のとおり、ポスター作成用大型プリンターについては、府センターが所有する必要性を十分検証するとともに、消費者団体等に利用させるならば、費用負担額・利用の基準・手続等を明確に定めて公表する必要がある。

**（中核センターとしての役割）**

(9)　１(7)記載のとおり、現在、消費者安全法の基準を満たす「消費生活センター」を設置している団体は28市で、残りの５市と町村の全ては相談窓口は設置されているが、まだ消費生活センターの基準を満たしていないままである。市町村の消費生活センターの重要性に鑑み、府は市町村と連携して、具体的な数値目標を持った中長期の計画を策定し、その実現の事業に府基金を原資とする消費者行政活性化事業補助金を有効に活用するとともに、その達成状況を毎年度検証していく必要がある。

(10) 1(9)記載のとおり、消費者安全法は、市町村で対応できない広域的な見地を必要とする相談・あっせんの対応を府に求めており、併せて、各種法令に基づき、悪質な事業者の指導取締を府が行うこととなっている。法令の趣旨に沿った府の役割を発揮するためには、具体的な戦略の検討が必要ある。

(11) 1(10)記載のとおり、大阪府消費者保護審議会の審議内容が半年たっても公表されておらず、どのような審議経過であったのか明らかにされていない。早急に公表する必要がある。

（参考）

**消費者安全法（平成21年法律第50号）**

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第８条　都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。

(2) 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ　事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。

ロ　事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ　消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ニ　各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

(3) 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

(4) 前３号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

２　市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

(2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。

(3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

(4) 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

(5) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(消費生活センターの設置)

第10条　都道府県は、第８条第１項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

(1) 第８条第１項第２号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。

(2) 第８条第１項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

(3) その他第８条第１項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

２　市町村は、必要に応じ、第８条第２項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

(1) 第８条第２項第１号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第２号に掲げる事務に従事させるものであること。

(2) 第８条第２項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

(3) その他第８条第２項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定め

る基準に適合するものであること。
3　都道府県知事又は市町村長は、第１項又は前項の施設又は機関(以下「消費生活センター」という。)を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

**消費者安全法施行令(平成21政令第220号)**

(都道府県が設置する消費生活センターの基準)

第６条　法第10条第１項第３号の政令で定める基準は、法第８条第１項第２号イ及びロに掲げる事務を一週間につき４日以上行うことができるものであることとする。

(市町村が設置する消費生活センターの基準)

第７条　法第10条第２項第３号の政令で定める基準は、法第８条第２項第１号及び第２号に掲げる事務を一週間につき４日以上行うことができるものであることとする。

**大阪府処務規程**

(府民文化部の事務)

第５条　府民文化総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(6)　略

(7)　消費者行政の企画、調整及び推進に関すること。

(8)　消費生活センターに関すること。

**大阪府消費生活センター処務規程**

(センターの事務)

第２条　センターにおいては、消費者安全法第 10 条第１項の機関として行う事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)及び(2)　略

(3)　消費者行政の推進に関すること。

(4)　割賦販売法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、消費生活用製品安全法、特定商取引に関する法律、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律及び消費者安全法（第７条第１項及び第３項、第８条第１項並びに第 21 条第１項及び第４項を除く。）の施行に関すること。

(5)　大阪府消費者保護条例（第２章第５節を除く。）の施行に関すること。

(6)　消費者に対する啓発に関すること。

(7)　消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。

(8)　消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。

(9)　消費生活に係る苦情の処理等のための商品テストに関すること。

(10)　消費者団体の育成指導に関すること。

(11)　関係行政機関及び関係団体との調整及び連携に関すること。

**大阪府消費者保護条例（昭和 51 年大阪府条例第 84 号）**

(府の責務)

第３条　府は、消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2　府は、消費者施策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が消費者施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

3　府は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を反映するとともに市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

4　府は、事業者及び事業者団体による消費者の信頼を確保するための自主的な取組の推進のため必要な支援の措置を講ずるものとする。

５　府は、消費者団体が行う消費者の消費生活の安定及び向上に資する健全かつ自主的な活動に必要な支援の措置を講ずるものとする。

第23条　知事は、第８条第１項、第13条、第15条及び前条の規定による勧告、第17条に規定する調査又は第19条の規定による指導若しくは勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第28条　知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができる。

(1)　第８条第１項、第13条、第15条、第19条及び第22条の規定による勧告に従わなかったとき。

(2)　第９条第２項の規定による立証の要求に応じず、又は虚偽の証拠を提出したとき。

(3)　第23条第１項の規定による報告の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4)　第25条第２項の規定による出席の要求に応じなかったとき。

２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

**大阪府情報公開条例**（平成11年大阪府条例第39号）

(会議の公開)

第33条　実施機関は、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保するため、府民、学識経験のある者等で構成され、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。

**会議の公開に関する指針**（昭和60年11月26日知事決定。平成12年６月１日一部改正）

１　目的

　審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

７　その他

　審議会は、会議の結果について、広報紙への掲載、報道機関への資料提供等により公表に努めるものとする。

**大阪市消費者保護条例（昭和51年大阪市条例第32号）**

(不適正な行為の禁止)

第24条　事業者は、特定物資について円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売する行為を行つてはならない。

２　市長は、事業者が前項に規定する行為を行つている疑いがあると認めるときは、その実態を調査するものとする。

(立入調査)

第25条　市長は、前条第2項の規定による調査のため必要があると認めるときは、職員をして、当該事業者の協力を得て、その事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入らせ、又は帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(公表)

第32条　市長は、事業者が第6条第3項、第12条、第16条、第18条の4、第27条若しくは第29条の規定による勧告に従わないとき又は第26条の規定による要請に協力しないときは、当該事業者の氏名又は名称、商品名その他の必要な事項を公表することができる。

2　市長は、前項の規定により公表を行おうとする場合においては、当該公表に係る事業者に対し、あらかじめ意見の聴取を行うものとする。

3　市長は、第1項の規定により公表を行おうとする場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

○　契約事務について

| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府府民文化部<br>（府政情報室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月26日<br>事務局　平成23年７月11日から平成23年８月３日まで |
|---|---|---|---|

**委員意見**

**府政だよりの発行に係る契約事務について確認したところ、平成22年度発行分及び平成23年度４月・６月発行分について、一般競争入札で契約締結するべきところ、随意契約が締結されていた。**

**平成23年７月発行分からの契約は、一般競争入札により適正に締結されているものの、平成24年３月末までの単年度の契約であるため、今後も、年度当初の入札手続の困難さ等を理由に年度当初発行分のみを他の月発行分と分離して随意契約を締結するおそれがある。**

**今後は、適正な契約事務の執行に努めるとともに、経費の節減を図るためにも、年間の全期間にわたり契約が締結できるよう必要な措置を講じられたい。**

**１　背景・現状・受検機関の対応**

(1) 府政だよりの発行業務委託契約の推移

府政情報室は、府の広報誌である「府政だより」を年８回発行しているが、平成22年４月１日以降の発行業務委託契約の締結状況は、以下のとおりである。

ア　平成22年４月、６月、７月、９月、11月　12月発行分（平成22年度）

| 受託者 | Ａ社 |
|---|---|
| 契約年月日 | 平成22年４月１日 |
| 契約期間 | 平成22年４月１日から同年12月５日まで |
| 契約金額 | 131,063,296円（消費税を含む。） |
| 契約方法 | 随意契約（特例政令第10条第１項第１号） |

イ　平成23年１月、３月発行分（平成22年度）

| 契約者 | Ａ社 |
|---|---|
| 契約年月日 | 平成22年12月27日 |
| 契約期間 | 平成22年12月６日から平成23年３月31日まで |
| 起案日 | 平成22年12月24日 |
| 契約金額 | 38,190,790円（消費税を含む。） |
| 契約方法 | ６号随意契約 |

ウ　平成23年４月、６月発行分（平成23年度）

| 契約業者 | Ａ社 |
|---|---|
| 契約年月日 | 平成23年４月１日 |
| 契約期間 | 平成23年４月１日から同年６月30日まで |
| 契約金額 | 52,761,657円（消費税を含む。） |
| 契約方法 | ５号随意契約 |

エ　平成23年７月、９月、11月、12月、平成24年１月、３月発行分（平成23年度）

| 契約業者 | Ａ社 |
|---|---|
| 契約年月日 | 平成23年４月22日 |
| 契約期間 | 平成23年４月22日ら平成24年３月31日まで |
| 契約金額 | 107,325,596円（消費税を含む。） |

| | |
|---|---|
| 契約方法 | 一般競争入札 |
| 入札公告日 | 平成23年３月１日 |
| 開札日 | 平成23年４月13日 |

(2) 随意契約のあり方

ア　平成22年４月１日締結契約

平成22年４月１日に締結された業務委託契約は、平成21年度に実施した業者選定コンペで選定され、平成21年10月１日から平成22年３月７日まで契約を締結したＡ社と、平成22年度も12月までの間、随意契約を締結したものである。

業者選定コンペで配付した実施要項に「予算等の状況により、平成22年12月31日を限度に契約を更新します」と記載している以上業者選定コンペの条件となるので、平成22年度のＡ社以外の者と契約することは信義則上許されないと考えられるが、平成21年８月のコンペの時点で、単年度ではなく複数年度にわたる契約ができるよう対処すべきであった。

イ　平成22年12月27日締結契約

平成22年12月27日に締結された業務委託契約（以下「12月随契」という。）は、「競争入札に付することが不利と認められる」という６号随意契約となっている。

しかし、平成22年12月から平成23年３月まで公募を行うことが不利であると考えているが、具体的にどれだけ不利なのか検証されているとは考えられない。

また、(1)イの表記載のとおり、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われてない。大阪府公募型プロポーザル方式実施基準に照らすと、府政だより発行業務は、公募型プロポーザル方式になじむ性質ではなく、一般競争入札によるべきと解されることが対応が遅れた要因と考えているようであるが、本実施基準は、平成22年４月１日以降の公示案件から適用すべく、同年２月１日に施行されており、検討する時間は十分にあった。

ウ　平成23年４月１日締結契約

平成23年４月１日に締結された業務委託契約（以下「23年随契」という。）は、「緊急の必要により競争入札に付することができない」という５号随意契約となっている。

同年４月13日開札予定の一般競争入札により決定した業者が製作準備を整えるまでの間の、つなぎのための随意契約となっているが、単に年度当初の入札手続の困難さ等を理由に４月・６月発行分のみを他の月発行分と分離して随意契約を締結することは、経費の節減を図るための取組が十分であるとは言えない。

また、「資材調達、必要人員、印刷工場ラインの確保の面から少なくとも準備期間に２か月程度を要する」という理由で、６月号までも随意契約としているが、複数業者から準備期間に関するヒアリングを行ったとはいうものの、確たる根拠のあるものとは考えられない。

## ２　課題

(1) 契約手続の適正化

これまでの府政だよりの契約事務は、１(2)記載のとおり、適正に執行されているとはいえず、特に12月随契と23年随契は問題がある。

ア　12月随契については、平成22年度から一般競争入札に該当する事業と取り扱われることとなった時点で、速やかに一般競争入札を行い、適正な契約方法により委託契約を締結すべきであった。

イ　23年随契については、早い時期に全期間にわたり契約が締結できるよう契約内容等の検討を行い、適正な契約方法により委託契約を締結すべきであった。

(2) 今後のあり方

平成23年７月発行分からの契約については、１(1)エの表のとおり、適正に一般競争入札が行われているが、平成24年３月31日までの単年度契約になっている。このままだと、４月・６月の府政だよりの発行は、毎年、随意契約しかできないと予想され、これまでと同じ問題が生じてしまう。

しかし、単に年度当初の入札手続きの困難さ等を理由に４月・６月の発行分のみを他の月の発行分と分離して随意契約を締結することは、経費の節減を図るための取組が十分とは言えない。

今後は、適正な契約事務の執行に努めるとともに、年間の全期間にわたり契約が締結できるよう必要な措置を講じられたい。

（参考）

**○地方自治法施行令**

(随意契約)

第167条の２　地方自治法第234条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第５上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2)　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3)・(4)　略

(5)　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6)　競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7)　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8)・(9)　略

**○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令**

（随意契約）

第10条　特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号、第８号又は第９号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第２項の規定により随意契約によることができる。

(1)　他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

(2)～(6)　略

２　略

(落札者等の公示)

第11条　特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該特定地方公共団体の規則で定めるところにより公示をしなければならない。

○　障がい児等療育支援事業（専門集団療育事業）について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府福祉部<br>（障がい福祉室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年７月29日<br>事務局　平成23年６月13日から<br>平成23年７月７日 まで |

委員意見

(1)　大阪府が障がい児等療育支援事業の一つとして実施している専門集団療育事業は、厚生労働省の定めた地域生活支援事業実施要綱において、中核市が実施主体の一つとされているにもかかわらず、中核市である東大阪市内でも実施されている。また、事業の対象者については、大阪府が定めた大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱において、原則として指定都市・中核市の居住者は除くとしているにもかかわらず、中核市である東大阪市及び高槻市の居住者についても利用を認めている。中核市は、地方交付税の算定上所要の措置が講じられていることも踏まえ、中核市との役割分担や経費負担のあり方について明確にされたい。

　指定都市・中核市以外の市町村については、障害者自立支援法や児童福祉法の改正により平成24年４月から障がい児通所支援の市町村への移行等が予定されていることも踏まえ、市町村との役割分担や経費負担を含めた事業実施のあり方について、早急に関係市町村との協議を行い、これらについて検討を行われたい。

　なお、これら関係市町村との協議に当たっては、障害者自立支援法等に定められている府としての専門的、広域的な役割や人材育成等の役割を踏まえ、市町村に対する支援等のあり方についても留意する必要がある。

(2)　当該事業については、大阪市内（１か所）、堺市内（２か所）及び東大阪市内（１か所）でも実施されているが、事業の対象者については、上記のとおり原則として指定都市・中核市の居住者は除くとされていることから、その実施場所として適当であるのか、他に実施に適した場所がないのか改めて検討されたい。

　また、堺市内において２か所で事業を実施する必要性についても、利用者の地域性を踏まえた住民サービスの観点から検証されたい。

(3)　当該事業のうち大阪府（福祉部）と堺市が堺市内の府有施設２か所で同時に実施しているものについて、事業費全体額を把握していないため、それを把握の上、適正な案分比率によって堺市との間で費用負担が行われているか検証する必要がある。

(4)　当該事業のうち大阪府立生野聴覚支援学校及び大阪府立堺聴覚支援学校で実施している難聴乳幼児教室（ぴょんぴょん教室）については、大阪府教育委員会の難聴幼児に対する教育相談事業との共同事業として実施されているが、共通の事業に要する消耗品、光熱水費等の費用の負担割合や、施設、設備及び備品の使用及び事故があった場合の責任の分担等について、明確な取決めが行われていない。今後も共同事業として継続するのであれば、両者協議の上で協定等を締結すべきである。

　また、大阪府教育委員会が実施している難聴幼児に対する教育相談事業が学校教育法上も位置付けられ、学校本来事業として実施されていることから、共同事業として実施している事業の実施方法について、福祉部の実施要綱における位置付けや予算措置も含め、改めて関係機関との協議を行い、今後のあり方について検討されたい。

　（なお、（4）については大阪府教育委員会に係る意見ともする。）

## 1　背景・現状

(1)　障がい児等療育支援事業の概要

ア　事業の位置付け

（ア）障害者自立支援法等

障害者自立支援法及び同施行規則において、都道府県は、地域生活支援事業のうち特に専門性が高い相談支援事業その他広域的な対応が必要な事業として、主として居宅において日常生活を営む障がい児に係る療育指導、その他特に専門性の高い相談支援事業等を行うものとされている。

（イ）地域生活支援事業実施要綱

障害者自立支援法に基づき厚生労働省が定めた地域生活支援事業実施要綱においては、障がい児等療育支援事業について、以下のように規定されており、事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市となっている。

・　概要

在宅の重症心身障がい児（者)、知的障がい児（者)、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

・　実施主体

都道府県、指定都市、中核市（社会福祉法人等への委託可）

・　事業内容

・　訪問による療育指導
・　外来による専門的な療育相談、指導
・　障がい児の通う保育所や障がい児通園事業等の職員の療育技術の指導
・　療育機関に対する支援

（ウ）大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱

大阪府においては、障がい児等療育支援事業の実施に当たって、大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を定め、その実施内容について以下のように規定している。

・　実施主体

大阪府（事業の実施機関として指定する社会福祉法人等に事業の実施を委託する。）

・　対象者

原則として、指定都市及び中核市を除く府内に居住する在宅の重症心身障がい児（者)、知的障がい児、身体障がい児及びその家族等

大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱（抄）
（対象者）第３条　支援事業の対象者は、府内（指定都市及び中核市も除く。）に居住する重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児及びその家族等とする。
ただし、地域の実情や障がい児（者）及びその家族の置かれている状況を勘案し、専門的な支援を必要とすると大阪府が認める場合は、この限りでない。

・　事業内容

・　在宅重症心身障がい児（者）訪問支援事業
・　在宅障がい児訪問支援事業
・　障がい児外来相談支援事業
・　施設支援指導事業
・　専門集団療育事業
・　ピアカウンセラー派遣事業

・　専門集団療育事業の具体的な事業内容（以下の３事業が予算化されている。）
・ 療育教室（圏域事業）　（28,590 円×280 回＝ 8,005 千円）
・ 親子療育教室（ポニーの学校）（以下「ポニーの学校」という。）
（29,760 円×320 回＝ 9,523 千円）
・ 難聴乳幼児教室（ぴょんぴょん教室）（以下「ぴょんぴょん教室」という。）
（27,980 円×800 回＝22,384 千円）

・　支払方法
障がい児外来相談支援事業、施設支援指導事業、専門集団療育事業のうちポニーの学校及びぴょんぴょん教室については概算払（実績報告時に精算）となっており、その他の事業については実績による確定払となっている。
なお、下線部は、この意見に直接関係する部分である。

イ　事業の実施状況（実施場所・実施回数等）
大阪府は、以下のとおりポニーの学校を中核市である東大阪市内（１か所）でも実施し、ぴょんぴょん教室を指定都市である大阪市内（１か所）及び堺市内（２か所）でも実施している。

【 ポニーの学校　（委託先：社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）】

| 使用施設（実施場所） | 使用面積<br>（部屋数） | 使用時間等<br>（部屋・曜日によって異なる） |
|---|---|---|
| 大阪府池田子ども家庭センター<br>（池田市） | 66.05 ㎡<br>（２部屋） | 週２回<br>（9：30～16：30） |
| 大阪府東大阪子ども家庭センター<br>（東大阪市） | 78.12 ㎡<br>（３部屋） | 週３回<br>（9：30～16：30） |
| 大阪府富田林子ども家庭センター<br>（富田林市） | 107.08 ㎡<br>（３部屋） | 週２回<br>（9：30～16：30） |
| ＜平成 22 年度大阪府委託事業に係る実績＞<br>延べ実施回数 339 回、実利用人数 73 人(うち東大阪市居住者 30 人)、延べ参加人数 1,362 人 | | |

【 ぴょんぴょん教室　（委託先：社会福祉法人 肢体不自由者協会）】

| 使用施設（実施場所） | 使用面積<br>（部屋数） | 使用時間等<br>（部屋・曜日によって異なる） |
|---|---|---|
| 大阪府中央子ども家庭センター<br>（寝屋川市） | 155.20 ㎡<br>（５部屋） | 週４回<br>（9：00～17：00） |
| 大阪府池田子ども家庭センター<br>（池田市） | 28.05 ㎡<br>（１部屋） | 週１回<br>（9：00～17：00） |
| 大阪府吹田子ども家庭センター<br>（吹田市） | 17.45 ㎡<br>（１部屋） | 週１回<br>（9：00～17：00） |
| 大阪府岸和田子ども家庭センター<br>（岸和田市） | 12.92 ㎡<br>（１部屋） | 週１回<br>（9：00～17：00） |
| 大阪府障がい者交流促進センター<br>（堺市南区） | 204.74 ㎡<br>（６部屋） | 週４回<br>（9：00～17：00） |

| | | |
|---|---|---|
| 大阪府立生野聴覚支援学校<br>（大阪市生野区） | 128.90 ㎡<br>（３部屋） | 週５回<br>（9：30～15：00） |
| 大阪府立堺聴覚支援学校<br>（堺市北区） | 256.00 ㎡<br>（４部屋） | 週４回<br>（10：00～14：30） |
| ＜平成 22 年度大阪府委託事業に係る実績＞<br>延べ実施回数 1,560 回、実利用人数 331 人(うち東大阪市居住者８人、高槻市居住者 14 人)<br>延べ参加人数 5,605 人 | | |

(2)　堺市が実施する事業

堺市では、堺市内の対象者について、大阪府が専門集団療育事業の実施を委託している同一の事業者に対して、「ポニーの学校」及び「難聴乳幼児早期訓練事業（ぴょんぴょん教室)」を委託し、事業を実施しており、特に「難聴乳幼児早期訓練事業（ぴょんぴょん教室)」については、大阪府障がい者交流促進センター及び堺聴覚支援学校において、大阪府が実施するぴょんぴょん教室と同一の場所・時間帯で事業が一体的に実施されている。

(3)　大阪府教育委員会（聴覚支援学校）が実施する難聴幼児に対する教育相談事業

大阪府立生野聴覚支援学校及び大阪府立堺聴覚支援学校（以下これらを「聴覚支援学校」という。）では、福祉部の専門集団療育事業の一つであるぴょんぴょん教室との共同事業として、「難聴幼児に対する教育相談事業」を実施しており、両事業は、同一の場所・時間帯で一体的に実施されている。

本事業は、学校教育法に基づき聴覚支援学校が行う地域支援事業の一環として、就学前の難聴幼児の保護者からの教育相談に応じるとともに、適切な指導及び必要な支援を行うものであるが、非常勤職員１名分の予算措置が行われているものの、この他の人件費や事業に使用する消耗品・備品等の物件費について、聴覚支援学校として特段の予算措置はなされていない。

一方、聴覚支援学校の施設、設備及び聴覚支援学校が所有する備品は、両事業で使用しており、光熱水費は、聴覚支援学校において負担している状況にある。

更に、大阪府立堺聴覚支援学校では、両事業に加え堺市の委託事業も同時に行われており、福祉部、大阪府教育委員会、堺市の三者が同一の場所・時間帯に事業を一体的に実施している状況となっている。

(4)　指定都市・中核市での事業の実施状況

標記については、以下のとおりとなっている。　（人）

| 実施場所 | | 事業種別 | 大阪府（福祉部）実施事業における実利用人数 | | | | 大阪府教育委員会実施事業対象者（大阪市居住者） | 堺市実施事業対象者（堺市居住者） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 府内市町村居住者 | 東大阪市居住者 | 高槻市居住者 | 合計 | | |
| 大阪市内 | 大阪府立生野聴覚支援学校 | ぴょんぴょん教室 | 63 | 6 | 6 | 75 | 7 | |
| 堺市内 | 大阪府立堺聴覚支援学校 | ぴょんぴょん教室 | 6 | | | 6 | 3 | 19 |
| | 大阪府立障がい者交流促進センター　※ | ぴょんぴょん教室 | 67 | | | 67 | | 18 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東大阪市内 | 大阪府東大阪子ども家庭センター | ポニーの学校 | | 30 | | 30 | | |

※　この他、大阪府立障がい者交流促進センターでは、どの分類にも属さない利用者（大阪市居住者等）３人が存在する。

## ２　受検機関の対応等

(1)　指定都市・中核市及びそれ以外の市町村(以下「府内市町村」という。)との役割分担について

福祉部においては、障がい児等療育支援事業における中核市及び府内市町村との役割分担について、市町村への移行等の検討が行われている。

指定都市との役割分担であるが、大阪市は障がい児等療育支援事業を別途実施している。

また、堺市は大阪府と同一の委託事業者に事業を委託しており、そのうちぴょんぴょん教室については、大阪府が事業を実施している同一の場所・時間帯で一体的に実施されているが、事業の委託契約自体は大阪府及び堺市が委託事業者との間で別々に締結されている。

(2)　堺市実施事業との経費案分等について

大阪府が堺市内の２か所で実施している委託事業と堺市が大阪府と同一の委託事業者・場所・時間帯で実施している委託事業は、契約は別になっているものの、大阪府(福祉部)としては人件費を含む事業費の全体額を把握しておらず、堺市との費用の案分について、実績報告及び委託料の精算に際してその妥当性等を検証できない状態となっている。

(3)　大阪府教育委員会（聴覚支援学校）実施事業との調整について

聴覚支援学校において、大阪府教育委員会の事業として実施している難聴幼児に対する教育相談事業と福祉部が実施しているぴょんぴょん教室は、共同事業として実施されているが、共通の事業に要する消耗品や光熱水費等の費用の負担割合や施設、設備及び備品の使用に関する取決め、また事故があった場合の責任の分担等について協定等は締結されていない。

また、両事業は、平成４年から共同事業として実施されてきたが、難聴幼児に対する教育相談事業は、平成 19 年度の学校教育法の改正により聴覚支援学校本来の事業として位置付けられて以降、現在に至るまで、事業のあり方について福祉部と大阪府教育委員会との間で協議・検討はなされていない。

## ３　課題

(1)　中核市及び府内市町村との役割分担について

大阪府が実施している専門集団療育事業は、厚生労働省の定めた地域生活支援事業実施要綱において、中核市が実施主体の一つとされているにもかかわらず、中核市である東大阪市内でも実施されている。また、事業の対象者については、大阪府が定めた実施要綱において、原則として指定都市・中核市の居住者は除くとしているにもかかわらず、中核市である東大阪市及び高槻市の居住者についても利用を認めている。中核市は、地方交付税の算定上所要の措置が講じられていることも踏まえ、中核市との役割分担や経費負担のあり方について明確にされたい。

指定都市・中核市以外の市町村については、障害者自立支援法や児童福祉法の改正により平成 24 年４月から障がい児通所支援の市町村への移行等が予定されていることも踏まえ、市町村との役割分担や経費負担を含めた事業実施のあり方について、早急に関係市町村との協議を行い、これらについて検討を行われたい。

なお、関係市町村との協議に当たっては、障害者自立支援法等に定められている府としての専門的、広域的な役割や人材育成等の役割を踏まえ、市町村に対する支援等のあり方についても留意する必要がある。

(2)　事業の実施場所等について

ア　事業の実施場所について

当該事業は、その実施場所として指定都市である大阪市内、堺市内及び中核市である東大阪市内でも実施されている。実施要綱では、対象者について原則として指定都市・中核市の居住者は除くとされていることから、大阪市内、堺市内及び東大阪市内が事業の実施場所として適当であるのか、また、他に実施に適した場所がないのか改めて検討されたい。

イ　堺市内において２か所で事業を実施していることについて

ぴょんぴょん教室は、堺市内において２か所で実施されているが、堺聴覚支援学校では、大阪府（福祉部）実施事業分としての実利用人数が６人しかいない状況にある。大阪府実施事業として堺市内において２か所で実施することの必要性について、利用者の地域性を踏まえた住民サービスの観点から検証されたい。

(3)　堺市実施事業との経費案分等について

大阪府（福祉部）と堺市が堺市内の府有施設２か所で同時に実施している事業について、事業費全体額を把握していないため、それを把握の上適正な案分比率によって堺市との間で費用負担が行われているか検証する必要がある。その上で、大阪府委託分に係る支出内容について、実績報告・精算時において証拠資料に基づいた検査・確認を行う必要がある。

(4)　大阪府教育委員会（聴覚支援学校）実施事業との調整について

当該事業のうち聴覚支援学校で実施しているぴょんぴょん教室は、大阪府教育委員会の難聴幼児に対する教育相談事業との共同事業として実施されているが、共通の事業に要する消耗品、光熱水費等の費用の負担割合や、施設、設備及び備品の使用及び事故があった場合の責任の分担等について、明確な取決めは行われていない状況にある。今後も共同事業として継続するのであれば、両者協議の上協定等を締結すべきである。

また、平成 19 年４月に施行された学校教育法の改正等により、大阪府教育委員会が特別支援教育として実施している難聴幼児に対する教育相談事業は、特別支援教育が法上も位置付けられ、同事業が学校本来事業として実施されていることから、共同事業として実施している事業の実施方法について、実施要綱における位置付けや予算措置も含め、改めて関係機関との協議を行い、今後のあり方を検討されたい。

○　金剛コロニーの運営委託料について

| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府福祉部（障がい福祉室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年７月29日<br>事務局　平成23年６月13日から平成23年７月７日まで |
|---|---|---|---|

委員意見

大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営については、指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）に委託しているところであるが、その運営委託料の支出にあたっては、以下の点について見直しを図られたい。

(1)　金剛コロニーの運営委託料には、事業団の事業全体に係る管理業務等、金剛コロニーの施設運営に係るもの以外の業務にも携わっている事業団の本部職員の人件費が含められている。

このため、本部職員の人件費については、事業別に案分するなど金剛コロニーの施設運営に係るもの以外と区分し、算定方法について見直されたい。

(2)　事業団に委託している発達障がい療育等支援事業及び補助金を交付している地域移行支援センター事業については、委託料及び補助金の上限額を超えた事業費（人件費）を金剛コロニー運営委託料の一部として支出している。

しかしながら、府と事業団との間で締結された協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、これらの事業と金剛コロニーの運営との関係が不明確である。

また、これら事業の委託料及び補助金の執行については、金剛コロニー運営委託料を支出している課とは別の課で行われ、両事業の各施設における事業費総額が見えにくくなっている。このため、金剛コロニー運営委託契約の内容や支出方法を精査するとともに、支出の透明性、適正性が確保されるよう、支出根拠を明確にされたい。

(3)　金剛コロニーの総事業費支出から支援費等の総収入を減じた額を運営委託料として支出し、精算報告においては費目ごとに精算されているものの、事業ごとの総額が明らかになっていない。また、各施設の経理区分の収支差額が０になるよう委託料が配分されているため、各施設における収支状況が明確になっていない。

金剛コロニー運営委託料の各事業又は各施設における収支状況を明らかにし、運営の効率化を図るためにも、算定方法及び精算方法を見直されたい。

また、事業団は平成29年度からの自立民営化を目指しており、各事業又は各施設のセグメントにおける収支状況を把握することは必須の前提であり、これらの収支が明確になるよう、事業団に対し会計処理の方法について指導されたい。

(4)　府は、金剛コロニーの再編整備に係る事業資金に充当する目的で、事業団が設置している施設整備基金へ、平成15年度から金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、事業団に積立てさせている。これまでの基金の積立累計額は約19億８千万円（うち府支出分約14億３千万円）、平成22年度末残高は約４億６千万円である。

しかしながら、府と事業団との間で締結された金剛コロニー管理運営に係る協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、また、事業団において、当該基金は自己資金として認識している。このような状況の中で、当該基金を支出するのは適切ではなく、また、委託料という支出方法も適切ではないと考えられる。加えて、府費で積立てられた事業団の施設整備基金が金剛コロニーの再編整備に係る施設の整備に充当されることについて、府と事業団との間で明確に取り交わされた文書等はない。

これらのことから、施設整備基金への支出方法を見直すとともに、その使途に係る担保の方法について検討されたい。

## 1　背景・現状及び受検機関の対応

(1)　大阪府立金剛コロニーの運営

大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）は、知的障害者入所更生施設、知的障害児施設及び知的障害者授産施設として、昭和 44 年に大阪府の指定出資法人として設立された社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団という。」）により、公立民営の形態で運営されてきた。

平成 18 年度からは非公募により事業団を指定管理者に指定し、金剛コロニーの運営を委託している。この第１期の指定期間が平成 23 年３月 31 日で満了したため、同年４月１日から引き続き非公募により、「福祉部障がい福祉室公の施設指定管理者選定委員会」の審査を経て、事業団が指定管理者に指定されている。指定期間は、「大阪府財政構造改革プラン（案）」において、平成 29 年度からの民営化を目指すこととしていることから、通常５年のところを１年延長して平成 29 年３月 31 日までとしている。

なお、事業団が、平成 23 年３月 31 日に事業団立施設の当期末繰越活動収支差額を充当し基本金に繰入れたことにより、府の出資比率が 24.4%となり、平成 23 年度から指定出資法人の指定が解除されている。

(2)　金剛コロニーの再編整備

平成 18 年４月に障害者自立支援法が施行されたことにより、大阪府では平成 19 年１月に「府立知的障害者（児）大規模入所施設〔砂川厚生福祉センター、金剛コロニー〕の再編について」～障害者自立支援法を踏まえた府立施設の再編整備方針（案）～（以下「再編整備方針」という。）を策定し、その中で金剛コロニーについては、ア 利用者の地域生活への移行、イ 地域移行・地域支援の拠点を整備、知的障害者更生施設等の順次廃止、ウ 利用者の状態に合った施設種別への転換、エ 障害児施設のあり方を検討及びオ 施設の民営化の方針が示された。

再編整備方針により、「金剛コロニーの再編として今後整備する施設については、現在、金剛コロニーの指定管理者として施設運営を行っている事業団が設置運営する。」としている。また、本来、府立施設として府が負担すべき施設整備及び運営を民立民営施設として事業団に担わせることから、府の責任として、必要な土地の確保や費用負担を行うとしている。

(3)　金剛コロニー運営委託料に含まれる人件費

平成 22 年度の金剛コロニー運営委託料に係る人件費については、下記のとおりである。

○　金剛コロニーに係る人件費（平成 22 年度）

| 区　　分 | | 人　数 | 金　　額 |
|---|---|---|---|
| 金剛コロニー人件費 | | １７９人 | 1,474,008,218 円 |
| | 本部職員 | ２５人 | 191,565,861 円 |
| | 施設職員 | １４７人 | 1,229,275,867 円 |
| | 委託補助事業職員 | ７人 | 45,527,110 円 |
| | 非常勤職員諸手当 | | 7,639,380 円 |

ア　本部職員人件費

平成22年度の金剛コロニーの運営委託料には、金剛コロニーの各寮に従事する施設職員のほかに、本部の正規職員（理事長及び局長を除く。）25人分の人件費191,565,861円が含まれている。

これら本部職員は、事業団全体の総務及び経理事務等の業務や金剛コロニー以外の事業団立施設に係る業務も行っているが、現在の事業団立施設は、金剛コロニーの再編整備の一環として設置した施設が主であり、事業団立施設の運営の安定化を図ることは、再編に伴うリ

スク管理と事業団の自立化を進めることとなるとの考えから、他の施設との案分はされていない。

本件については、平成21年度の包括外部監査においても「法人本部人件費の事業別区分方法を見直すべきである。」との意見が付されているところであるが、府では、「今後、事業団の民営化に向けて、本部人件費の事業区分の方法の見直しを検討していく。」としているものの、現時点においては、是正されていない。

イ　委託補助事業職員人件費

府では、「発達障がい療育等支援事業」として、発達障がい児及びその保護者に対して、地域で療育プログラムを実施しており、平成22年度は府内６か所において、事業団を含む４社会福祉法人と、それぞれ随意契約により療育等支援事業を委託している。

事業団に委託しているのは、箕面市にある「自閉症児支援センター青空」と河内長野市にある「自閉症児支援センターSun」の２か所である。

また、「地域移行支援センター事業」として、障がい者の地域における自立した生活を支援するため、地域移行支援センターが生活の場であるグループホーム等を開設し、併せて、日中活動の場を調整することにより、障がい者の施設から地域生活への移行及び地域での生活の継続を支援することに対し補助を行っている。平成22年度は９か所の事業所（事業団を含む７社会福祉法人）に対し補助金を交付している。

事業団で実施している事業所は、南河内南「ゆうき」、豊能豊中「あいあい豊中」、泉州北「さざ波」の３か所である。

しかしながら、「発達障がい療育等支援事業」の委託料及び「地域移行支援センター事業」の補助金については上限額があり、その上限額を超えた常勤職員の人件費は、金剛コロニー運営委託料から支出されている。

事業団では、両事業が創設される前から金剛コロニー等府立施設の業務として事業に取り組んでおり、「発達障がい療育等支援事業」は利用児の個別療育とともに啓発活動を目的とした研修会、関係機関への訪問相談等、地域の拠点として府立施設で培ってきたノウハウの提供を行っていること、「地域移行支援センター事業」は金剛コロニーの入所者で地域生活を希望する者の地域移行実現に向けた支援を実施していることから、金剛コロニー運営委託料に含めて支出してきたとしている。

しかし、金剛コロニー管理運営業務基本協定書及び契約書においては、その旨が明確に記載されていない。また、平成19年度事業計画書の中の運営方針に「自閉症・発達障がい支援事業の自立促進センターでの実施」、平成22年度事業計画書の重点目標に「障がい者地域移行支援センター事業の進行管理」との記載が見られるものの、どの年度においても両事業に係る記載がされているわけではない。

【大阪府立金剛コロニー管理運営業務基本協定書（抜粋）】　（平成18年３月28日締結）

大阪府（以下「甲」という。）は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「乙」という。）と、地方自治法第244条の２第３項及び大阪府立金剛コロニー条例（以下「条例」という。）第９条に規定する指定管理者として、大阪府立金剛コロニー（以下「コロニー」という。）の施設の管理運営に関する基本協定を締結する。

第３条（指定期間）

指定期間は、平成18年４月１日から平成23年３月31日までとする。

第４条（基本的な業務の範囲）

コロニーの管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

(1)　条例第２条各号に掲げる業務

(2)　コロニーの維持及び補修に関する業務

(3)　その他施設の管理運営に係る業務全般　（※　本件はこれに該当するとしている。）

【平成22年度大阪府立金剛コロニー管理運営業務契約書（抜粋）】
第１条（事業計画の内容）
　乙（事業団）は、次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲（大阪府）に提出しなければならない。
(1)　管理運営の体制
(2)　事業の概要及び実施する時期
(3)　管理運営に要する経費の総額及び内訳
(4)　その他甲が必要と認める事項（※　本件はこれに該当するとしている。）

【発達障がい療育等支援事業】　（平成22年度）　（円）

| 対象施設 | 療育等支援事業委託料（※） | 金剛コロニー運営委託料 |
|---|---|---|
| 自閉症児支援センター青空 | 9,160,653 | 378,233 |
| 自閉症児支援センターSun | 9,718,918 | 1,399,684 |

※利用者からの自立支援給付費等の収入を引いた額である。

【地域移行支援センター事業】　（平成22年度）　（円）

| 対象施設 | 事業費総額 | 補助（交付）額（※） | 金剛コロニー運営委託料 |
|---|---|---|---|
| ゆうき | 11,923,593 | 6,660,000 | 4,930,849 |
| あいあい豊中 | 12,010,379 | 8,817,000 | 3,116,870 |
| さざ波 | 10,769,039 | 8,195,000 | 1,692,911 |

※常勤職員人件費のほかに非常勤職員人件費、事務所借上げ代等が含まれる。

　平成22年度は、発達障がい療育等支援事業においては常勤職員４名（２名×２施設）、地域移行支援センター事業においては常勤職員３名（１名×３施設）の合計７名分の人件費45,527,110円から、両事業の委託料及び補助金から支出される常勤職員の人件費34,008,563円を控除した11,518,547円について、金剛コロニー運営委託料に含めて支出している。
　なお、金剛コロニー運営委託料については障がい福祉室生活基盤推進課、発達障がい療育等支援事業については同室地域生活支援課地域サービスグループ、地域移行支援センター事業については同課地域生活推進グループにおいて、それぞれ委託料及び補助金を支払っている。

(4)　金剛コロニー運営委託料の支出及び精算方法
　金剛コロニー運営委託料については、人件費、事業費、管理事業費等、金剛コロニーの運営に要する総事業費支出から金剛コロニーに係る支援費収入や利用者負担金等の総収入を減じた額を支出している。
　すなわち、「総支出－総収入＝運営委託料」というスキームになっており、事業ごとの総額が見えにくい。
　また、精算時には、精算余剰金について事業団本部で一括して府へ返納され、金剛コロニーの各施設の経理区分で収支差額が０になるよう配分されているため、決算書における各施設のセグメントの収支状況が明らかでない。
　本件については、すでに平成21年度の事業団に対する監査委員による事情聴取において、平

成28年度末までの民営化を目指すのであれば、収支状況を把握し、経営実態を明らかにすることは重要であるとの意見が述べられているところである。

(5) 施設整備基金

府は、金剛コロニーの再編整備に係る事業資金に充当する目的で、事業団が設置している施設整備基金へ、平成15年度から平成19年度まで、毎年、金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、事業団に積立てさせている。平成20年度及び21年度は財政再建プログラム（案）において凍結、平成22年度は府の財政状況を鑑みて緊急性を要しないとの判断から予算措置は行われていない。

事業団の基金へ府費で積み立てさせることについては、金剛コロニーの再編に係る施設整備は、本来、府が行うべきものであり、再編整備計画に係る整備費として単年度ベースで過大な負担を負わないように計画的に積立ているとのことである。また、事業団が施設を整備するにあたって、国庫補助金制度を活用しようとすれば、自己資金が必要となることも理由の一つとして挙げている。

積立方法としては、府立施設の減価償却費相当額として、支援費収入の５％（A）を限度額とし、そのうち、事業団は措置費事業費の５％（ア）相当を負担し、（A）－（ア）を府委託料（イ）として支出している。また、金剛コロニー再編整備の全体計画の遂行に向けて、府の財政負担の平準化の観点から、平成16年度実施の事業団給与改正に伴う府財政効果額相当分を限度に府委託料（B）として支出している。

ただし、平成20年度から22年度までは、財政再建プログラム（案）の関係等で、府費負担による積立はされていないため、事業団の措置費事業費の５％相当分のみ積み立てられている。

（千円）

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | 計<br>(H15～H22) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 期首 | 819,073 | 1,094,757 | 902,422 | 1,056,848 | 723,626 | 630,701 | |
| 各年度積立額 | 367,194 | 352,455 | 395,538 | 19,633 | 18,218 | 12,804 | 1,984,915 |
| 減価償却費<br>相当分（A） | 127,194 | 112,455 | 155,538 | 19,633 | 18,218 | 12,804 | 1,064,915 |
| 事業団(ｱ) | 31,601 | 30,038 | 24,408 | 19,633 | 18,218 | 12,804 | 552,605 |
| **大阪府(ｲ)** | 95,593 | 82,417 | 131,130 | 0 | 0 | 0 | 512,310 |
| **施設整備基金<br>積立金（B）** | 240,000 | 240,000 | 240,000 | 0 | 0 | 0 | 920,000 |
| **大阪府積立額<br>計(ｲ)＋(B)** | 335,593 | 322,417 | 371,130 | 0 | 0 | 0 | 1,432,310 |
| 取崩額 | 91,510 | 544,790 | 241,112 | 352,855 | 111,143 | 179,253 | 1,520,663 |
| 期末 | 1,094,757 | 902,422 | 1,056,848 | 723,626 | 630,701 | 464,252 | |

しかしながら、上記(3)イ（委託補助事業人件費）と同じく、金剛コロニー管理運営業務基本協定書及び契約書等においては、その旨が記載されていない。

また、事業団が制定している「基金運営要綱」第３条（５）アにおいて、「施設整備基金は、金剛コロニー内での施設再編や地域展開における施設整備のために充当する。」と定められているが、府と事業団との間で、府費で事業団に積み立てさせた施設整備基金が金剛コロニーの再編整備に係る施設整備に充当されることを明記した文書等はない。

福祉部では、事業団に対しては事務的検査や理事としての関与があり、この約束は履行されると考えているとのことであるが、事業団が平成23年度から指定出資法人からその他の出資法人になったことや府からの派遣職員を平成28年度末までに段階的に引き上げることから、事業

団への府の関与が薄くなるため、今後、施設整備基金の担保の方法について、事業団と協議を行っていくとしている。

## 2　課題

(1)　本部職員人件費

金剛コロニーの運営委託料には、事業団の事業全体に係る管理業務等、金剛コロニーの施設運営に係るもの以外の業務にも携わっている事業団の本部職員の人件費が含められている。

このため、本部職員の人件費については、事業別に案分するなど金剛コロニーの施設運営に係るもの以外と区分し、算定方法について見直されたい。

また、本件については、平成21年度の包括外部監査においても意見が付されており、府では「事業団の民営化に向け、本部人件費の事業区分の方法の見直しを検討していく。」としているが、いまだ是正されていない。

事業団の民営化については、平成20年に策定された府財政再建プログラム（案）による自立化の方向性に基づき、事業団が策定した事業団改革中期計画（案）において、平成23年度からの自立民営化を明確にしているところであり、平成23年３月31日に当期末繰越活動収支差額を基本金に繰入れ、平成23年度から指定出資法人の指定が解除されている。

指定解除にあたっては、事前に福祉部と協議が行われていることから、指定解除を行う前に早急に是正すべきものであったものと考える。

なお、指定出資法人の指定の解除については、別途、意見を述べる。

(2)　委託補助事業職員人件費

事業団に委託している発達障がい療育等支援事業及び補助金を交付している地域移行支援センター事業については、委託料及び補助金の上限額を超えた事業費（人件費）を金剛コロニー運営委託料の一部として支出している。

しかしながら、府と事業団との間で締結された協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、これらの事業と金剛コロニーの運営との関係が不明確である。

また、これら事業の委託料及び補助金の執行については、金剛コロニー運営委託料を支出している課とは別の課で行われ、両事業の各施設における事業費総額が見えにくくなっている。

このため、金剛コロニー運営委託契約の内容や支出方法を精査するとともに、支出の透明性、適正性が確保されるよう、支出根拠を明確にされたい。

(3)　金剛コロニー運営委託料の支出及び精算方法

金剛コロニーの総事業費支出から支援費等の総収入を減じた額を運営委託料として支出し、精算報告においては費目ごとに精算されているものの、事業ごとの総額が明らかになっていない。また、精算余剰金について事業団本部で一括して府へ返納され、各施設の経理区分の収支差額が０になるよう委託料が配分されているため、各施設における収支状況が明確になっていない。

この算定方法では、金剛コロニー運営委託料として支出される事業費の内容が明らかにされず、どんぶり勘定となる恐れがある。金剛コロニー運営委託料の各事業又は各施設における収支状況を明らかにし、運営の効率化を図るためにも、算定方法及び精算方法を見直されたい。

また、事業団は平成29年度からの自立民営化を目指しており、各事業又は各施設のセグメントにおける収支状況を把握することは必須の前提であり、これらの収支が明確になるよう、事業団に対し会計処理の方法について指導されたい。

(4)　施設整備基金

府は、金剛コロニーの再編整備に係る事業資金に充当する目的で、事業団が設置している施設整備基金へ、平成15年度から金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、事業団に積立てさせ

ている。これまでの基金の積立累計額は約19億８千万円（うち府支出分約14億３千万円）、平成22年度末残高は約４億６千万円である。

しかしながら、府と事業団との間で締結された金剛コロニー管理運営に係る協定書及び契約書等においては、その旨が明記されていない。また、事業団は、当該基金について、事業団の経理規程において「法人自らが施設建設を図るために資金を積み立てる。」と定め、当該基金を自己資金として認識している。このような状況の中で、当該基金を支出するのは適切ではなく、また、委託料という支出方法も適切ではないと考えられる。

加えて、府費で積立てられた事業団の施設整備基金が金剛コロニーの再編整備に係る施設の整備に充当されることについて、府と事業団との間で明確に取り交わされた文書等はない。

平成23年度から事業団の指定出資法人の指定が解除され、事業団独自の判断による運営形態へと移行を進めており、府の関与が薄まっている。

これらのことから、施設整備基金への支出方法を見直すとともに、その使途に係る担保の方法について検討されたい。

(5) 総括

金剛コロニーの民立民営化に向け、再編整備に係る施設の整備にあたり、過去の経緯から土地建物とも府の資産及び資金を全面的に投入するなど、府の責任において対応せざるを得ないことについては一定理解できる面もあるが、現状をみると、明確な根拠なしに支出手続が行われていたり、事業団との取決め等があいまいなまま執行されているなど不適切な対応が多々見受けられる。委託、補助、貸付など、現行の金剛コロニーに対する財政的支出については、経費執行手続や他の制度・事業とのバランスなど、全体をもう一度検証し、今後の金剛コロニーに対する支出について、府民に対してきちんとした説明責任を果たすべきである。

また、前述のとおり、平成21年度の包括外部監査における指摘や同年度の監査委員からの指導がされている事業団本部人件費や施設ごとの収支の把握につき、未だ是正や改善がなされていないことについては、誠に遺憾である。

○　金剛コロニー再編整備に係る施設運営等の将来的責任の担保について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府福祉部（障がい福祉室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年７月29日<br>事務局　平成23年６月13日から平成23年７月７日まで |

委員意見

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和44年に大阪府指定出資法人として設立され、大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営を公立民営の形態で担ってきたところであるが、大阪府財政再建プログラム（案）による事業団の自立化の方向性に基づき、平成22年度に当期末繰越活動収支差額を基本金に繰入れ、平成23年度から指定出資法人の指定が解除された。

一方、金剛コロニーの再編整備にあたっては、府の資産や資金を全面的に投入しており、今後も、グループホーム、ケアホーム等の施設を府の費用負担において事業団立施設として整備していく予定としている。また、府は、事業団の施設整備基金へ、金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、約14億３千万円を積み立てさせている。

これら事業団立施設への資金投入と事業団の指定出資法人の指定解除は、施策の方向性としては相反する面があると考えられる。また、指定解除のほか府派遣職員の引上げ等、事業団への府の関与が薄められているにもかかわらず、事業団に対して、この再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任については、明確に取り交わされた文書等はない。

このため、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について事業団の責任が明確に担保されるよう、事業団と協定書を締結するなど、速やかに対処されたい。

基本金については、事業団はこれまでの社会福祉法人会計基準第31条第１号に該当する1,600万円に加え、平成23年３月31日に同条第４号基本金として事業団の自己財源である当期末繰越活動収支差額から2,500万円を繰入れたことで、府の出資比率が62.5%から24.4%に低下したと判断し、平成23年度から指定出資法人の指定が解除されている。しかしながら、出資比率を計算する場合は、一般的には自己財源を控除すべきであり、当期末繰越活動収支差額の繰入額を合わせて計算することについては、疑義がある。

また、この第４号基本金については、平成24年４月１日から廃止される（移行期間：平成27年３月31日まで）旨、厚生労働省より平成23年７月27日付けで通知されているところである。

この指定解除は、社会福祉法人の新会計基準の素案（平成21年度）及び同基準案（平成22年度）において４号基本金廃止の趣旨が示され、また、事業団に対して、再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任の担保が明確にされていない中で行われた。

さらに、出資比率について、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの（基本的な財産）」という考え方からは、金剛コロニーの民立民営化に向けて、これからも府からの資産及び資金が全面的に投入されることから、府からの基本的な財産は増加するとみることもできる。このことから、府は、今後も事業団に対して、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について点検・検証を行っていく必要がある。

このような状況の中で、この指定出資法人の指定解除がされたことについては、関係部局とも協議して、是正する必要があるものと考えられる。

（なお、本件のうち、指定解除の件については、総務部に対する意見ともする。）

１　背景・現状及び受検機関の対応

(1)　社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団設立の経緯

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和 44 年に大阪府指定出資法人として設立され、昭和 45 年から知的障害者更生施設、知的障害児施設及び知的障

害者授産施設である大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）を公立民営の形態で運営してきた。

また、平成５年に明光ワークス（平成 20 年度に事業団立化）、平成８年に大阪府立箕面通勤寮、大阪府立稲スポーツセンターの運営を大阪府から委託され、知的障害者の就労（移行）支援、自立訓練、日中一時支援、貸館事業、スポーツ事業や文化・レクリエーション事業の開催等を行っている。

これら府立施設については、平成 18 年４月１日から平成 23 年３月 31 日まで非公募（ただし、この期間、稲スポーツセンターは公募）により指定管理者として事業団に委託されていたところであり、平成 23 年４月１日からは、非公募により、引き続き事業団が指定管理者に指定されている。

指定期間については、金剛コロニーは平成 29 年度の民営化を目指すこととしているため、平成 29 年３月 31 日までの６年間としている。また、箕面通勤寮は平成 23 年度末で廃止することとされているため指定期間を平成 23 年度の１年間とし、稲スポーツセンターは抜本的なあり方を検討することとしているため、平成 23 年度の１年間は暫定期間として、それぞれ、平成 24 年３月 31 日までとしている。

(2) 金剛コロニーの再編整備に係る施設整備

金剛コロニーの再編整備に係る施設整備については、平成 19 年１月に策定された再編整備方針（案）に基づき、金剛コロニーの指定管理者である事業団が設置運営するものとされ、また、本来、府立施設として府が負担すべき施設整備及び運営を事業団に担わせることから、府の責任として必要な土地の確保や費用負担を行うこととしている。

金剛コロニー内において、平成 19 年度に開所した重症心身障害児施設「すくよか」及び平成 20 年度に開所した特別養護老人ホーム「かんなびのさと」については、土地は無償貸付、建物は府補助金、府からの貸付金及び府が金剛コロニー運営委託料に含めて支出し事業団に積立てさせている施設整備基金を充当して整備している。この施設整備基金に対し、府はこれまでに約 14 億３千万円を積み立てている。

また、地域移行の拠点施設として、平成 21 年度に松原市に開所した地域生活総合支援センター「おんど」及び平成 23 年度に茨木市に開所した地域生活総合支援センター「あい」については、土地は府営住宅の跡地を無償譲渡、建物は国庫及び府費補助金並びに前述の府費で積み立てさせた事業団の施設整備基金により整備している。

さらに、平成 22 年 10 月に策定された「大阪府財政構造改革プラン（案）」により、「金剛コロニーは平成 29 年度の民営化をめざす」とされていることから、平成 28 年度末までに、金剛コロニーの再編整備に係るグループホーム、ケアホーム等を府の費用負担において、事業団立施設として整備する予定である。

再編整備に係る施設整備や運営に対する事業団の責任については、府と事業団との間で明確に取り交わされた文書等はないが、福祉部では、金剛コロニーの指定管理者である事業団が、その責務として、再編整備に係る役割を担うことについて約束は果たされると考えているとのことである。

(3) 指定出資法人の指定解除

平成 20 年６月に策定された「大阪府財政再建プログラム（案）」において、事業団について「経営基盤の安定化を図りつつ、自立民営化する」との方向性が示されたことを受け、事業団は平成 21 年 10 月に事業団改革中期計画（案）を策定し、平成 23 年度からの自立民営化を明確にし、給与制度の見直しや府派遣職員の引上げなどの取組を行ってきたところである。

事業団は、社会福祉法人会計基準第 31 条の第１号基本金 1,600 万円（府からの出資金 1,000 万円と「かんなびのさと」の建設資金として保護者会からの寄附金 600 万円）に、平成 23 年３月 31 日に４号基本金として、平成 22 年度決算の次期繰越活動収支差額から 2,500 万円を基本金に繰入れた。この繰入れにより、基本金の総額が 4,100 万円となったことで、府の出資比率

が 62.5%から 24.4%に低下したと判断し、平成 23 年度から指定出資法人の指定が解除されている。

なお、この指定解除により、地方自治法第 199 条第７項の規定による府の監査委員による監査の対象が事業団に対する財政的援助に限定されることとなる。

しかし、平成 23 年７月 27 日付け厚生労働省の通知により、社会福祉法人会計基準第 31 条に規定されている基本金について、「法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄附金に限定し、現行基準の同条第４号の規定が廃止」され、平成 24 年４月１日から適用されることとなった。（ただし、平成 27 年３月 31 日（平成 26 年度決算）までの間は、従来の会計処理によることができる。）

この通知のベースとなる平成 21 年 12 月 25 日付け社会福祉法人の新会計基準（素案）及び平成 22 年 12 月８日付け同基準（案）では、社会福祉法人会計基準第 31 条第４号の廃止について、「事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の４号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。」としている。

なお、この新会計基準（案）については、厚生労働省のホームページに意見募集中案件（パブリックコメント）として、平成 22 年 12 月８日から掲載されている。

【社会福祉法人会計基準】

（基本金）

第 31 条　基本金には、社会福祉法人が事業活動を継続するために維持すべきものとして収受した次の金額を計上するものとする。

一　社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等（固定資産に限る。）を取得すべきものとして指定された寄附金の額

二　前号の資産の取得に係る借入金の償還に充てるものとして指定された寄附金の額

三　施設の創設及び増築等のために保持すべき運転資金として収受した寄附金の額

四　定款の規定により、当期末繰越活動収支差額の一部又は全部に相当する額の運用財産を基本財産に組み入れた場合におけるその組入額

## ２　課題

事業団は、昭和 44 年に大阪府指定出資法人として設立され、金剛コロニーの運営を公立民営の形態で担ってきたところであるが、府財政再建プログラム（案）による事業団の自立化の方向性に基づき、自己財源を基本金に繰入れたことにより、平成 23 年度から指定出資法人の指定が解除された。

一方、金剛コロニーの再編整備にあたっては、土地は無償貸付及び無償譲渡、建物は府の補助金や貸付金、府費で積立てさせた事業団の施設整備基金を充当して事業団立施設として、重症心身障害児施設「すくよか」、特別養護老人ホーム「かんなびのさと」をはじめ、地域移行の拠点施設となる地域生活総合支援センター「おんど」や「あい」を整備してきたところである。

施設整備基金については、府は事業団にこれまでに約14億３千万円を積み立てさせている。

今後においても、金剛コロニーの再編整備の終了目途である平成28年度末までに、グループホームやケアホーム、施設入所施設等を府の費用負担において事業団立施設として整備していく予定としている。

しかし、このように府の資産や資金を全面的に投入し、事業団立施設として施設整備を進める一方で、指定出資法人の指定解除や府派遣職員の引上げ等、府の関与を薄めていくことは、府の施策の方向性として相反する面があると考えられる。

その上、府の関与が薄まるにもかかわらず、事業団に対して、再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任については、明確に取り交わされた文書等はない。

このため、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について事業団の責任が明確に担保されるよう、事業団と協定書を締結するなど、速やかに対処されたい。

基本金については、事業団はこれまでの社会福祉法人会計基準第31条第１号に該当する1,600万円に加え、平成23年３月31日に同条第４号基本金として、事業団の自己財源である当期末繰越活動収支差額から2,500万円を繰入れたことで、府の出資比率が62.5％から24.4％に低下したと判断し、平成23年度から指定出資法人の指定が解除されている。

しかしながら、出資比率を計算する場合は、一般的には自己財源を控除すべきであり、当期末繰越活動収支差額を合わせて計算することについては、疑義がある。

また、第４号基本金については、平成24年４月１日から廃止される（移行期間：平成27年３月31日まで）旨、厚生労働省より平成23年７月27日付けで通知されているところである。

この指定解除は、社会福祉法人の新会計基準の素案（平成21年度）及び同基準案（平成22年度）において４号基本金廃止の趣旨が示され、また、事業団に対して、再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任の担保が明確にされていない中で行われた。

さらに、出資比率について、地方自治法施行令第140条の７に規定されている「資本金、基本金その他これらに準ずるもの（基本的な財産）」という考え方からは、金剛コロニーの民立民営化に向けてこれからも府からの資産及び資金が全面的に投入されることから、府からの基本的な財産は増加するとみることもできる。このことから、府は、今後も事業団に対して、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について点検・検証を行っていく必要がある。

これらのことから、この指定出資法人の指定解除がされたことについては、関係部局とも協議して、是正する必要があるものと考えられる。

○　ナースセンター事業について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府健康医療部（保健医療室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年７月27日<br>事務局　平成23年６月17日から平成23年６月24日まで |

**委員意見**

**社団法人大阪府看護協会（以下「看護協会」という。）に委託しているナースセンター事業としてナースバンク、再就業支援講習会、潜在看護職員復帰研修（以下「Ｗ－ＯＮＳＴＥＰ事業」という。）、就業協力員事業などがあるが、平成 22 年度のナースバンクの利用による看護職員の就職者数は、平成 18 年度と比較すると半数近くまで減少している。**

**ついては、今後ナースバンクを含むナースセンター事業について費用対効果を踏まえて看護職員の就業の促進にどれほどの効果があったのか検証した上で、その事業のあり方について検討を行われたい。**

**1　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　委託の経緯

府は、看護協会を看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成４年６月 26 日法律第 86 号) 第 14 条第１項の規定により府域におけるナースセンターとして指定しており、看護協会にナースセンター事業を委託している。

(2)　委託の内容等

ナースセンター事業には、ナースバンク、再就業支援講習会、Ｗ－ＯＮＳＴＥＰ事業、就業協力員事業などがある。

ナースバンクは、府内の医療機関等における看護職員の不足解消を図るため、家庭等に潜在している未就業看護職員の就業促進を図る目的で、未就業看護職員の登録と無料職業紹介等を行っている。しかし、看護職員の職業紹介は、ハローワーク、人材センター、ＪＯＢプラザや求人情報誌、インターネット上の無料紹介転職サイトなどでも行われており、求人の形態が多様化している。このように民間等の求人情報が豊富となってきている状況の中でナースバンクとこれら民間情報との関係などは明らかにされていない。

また、ナースバンク業務と関連して潜在看護職員の再就職を総合的に支援するため、平成 20 年度からナースセンターに「就業協力員」を配置し、潜在看護職員の職場復帰に力を入れている。しかし、新人看護職員の早期離職や看護職員のメンタル面でのストレスによる離職などにより、潜在看護職員化する状況が見られ、これに対し、ベテランの看護師経験者を就業協力員とすることにどれだけの効果があったのかは明らかにされていない。

また、平成 21 年度から潜在看護職員復帰支援業務（Ｗ－ＯＮＳＴＥＰ）として「ｅ－ラーニング」を手法とした潜在看護職員復帰研修も実施している。しかし、実際に看護業務に復帰する上で、「ｅ－ラーニング」というＩＴによる研修により潜在看護職員の職場復帰にどれだけの具体的な効果があったのかは明らかにされていない。

さらに、次表のとおり事業費全体として見ると平成 18 年度と比較すると増加しているにもかかわらず、ナースバンクの利用による平成 18 年度から平成 22 年度までの就職者数は、年々減少しており、平成 18 年度と比較すると半数近くまで減少している。

また、東京都と愛知県のナースバンクの平成 21 年度及び 22 年度の就職率（就職者数÷求職者数）と比較してもかなり低い実績である。

大阪府ナースバンクによる就職率等　　（単位：人）

| 項目＼年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 求人数 | 8,117 | 8,910 | 7,442 | 8,391 | 7,305 |
| (1)求職者数 | 4,162 | 4,665 | 4,561 | 3,884 | 3,560 |
| (2)就職者数 | 1,329 | 1,351 | 994 | 931 | 751 |
| 就職率　(2)/(1) | 31.9% | 29.0% | 21.8% | 24.0% | 21.1% |

東京都及び愛知県のナースバンクの就職率等（単位：人）

| 項目＼年度 | 東京都 | | 愛知県 | |
|---|---|---|---|---|
| | 21年度 | 22年度 | 21年度 | 22年度 |
| 求人数 | 8,791 | 6,584 | 8,307 | 7.920 |
| (1)求職者数 | 5,507 | 5,339 | 2,666 | 2,453 |
| (2)就職者数 | 2,240 | 2,284 | 792 | 766 |
| 就職率　(2)/(1) | 40.7% | 42.8% | 29.7% | 31.2% |

大阪府ナースセンター事業の事業費の推移　　（単位：千円）

| 項　目＼年　度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ナースバンク事業 | 22,545 | 22,075 | 22,062 | 21,567 | 21,682 |
| 再就業支援講習会 | 3,047 | 3,517 | 3,530 | 3,618 | 2,097 |
| 就業協力員事業 | － | － | 2,932 | 2,931 | 2,931 |
| 合　　計 | 25,592 | 25,592 | 28,524 | 28,116 | 26,710 |

（注）Ｗ－ＯＮＳＴＥＰ事業については、看護協会に対して府は経費を支出していない。

**２　課題**

(1)　看護職員の職業紹介における民間等の求人情報が豊富となってきている状況の中でナースバンクを存続させることは効果的な行政施策として有効であるのかと懸念される。民間等の求人情報とナースバンク事業との役割分担について、費用対効果の観点も踏まえて検証されたい。

(2)　ベテランの看護師経験者を就業協力員とすることにより、潜在看護職員の職場復帰にどれだけの具体的な成果が現れているかを検証されたい。

(3)　実際に看護業務に復帰する上で、「ｅ－ラーニング」というＩＴによる研修により潜在看護職員の職場復帰にどれだけの具体的な成果が現れているかを検証されたい。

(4)　以上の検証結果を踏まえて、今後ナースバンクを含むナースセンター事業について看護職員の就業の促進にどれほどの効果があったのか、その事業のあり方について検討を行われたい。

《参考》

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成４年６月26日法律第86号）(抄)

第14条　都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンターとして指定することができる。

○　安威川ダム関連事業及び周辺整備基本方針について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府都市整備部<br>（河川室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年8月5日<br>事務局　平成23年６月21日から<br>平成23年７月12日まで |

**委員意見**

安威川ダムの事業計画については、平成17年に利水機能縮小に伴いダム規模縮小が決定され、さらに、平成21年８月の府戦略本部会議において利水事業からの撤退が決定されるとともに、平成22年９月より国土交通省からの要請に基づくダム事業の検証中である。

ダム規模縮小等の見直しの結果として、買収済用地の利用計画や道路の整備、周辺整備等の関連計画に及ぼす影響について慎重に検討する必要があることから、関連する事業の具体化にあたっては慎重に対応するとともに、府民の理解が得られるよう積極的に情報開示することに努められたい。具体的には、

(1) ダム規模が縮小されたにも関わらず、全体事業費が昭和63年の当初計画時の836億円から平成19年の計画変更時には1,314億円へと大幅に増加している。当初計画においてもより慎重に策定すべきものであったと考えられるが、結果的に事業費が大幅に増加するに至った経緯・根拠を明確にし、広く府民の理解が得られるよう説明されたい。

(2) 平成17年のダム規模縮小の決定に伴い、ダムの湛水区域として不要となる約11ヘクタールの買収済用地について、具体的な活用方針は未だ策定されていない。府にとっては重要な財産であるため、具体的な有効活用方針を策定されたい。

(3) 公共補償は金銭をもってすることが原則とされているが、左岸地域の事業者及び山林所有者が立ち入るための市道が水没することに伴う補償は、現物補償としての湖面道路整備が計画されている。しかしながら、決定にあたって、従前の市道がどの程度利用されていたのか、湖面道路が将来どの程度利用される見込みであるかの検証等、現物補償とすることが合理的であると判断した根拠の検証が不十分である。付替道路のルート変更により左岸地域への立ち寄りが可能となった等の事情を考慮した上で、利用見込み等を検証し、現物補償としての湖面道路の必要性を再精査されたい。

(4) 安威川ダム周辺整備基本方針では、ダム周辺地域には年間合計100万人オーダーの集客ポテンシャルがあるという前提のもとにレクリエーションゾーン等による活用方針が示されているが、当該オーダーは、ダム周辺地域の利用形態ごとの推計立寄り人口を地域特性に応じて精査して集計した客観的なものではなく、安威川ダム周辺整備検討委員会において最高水準の目標数値として想定されたものである。今後、安威川ダム周辺整備計画を策定するにあたっては、集客ポテンシャル等の基礎的なデータを精査するとともに、府の厳しい財政状況、景気動向、府民の多様化したニーズ等を総合的に勘案した上で、事業主体や事業内容を慎重に検討されたい。

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　安威川ダム事業計画の概要について

ア　安威川ダムは、昭和42年の北摂豪雨により、死傷者61名、浸水家屋約２万５千戸等の被害を受けたことを契機に計画された。安威川の治水対策は、100年に１回の大雨に対応するよう、河川改修とダムによる治水手法を選択し、昭和63年度に建設の採択がなされた。

イ　安威川ダムの事業計画については、平成17年の水源計画変更に伴い利水機能が縮小され、ダム規模もこれに応じて堤高が82.5mから76.5mに縮小された。さらに、平成21年８月の水需要予測による水源計画の見直しに伴い、府戦略本部会議において利水事業からの

撤退が決定された。これに伴い、ダム規模を現状維持とするか、さらに縮小して堤高を75.0mとするかどうかについて、建設事業評価委員会及び河川整備委員会での意見を聞き判断することとされている。

また、府は平成22年９月より、国土交通省からの要請に基づき、安威川ダム事業の検証を実施しており、「安威川ダム事業の検証に関する報告書（素案）」に基づき検討中である。平成23年７月６日に第２回大阪府河川整備委員会が開催され、審議は継続している。

ウ　現在までに、ダム建設のための用地買収は約99%完了しており（約141ヘクタール買収済み。未買収地は約0.5ヘクタール）、水没する宅地・農地の代替地への移転も完了している。なお、平成17年のダム規模縮小の決定により、ダムの湛水区域として不要となる約11ヘクタールの買収済用地について、具体的な活用方針は未だ策定されていない。

エ　また、水没地域を迂回するための新道（旧府道茨木亀岡線の付替道路（以下「付替道路」という。））が平成22年９月に供用されたところであり、これに続き、ダム左岸地域地権者に立ち入りを補償するための周回道路（以下「左岸道路」という。）及びダム横断道路（以下「湖面道路」という。）の整備が計画されている。

| | 当初計画<br>事業費<br>（百万円） | 変更後<br>計画事業費<br>（百万円） | 実施済<br>事業費※１<br>（百万円） | 残事業費<br>（百万円） | 残事業費の<br>主な内訳 |
|---|---|---|---|---|---|
| ダム本体工事 | 39,052 | 44,588 | 8,529 | 36,059 | ダム本体工 |
| 測量試験費※２ | 2,692 | 8,716 | 8,163 | 553 | |
| 用地補償費※３ | 28,015 | 53,532 | 50,525 | 3,007 | 未買収地、土地開発公社からの土地買戻し、特殊補償(鉄塔移設) |
| 付替道路※４ | 5,096 | 17,952 | 17,231 | 721 | 付替市道 |
| 左岸道路 | 4,906 | 4,546 | 40 | 4,506 | |
| 湖面道路※５ | 2,377 | 416 | － | 416 | |
| その他 | 1,462 | 1,650 | 1,352 | 298 | 機械器具費、営繕費、事務費 |
| 合計 | 83,600 | 131,400 | 85,840 | 45,560 | |

オ　安威川ダム事業の昭和63年の当初計画事業費、ダム規模縮小により平成19年に見直された変更後の計画事業費及び事業の進捗状況は、以下のとおりとなっている。

※１ 契約締結済の事業費を含んでいる。

※２ 環境アセスメントの追加実施や、ダム規模縮小に伴う設計変更を行っているため、計画変更後の事業費が当初計画を上回っている。

※３ 河川室によると、地元住民との間で定めた用地補償基準に基づく補償額が当初計画よりも大きくなったため、変更後の計画事業費が増加しているとのことである。

※４ 環境アセスメントは湛水区域100ヘクタールで必要とされるものであるが、92ヘクタールである安威川でも考慮することとした。結果として、設計変更や車作地区への影響を避けるために一部ルートを変更したこと、また、トンネル等が必要となったことにより、当初計画よりも事業費が増加している。

※５ 付替道路のルートを変更し、ダム左岸へ立寄りが可能な橋梁が整備されたため、当初計画の２橋を１橋としている。また、当初計画よりも規模、規格を縮減しているため、事業費が減少している。

上記表のとおり、ダム規模が縮小されたにも関わらず、全体事業費が昭和63年の当初計画時の836億円から平成19年の計画変更時においては1,314億円へと大幅に増加している。

事業費が増加した主な要因は、用地補償単価が変更により増加したことと環境アセスメントによる付替道路のルート変更であるが、当初計画の策定においてもより慎重に策定すべきものであったと考えられる。

(2) 湖面道路について

ア　従来、左岸地域での事業者及び山林所有者は市道（生保２号線、車作16号線）を利用することにより、事業地及び山林に立ち入っていたが、ダム建設により当該市道が水没することになるため、現物補償としての湖面道路整備が計画された。

イ　「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」第４条によれば、公共補償は金銭をもってすることが原則とされているが、同条第１項第１号において法令の規定により命ぜられた場合、また、第１項第２号において技術的、経済的に合理的と認められる場合には、現物補償とすることが認められている。また、市道を管理する茨木市の意向としての、道路法第22条第１項の規定に基づく原因者による機能復旧（前述の要綱第１項第１号）という背景がある他、茨木市に金銭補償を行って、茨木市が道路を新たに整備するよりも、ダム事業を行っている府が湖面道路を整備した方が効率的であるとして、現物補償としての湖面道路の整備を決定している。

しかしながら、湖面道路整備の決定にあたって、水没する市道がどの程度利用されていたのか、湖面道路が将来どの程度利用される見込みであるかの検証はなされていない。公共補償は金銭をもってすることが原則とされている以上、現物補償としての湖面道路整備を決定するに至った根拠を検証し、広く府民に説明する必要があると考えられる。

ウ　付替道路のルートを変更し、ダム左岸地域への立寄りが可能な橋梁が整備されたため、湖面道路については、当初予定していた２橋から１橋へと変更している。また、規格、規模に関しては、管理用通路としての利用及び緊急車両の通行を想定し、かつ、機能補償が果たせる最低限のものを検討しているところである。

しかしながら、付替道路の開通により、左岸地域への立寄りが可能となった等の事情を勘案し、湖面道路の必要性そのものの再精査が求められるところである。

(3) 安威川ダム周辺整備基本方針について

ア　関連計画の一つである周辺整備については、平成21年８月に「安威川ダム周辺整備基本方針」（以下、「基本方針」という。）が、安威川ダム周辺整備検討委員会の審議に基づき、府と茨木市の連名により策定・公表されている。基本方針は、安威川ダム周辺の自然・社会条件等特性や安威川ダム整備に関わる上位計画・関連計画の基本的な考え方を踏まえ、安威川ダム周辺における地域にふさわしい整備や保全を将来にわたって進めていくための方向性や、官民連携の進め方を示すものとなっている。

イ　基本方針では、年間合計100万人オーダーの集客ポテンシャルがあるとの想定のもと、レクリエーション施設や沿道サービス施設等の設置の方針が示されている。

なお、ダム湖周辺地域への目的別立寄り人口の想定は以下のようになっている。

| | |
|---|---|
| ダム周辺の散策やハイキングを主とした利用（自然公園イメージ）を想定した場合 | 約10万人/年 |
| レクリエーション活動を目的とした面的な利用（都市公園イメージ）を想定し場合 | 約40～70万人/年 |
| 沿道サービス施設（道の駅イメージ）による一時立寄り人口の場合 | 約25万人/年 |

上表の想定は、対象地区の規模、施設内容などに対し、類似の地域にかかる統計資料等を参照し、周辺地域への利用イメージごとの立寄り人口を、以下のように推計し、10万人もしくは５万人単位で集計したものである。

| 利用イメージ | 参考とした資料等 | 想定規模等 | 立寄り人口（人/年） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| ダム周辺の散策や風景探勝 | 自然公園利用調査 | 面積：285ha | 86,000 | ※1 |
| レクリエーション活動の場 | 全国都市公園利用調査 | 面積：35ha | 662,000 | ※2 |
| | 立地が類似する都市公園利用調査 | | 375,000 | ※3 |
| | 人口推計及び余暇活動調査 | 集客圏：10km | 517,000 | ※4 |
| 沿道サービス施設 | 交通量推計及び道の駅調査 | 交通量：6,500台/日 | 249,000 | ※5 |

※１　平成17年の府立北摂自然公園の全体利用者783,000人を指定区域面積、2,594haで除して、竜王山地区の面積185ha及び安威川ダムの既買収面積100haの285haで乗じた値である。

※２　平成13年度全国都市公園利用実態調査における広域公園（都市公園法に基づく都市公園の一種で、市町村の区域を超える広域レクリエーション需要を充足することを目的とした公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所あたり50ha以上を標準として配置する公園）における利用可能面積の平均62.7haで、休日の平均入園者数4,726人及び平日の平均入園者数2,565人を除して、単位あたり休日入園者数75人/ha/日及び平日入園者数41人/ha/日を算定。これを平成13年の休日日数116日及び平日日数249日で乗じて、年間の１haあたりの入園者数18,909人を算定し、これに既買収区域内における比較的平坦な土地及び湖面を含む周辺域の約35haで乗じて算定した値である。

※３　大阪府営公園のうち、安威川ダム周辺域と比較的よく似た環境（立地・土地利用）にあると思われる「箕面公園」、「山田池公園」、「深北緑地」、「枚岡公園」、「錦織公園」の５公園の平成17年の年間来園者数3,041千人を開設面積284.1haで除した値に、上記の約35haを乗じて算定した値である。

※４　平成17年のレジャー白書より、「ピクニック・ハイキング・野外散歩」の大阪府参加率23.4％に平成32年の集客圏10kmの推計人口73.6万人（平成15年12月市区町村別将来人口推計より）を乗じて、さらに四季のうち冬を除いた年３回の割合で安威川ダム周辺を訪れると仮定して３を乗じて算定した値である。

※５　平成18年11月実施の府道茨木摂津線（大岩工区）に係る建設事業評価委員会における道路交通量予測6,500台/日に、道の駅の平均立寄り率７％（平成６年度旧建設省北陸地建及び平成15年度大阪府調べより）を乗じて、さらに平均同乗者数1.5人/台（平成11年度道路交通センサスの概要（国土交通省）より）を乗じて算定した値である。

しかしながら、基本方針に示されている「年間合計100万人オーダー」は、ダム周辺地域の利用形態ごとの推計立寄り人口を、地域特性に応じて精査して集計した客観的なものではなく、安威川ダム周辺整備検討委員会において最高水準の目標数値として想定されたものである。

ウ　基本方針は、個別的な周辺整備事業計画を策定するうえでの「基本理念」、「基本的な方針」、「グランドデザイン」という位置づけとされており、今後、府と茨木市が事業を実施することになるが、事業主体や費用負担割合等は、現在のところ未定である。

## ２　課題

安威川ダムの事業計画については、平成17年に利水機能縮小に伴いダム規模縮小が決定され、さらに、平成21年８月の府戦略本部会議において利水事業からの撤退が決定されるとともに、平成22年９月より国土交通省からの要請に基づくダム事業の検証中である。

ダム規模縮小等の見直しの結果として、買収済用地の利用計画や道路の整備、周辺整備等の関連計画に及ぼす影響について慎重に検討する必要があることから、関連する事業の具体化にあたっては慎重に対応するとともに、府民の理解が得られるよう積極的に情報開示することに努められたい。具体的には、

(1) ダム規模が縮小されたにも関わらず、全体事業費が昭和63年の当初計画時の836億円から平成19年の計画変更時においては1,314億円へと大幅に増加している。当初計画においてもより慎重に策定すべきものであったと考えられるが、結果的に事業費が大幅に増加するに至った経緯・根拠を明確にし、広く府民の理解が得られるよう説明されたい。

(2) 平成17年のダム規模縮小の決定に伴い、ダムの湛水区域として不要となる約11ヘクタールの買収済用地について、具体的な活用方針は未だ策定されていない。府にとっては重要な財産であるため、具体的な有効活用方針を策定されたい。

(3) 公共補償は金銭をもってすることが原則とされているが、左岸地域の事業者及び山林所有者が立ち入るための市道が水没することに伴う補償は、現物補償としての湖面道路整備が計画されている。しかしながら、決定にあたって、従前の市道がどの程度利用されていたのか、湖面道路が将来どの程度利用される見込みであるかの検証等、現物補償とすることが合理的であると判断した根拠の検証が不十分である。付替道路のルート変更により左岸地域への立ち寄りが可能となった等の事情を考慮した上で、利用見込み等を検証し、現物補償としての湖面道路の必要性を再精査されたい。

(4) 安威川ダム周辺整備基本方針では、ダム周辺地域には年間合計100万人オーダーの集客ポテンシャルがあるという前提のもとにレクリエーションゾーン等による活用方針が示されているが、当該オーダーは、ダム周辺地域の利用形態ごとの推計立寄り人口を地域特性に応じて精査して集計した客観的なものではなく、安威川ダム周辺整備検討委員会において最高水準の目標数値として想定されたものである。今後、安威川ダム周辺整備計画を策定するにあたっては、集客ポテンシャル等の基礎的なデータを精査するとともに、府の厳しい財政状況、景気動向、府民の多様化したニーズ等を総合的に勘案した上で、事業主体や事業内容を慎重に検討されたい。

**（参考）**

**公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱**

（補償の方法）

第４条　公共補償は、金銭をもつてするものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、公共事業の起業者が代替の公共施設等を建設し、若しくは公共施設等を移転すること又は公共施設等の従前の機能を維持するための障害防止等の措置をとること（以下この条において「現物補償」と総称する。）によることができる。

(1)　法令の規定により現物補償とすることが命ぜられた場合

(2)　公共事業に係る工事の施行上現物補償とすることが技術的、経済的に合理的と認められる場合

(3)　前２号のほか、現物補償とすることがやむを得ないと認められる場合

２　公共補償を金銭をもつてする場合においては、原則として、渡し切りとするものとする。

３　現物補償の場合においては、公共事業の起業者は、現物補償に係る工事を完了したとき

**道路法**

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第 22 条　道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、もしくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

○　公園施設等の整備及び更新・維持改修計画について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府都市整備部<br>（公園課） | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年8月5日<br>事務局　平成23年６月21日から<br>平成23年７月12日まで |

**委員意見**

**府営公園に関する事業の実施にあたっては、府の厳しい財政状況を勘案し、公園の新規整備・拡張、公園内の個々の施設の整備、既存の公園施設等の更新・維持改修の優先順位を適切に見極め、限られた費用に見合った最大の効用が得られるように検討されたい。具体的には、**

**(1)　山田池公園南北連絡橋の整備（総事業費：約4.4億円）においては、管理車両や緊急車両の通行等を考慮し、幅員を４メートル確保するとともに、最も経済性の高い橋梁形式が景観性や構造特性に劣るものとして、総合評価の一次選定で対象から外れ、「PC3径間連続斜張橋」形式が景観性や構造特性に勝るものとして採用されている。**

**今後は、公園内の個々の施設の整備のうち特に重要な施設の整備にあたっては、公園全体での費用対効果の分析のみでなく、当該施設の整備によりどれだけの来園者にどの程度の効用を提供できるのかという観点からの個別の検証を実施されたい。**

**なお、施設整備における形式等の選定にあたっては、経済性、景観性等の多様な評価項目のうち、どの項目を重視して配点するかにより結論が異なることとなるが、現在の府の厳しい財政状況においては経済性に重点を置くべきであり、その中であえて景観性等を重視する場合には、配点の根拠や事業費の増加について明確にし、広く府民の理解が得られるものであるかをより慎重に検討する必要がある。**

**(2)　既存の公園施設等の更新・維持改修費については、現状、年間２億円程度に留まり、緊急に対応すべきところを最小限で対応しているのが実情である。公園利用者の安全安心を守るために中長期的に必要と考えられる将来負担額を明らかにするとともに、新公会計制度の導入も見据え、アセットマネジメントの観点から、公園施設等の更新・維持改修計画の策定を検討されたい。**

**１　背景、現状及び受検機関の対応**

(1) 府営公園の整備計画について

府は「大阪府公園基本構想」に基づき、「大阪府広域緑地計画」をベースに「みどりの大阪推進計画」を策定し、18府営公園の整備・拡張を進めている。「みどりの大阪推進計画」では、平成18年３月時点で都市公園開設面積885.5haのところ、長期目標（平成37年時点）を約2,400haとしている。

しかしながら、平成22年度下期の出先事務所監査における委員意見等で指摘のとおり、久宝寺緑地（八尾土木事務所）や服部緑地（池田土木事務所）等の個々の公園整備事業をみると、用地買収の難航や厳しい府の財政状況等の要因により、事業完了の見通しが立っていないものがあり、現状と今後の見通しに関する府民への情報開示、55条地指定の解除（事業未認可区域の都市計画の解除）を含めた買収済用地の有効利用策の検討等の対策が求められているところである。

こうした中、都市計画審議会において、防災、環境、景観、レクリエーションなど公園

の持つ様々な機能を多角的に評価し、人口減少も踏まえた都市計画の見直し方針を平成23年度中に策定するために、平成23年8月より委員会が設置された。

(2) 公園整備にあたっての費用対効果分析について

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課の大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（以下「マニュアル」という。）によれば、都市公園のような非市場財の整備によって発生する経済的価値については、利用価値及び非利用価値に大別される。このマニュアルは、総合公園や運動公園のような都市基幹公園、大規模公園及び国営公園等、概ね面積が10ha以上の公園を計測対象としている。

マニュアルにおける評価尺度は、費用便益比が利用されており、費用便益比が１より大きい場合、発生する便益の方が生じる費用より大きいこととなり、社会経済的な観点から見た場合、実行可能性があることを意味する。プロジェクトの供用後から何年間、当該プロジェクトが利用できるものかを意味するプロジェクトライフは、大規模公園の場合50年間とされており、割引率は４％とされている。公園整備によってもたらされる価値の定量的計算方法は、直接利用価値については、手法の特徴として利用者数も合わせて算出できることから旅行費用法が採用されており、間接利用価値については、効用関数法が採用されている。旅行費用法とは、公園利用者は、公園までの移動費用をかけてまでも公園を利用する価値があると認めているという前提のもとで、公園までの移動費用（料金、所要時間）を利用して公園整備の価値を貨幣価値で評価する方法である。効用関数法とは、公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましさ（効用）の違いを貨幣価値に換算することで公園整備を評価する方法である。

府営公園の整備にあたっては、当該マニュアルに基づき、各公園全体としての費用対効果分析が実施されているが、公園内の個々の施設の整備にかかる個別の費用対効果分析まではマニュアルでは求められていない。

(3) 府営公園内の個々の施設の整備について

府営公園内の各施設の整備にあたっては、都市公園という性質上、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となるため、経済性と文化性の両立が求められるが、厳しい府の財政状況において両者を充足することが困難となりつつあると考えられる。

以下において、平成23年３月に完成した山田池公園の南北連絡橋（山田池美月橋）の整備に関する概要を記載する。

ア　山田池公園は、1,200年以上の歴史を持っている山田池を中心に整備された公園であり、「日本の美しい歴史公園100選」にも選ばれている公園である。北地区の水生花園は、特に人気が高い。駐車場は、北駐車場と南駐車場が整備されているが、水生花園が公園の中央部に位置しているので、駐車場からはある程度の距離を徒歩で移動しなければならない。特に南駐車場から水生花園のある北地区に行くためには、一部の園路で縦断勾配が一部８％を超えている区域がある等のため、お年寄り等にとって障害となっていた。

イ　また、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、平成20年１月には「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」が出され、移動円滑化のために必要な施設を整備することが求められている。園路の基準としては、幅員1.8m以上、縦断勾配５％以下の通路が要求されている。

ウ　そこで、お年寄り等が、南駐車場から水生花園が位置する北地区にバリアフリーで行くために、南北連絡橋が整備された。南北連絡橋の総事業費は、約4.4億円であり、そ

の内訳は以下のとおりである。

| 年度 | 工事名 | 契約金額（円） |
|---|---|---|
| 20～21 | 南北連絡橋下部工整備工事 | 103,334,700 |
| 21 | 南北連絡橋下部工整備工事（その２） | 29,500,800 |
| 21～22 | 南北連絡橋上部工整備工事 | 306,705,000 |
| 合計 | | 439,540,500 |

エ　南北連絡橋の利点は、以下のとおりである。

・ 南地区の駐車場から来園された方が、パークセンターの横から北地区の展望広場を通り、花木園、花菖蒲園にもバリアフリーで行くことができる。また、移動距離も1,500mから700mに短縮でき、移動時間も25分から12分に省略できる。
・ 市道杉渚線と立体交差となることで、歩行者と自動車の動線が分離され、安全性を高めることができる。
・ 緊急車両の短時間での移動・搬送が容易になる。
・ 従来縦断勾配が一部８％を超えている区域があるが、４％以下の勾配に抑えられる。

オ　管理車両や緊急車両と来園者とのすれ違いや、上り・下りそれぞれに対して、子ども連れ、お年寄りや体の不自由な方及び眺望を楽しむ人の動線を確保するため、幅員は４メートルを確保している。

カ　橋梁形式は、経済性、環境保全、景観性、構造特性、維持管理及び施工性等を総合評価（経済性及び景観性にそれぞれ100点中30点ずつ配点し評価している）して、「PC3径間連続斜張橋」形式が採用されている。

　橋梁形式は桁形式、アーチ形式、吊構造形式があり、それぞれコンクリート橋と鋼橋を１案づつ抽出した計６案の中から選定されたものであるが、最も経済性の高い「PC3径間連続ラーメン箱桁橋」（総事業費約3.5億円）他２案については、景観性や構造特性に劣るものとして、一次選定で対象から外れている。

　なお、各評価項目ごとの配点は一定のものではなく、個別の事案ごとに異なるものであり、事案の特性を考慮して決定したものである。

キ　上記(2)のとおり、山田池公園全体での費用対効果分析についてはマニュアルに基づき検証されているが、個別の施設についてまでは、マニュアルにおいて求められて無いことから、南北連絡橋の整備により、どれだけの来園者にどの程度の効用が提供できるのかという検証は実施されていない。

(4) 既存の公園施設等の更新・維持改修について

　府営公園においては、新規整備・拡張（用地取得等）あるいは公園内の各施設の整備といった事業のみでなく、公園施設等が老朽化する中で、耐用年数に応じた計画的な更新・維持改修の実施も求められる。

　用地取得費、施設整備費、維持改修費の直近３年間の実績は以下のとおりとなっている。

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|
| 用地取得費（億円） | 6.6 | 5.9 | 6.8 |
| 施設整備費（億円） | 11.8 | 14.7 | 8.6 |
| 維持改修費（億円） | 2.0 | 1.9 | 2.8 |

府の公園課による試算によれば、公園施設等ごとに以下の考え方による更新・維持改修

を行うとした場合、今後20年間で約290億円の事業費が見込まれている。公園施設等の更新・維持改修は、公園利用者の安全安心に直結するものであることから、他の事業と比較しても優先すべきものと考えられるが、上記のとおり、現状の維持改修費は年間２億円程度に留まり、緊急に対応すべきところを最小限で対応しているのが実情である。

| 施設等 | 更新・維持改修の内容 |
|---|---|
| 危険木、照明灯、水道施設 | 定期的な点検で補修を行い、機能低下が顕在化した段階で更新を実施する |
| 建築物等 | 個々の施設ごとに劣化状況を判定して、補修方法や更新時期を決定する |
| 電気機械設備等 | 定期的な点検で維持補修をしつつ、更新の時期を検討する |
| 舗装、柵 | 日常的な点検を行いながら、損傷が顕在化した時点で補修する |
| 噴水、パーゴラ等 | 最適な補修、更新を行うため、幅をもった設定を行い、その範囲内で補修、更新を行う |

## ２　課題

府営公園に関する事業の実施にあたっては、府の厳しい財政状況を勘案し、公園の新規整備・拡張、公園内の個々の施設の整備、既存の公園施設等の更新・維持改修の優先順位を適切に見極め、限られた費用に見合った最大の効用が得られるように検討されたい。具体的には、

(1)　山田池公園南北連絡橋の整備（総事業費：約4.4億円）においては、管理車両や緊急車両の通行等を考慮し、幅員を４メートル確保するとともに、最も経済性の高い橋梁形式が景観性や構造特性に劣るものとして、総合評価の一次選定で対象から外れ、「PC3径間連続斜張橋」形式が景観性や構造特性に勝るものとして採用されている。

今後は、公園内の個々の施設の整備のうち特に重要な施設の整備にあたっては、公園全体での費用対効果の分析のみでなく、当該施設の整備によりどれだけの来園者にどの程度の効用を提供できるのかという観点からの個別の検証を実施されたい。

なお、施設整備における形式等の選定にあたっては、経済性、景観性等の多様な評価項目のうち、どの項目を重視して配点するかにより結論が異なることとなるが、現在の府の厳しい財政状況においては経済性に重点を置くべきであり、その中であえて景観性等を重視する場合には、配点の根拠や事業費の増加について明確にし、広く府民の理解が得られるものであるかをより慎重に検討する必要がある。

(2)　既存の公園施設等の更新・維持改修費については、現状、年間２億円程度に留まり、緊急に対応すべきところを最小限で対応しているのが実情である。公園利用者の安全安心を守るために中長期的に必要と考えられる将来負担額を明らかにするとともに、新公会計制度の導入も見据え、アセットマネジメントの観点から、公園施設等の更新・維持改修計画の策定を検討されたい。

○　下水道増補幹線事業の事業評価について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府都市整備部<br>（下水道室、河川室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月５日<br>事務局　平成23年６月21日から<br>平成23年７月12日まで |

**委員意見**

**平成22年度の河川室に対する委員意見「地下河川事業等の事業評価について」において、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討することが求められている。一方で、下水道室所管の増補幹線事業は、完成した区間から随時、地下河川に接続して貯留施設として供用し、比較的短時間の集中豪雨に対応する施設として運用を図っているものの、地下河川事業において終末ポンプ場が建設されず調節池としての暫定利用に留まっている現状においては、増補幹線についても計画上期待される最大の効果である10年に一度の降雨への対応ができない状況にある。**

**このように、地下河川事業（河川室所管）と下水道増補幹線事業（下水道室所管）は不可分の関係にあるにもかかわらず、所管事業が異なるため、両者は別々に事業評価を行っている。また、下水道増補幹線事業の費用対効果については、合流式下水道を採用していることから汚水の処理も併せて担う既設管を含めた評価は行っているものの、増補幹線だけを抜き出した評価は行われていない。このような状況を踏まえ、平成22年度の地下河川事業に関する委員意見に対する措置を進めるにあたっては、下水道増補幹線事業も一体として評価すべきことに留意されたい。**

**なお、地下河川事業及び増補幹線事業の事業評価にあたっては、地下河川本来の機能を発揮するために必要な終末ポンプ場の建設につながる区間の事業着手に目処が立っていない状況に鑑み、必要性のみでなく合理的な期間内における実現性の観点からの議論を尽くされたい。**

**１　背景、現状及び受検機関の対応**

(1) 寝屋川流域総合治水対策について

大阪府中部に位置する寝屋川流域は大部分が低平地で、急速な都市化の進展により保水・遊水機能が低下し、流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない「内水域」となっている。そのため下水道で雨水を集め、ポンプで強制的に河川に排水しているが、河川に集められた雨水の出口は寝屋川の京橋口に一ケ所しかない。そのため、ポンプの能力以上の雨が降った場合は下水道管や水路から水が溢れ出るという「内水浸水」が発生している。そこで、流域住民の暮らしを守るため、国と大阪府、流域関係11市が協力して「寝屋川流域総合治水対策協議会(現：寝屋川流域協議会)」を平成元年に設立し、21世紀の安全で快適な街づくりをめどに、平成２年４月に「寝屋川流域整備計画」を策定した。この計画の基本的な考えは、基準点（京橋口地点）における流域基本高水のピーク流量を2,700立方メートル/sとし、河川と下水道によって基本高水のピーク流量2,400立方メートル/sまでを処理し、残りの300立方メートル/sを流域対応施設によって処理することにしている。この計画に基づき、河川改修を進めるとともに、遊水地や流域調節地などの貯留施設、地下河川等の放流施設など、河川と下水とが一体となった総合的な治水対策が進められている。

(2) 地下河川事業について

地下河川事業は、寝屋川流域治水対策として河川改修や遊水地、貯留施設とともに昭和63年度より整備が図られてきているが、平成22年度の定期監査の結果、河川室に対して、以下のとおり、地下河川事業等の事業評価についての委員意見を付している。

「地下河川事業は、これまで1,324億円の事業費を投入し、１兆82億円の寝屋川流域総合治水対策事業費の13%にあたるが、現況の治水能力は64立方メートル/sに止まっており、これは寝屋川流域の治水能力計画2,700立方メートル/sの僅か2.4%に過ぎない。終末ポンプ場が建設されていないため、調節池としての暫定利用に止まっており、地下河川本来の機能が発揮されていないことによるものである。

また、地下河川事業の完成までには今後20～30年の期間及び1,422億円の事業費を要すると見込まれている。

このような課題があるにもかかわらず、寝屋川流域総合治水対策の全体に係る事業評価は行われているものの、地下河川事業について個別には点検評価されていないことから、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討されたい。」

上記の状況をふまえ、府では、大阪府河川整備委員会における以下の検討内容の審議を効率的に行うため、平成23年６月より大阪府河川整備委員会「治水専門部会」（以下、「部会」という。）を設置しており、地下河川事業の費用対効果の検証についても、部会及び大阪府河川整備委員会の中で審議される予定であるが、主として地下河川事業の必要性の観点からの議論が進められている。

イ　各河川の当面の治水目標の設定と治水手法（案）の作成
- 目標とする雨量、計画降雨波形、基本高水の設定に関する確認
- 当面の治水目標（案）の設定
- 治水手法（案）の作成

ロ　その他治水面に関する課題
- 建設事業評価
- 耐震対策に関する検討

(3) 下水道増補幹線事業について

下水道増補幹線事業は、寝屋川流域における既存の下水管の能力不足を補う第二の下水管として計画したものであり、公共下水管から流入する雨水は一旦流域下水管へ流入するが、流域下水管の排水能力を超える雨水については増補幹線へ落とし、河川室が建設を進めている地下河川へ放流することとなる。

寝屋川流域の雨水ポンプ場・既存流域下水管は、都市化の進展による雨水流出量の増大により現在、おおむね３年に１度の降雨にしか対応できないが、増補幹線の整備により、下水道として10年に１度の降雨への対応を目指している。

寝屋川流域下水道増補幹線事業の概算総事業費と平成22年度末における進捗状況は以下のとおりである。なお、当該事業費は、上記(2)の寝屋川流域総合治水対策事業費（１兆82億円）には含まれていない。

（単位：億円）

| | 概算総事業費 | 施工済事業費 | 概算残事業費 |
|---|---|---|---|
| 寝屋川北部流域下水道 | 710 | 439 | 271 |
| 寝屋川南部流域下水道 | 840 | 698 | 142 |
| 合計 | 1,550 | 1,137 | 413 |

平成23年６月１日から南部地下河川と南部流域下水道増補幹線は４ヶ所（久宝寺緑地公園駐車場地下の他、大阪中央環状線沿い３箇所）で繋がり、当該区域においては、流域下水管の能力を超える雨水を増補幹線から地下河川へ放流し、雨水を一時的に貯留する機能を有している。

このように、完成した区間から随時、貯留施設として供用し、比較的短時間の集中豪雨に対応する施設として運用を図ってはいるものの、上記(2)のとおり、地下河川事業において終末ポンプ場が建設されず調節池としての暫定利用に留まっている現状においては、増補幹線の整備が完了した場合であっても、10年に１度の降雨時に浸水被害が発生することが見込まれており、計画上期待される最大の効果を発揮することができない状況にある。

なお、増補幹線へ流入した雨水の出口は地下河川のみであり、また、地下河川への雨水の流入は北部地下河川については増補幹線以外に古川や城北川からの流入があるが、南部地下河川については増補幹線のみからとなっている。

※ 地下河川に流入する増補幹線には、府の流域下水道増補幹線のほか、単独公共下水道（大阪市、東大阪市、守口市）がある。

このように、下水道増補幹線事業は、地下河川事業と一体となって初めて計画上期待される最大の効果を発揮するものであり、両者は不可分のものと考えられるが、両者の事業評価は別々に行われている。また、下水道増補幹線事業の費用対効果については、合流式下水道を採用していることから汚水の処理も併せて担う既設管を含めた評価は行っているものの、増補幹線だけを抜き出した評価は行われていない。

このような状況を踏まえ、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにし、費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討するにあたっては、下水道増補幹線事業についても一体として検討が必要である。

## ２　課題

平成22年度の河川室に対する委員意見「地下河川事業等の事業評価について」において、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討することが求められている。一方で、下水道室所管の増補幹線事業は、完成した区間から随時、地下河川に接続して貯留施設として供用し、比較的短時間の集中豪雨に対応する施設として運用を図っているものの、地下河川事業において終末ポンプ場が建設されず調節池としての暫定利用に留まっている現状においては、増補幹線についても計画上期待される最大の効果である10年に一度の降雨への対応ができない状況にある。

このように、地下河川事業（河川室所管）と下水道増補幹線事業（下水道室所管）は不可分の関係にあるにもかかわらず、所管事業が異なるため、両者の事業評価は別々に行われている。また、下水道増補幹線事業の費用対効果については、合流式下水道を採用していることから汚水の処理も併せて担う既設管を含めた評価は行っているものの、増補幹線だけを抜き出した事業評価は行われていない。このような状況を踏まえ、平成22年度の地下河川事業に関する委員意見に対する措置を進めるにあたっては、下水道増補幹線事業も一体として評価すべきことに留意されたい。

なお、地下河川事業及び増補幹線事業の事業評価にあたっては、地下河川本来の機能を発揮するために必要な終末ポンプ場の建設につながる区間の事業着手に目処が立っていない状況に鑑み、必要性のみでなく合理的な期間内における実現性の観点からの議論を尽くされたい。

○　大阪府土地開発公社が保有する未利用代替地の処分について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府都市整備部<br>（用地室） | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年9月2日<br>事務局　平成23年6月21日から<br>平成23年8月5日まで |

**委員意見**

**平成13年度に策定された府の行財政計画（案）「負の遺産整理」において、大阪府土地開発公社（以下「公社」という。）が保有する未利用代替地については、平成23年度を目途に処分するとされているが、未だ処分の目途が立っていない。**

**公社の銀行借入に係る利息については、府が公社の経費軽減を目的として利子補給することになっており、平成23年度における未利用代替地取得資金に係る利子補給見込額合計は32百万円となっている。従って、公社での未利用代替地の保有が長引けば、借入金額に応じた利子補給が毎年公社に対して生じることになり、府の負担が継続することになる。また、公社が当該未利用代替地を処分した場合、処分差損を府が補填することになっているが、平成22年度末における簿価時価差額は3,318百万円（簿価4,262百万円と時価944百万円の差額）に上っており、多額の府の将来負担が見込まれる状況となっている。**

**このような状況に鑑み、将来的な府の負担をできる限り軽減するために、公社との協働のもと府が主体性をもって、代替地の早期処分又は有効活用のための方策を引き続き検討・実行されたい。また、当初設定した期限である平成23年度中に未利用代替地を処分することが困難と判断し処分期限の延長等の対応をとる場合には、府民への説明責任の観点から、今後の対応方針を積極的に開示されたい。**

**１　背景・現状**

(1)　公社が保有する代替地について

ア　公社は、府が公共事業を進める際に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地権者の要望に基づき府との協議を経た上で、代替地を取得している。代替地とは、道路等の公共事業のために必要な土地を提供した地権者に対して、その土地の代わりに提供する土地のことをいう。地価が高騰していた時期においては、地権者は代替地を要求することが多かったが、地価が下落傾向にある近年、代替地よりも金銭による補償を求めることが多くなってきており、過去に取得した代替地の処分が困難な状況になっている。

なお、代替地は公社の保有資産であり、公共事業用地と異なり府に再取得の義務があるわけではないが、府の公共事業の実施に必要な代替地として取得されたものであり、府としては公社の所管課として代替地が目標年度までに処分できるように管理する立場にある。

イ　公共事業が完了している代替地（以下「未利用代替地」という。）は、平成13年の行財政計画（案）「負の遺産整理」（以下「計画」という。）に基づき、平成23年度を目途に計画的に処分され、処分差損は府の補助金により補填されることとなっている。また、平成22年度より代替地の取得財源が府の無利子貸付から銀行の有利子貸付に変更となっているため、府が公社の経費軽減を目的として利子の補給を行っている。

(2)　未利用代替地の処分状況

計画では平成23年度を目途に未利用代替地を処分することとされているが、依然として公社が未利用代替地を保有している状況である。平成23年２月に未利用代替地の一部に用途制限緩和の措置を講じた上で再公募を行っているが、現在のところ処分完了の目処は立

っていない。

平成22年度に残存する未利用代替地の平成20年度から平成22年度までの簿価及び時価の状況は、以下のとおりとなっている。

| 所在地 | 平成20年度 | | 平21年度 | | 平22年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 簿価(百万円) | 時価(百万円) | 簿価(百万) | 時価(百万円) | 簿価(百万円) | 時価(百万円) |
| りんくうポート北３-３（A)※１※２ | 305 | 85 | 306 | 81 | 306 | 75 |
| 同３-26（B)※１、※２ | 305 | 85 | 306 | 81 | 306 | 76 |
| 同３-27（C)※１※２ | 610 | 169 | 612 | 150 | 613 | 143 |
| りんくう往来北５-４※２ | 1,496 | 250 | 1,496 | 250 | 1,497 | 224 |
| 岬町多奈川東畑1083-５ | 112 | 114 | 112 | 90 | 112 | 0 |
| 泉佐野市日根野2857 | 114 | | 114 | 4 | 114 | 2 |
| 小計　※４ | 2,942 | 707 | 2,946 | 656 | 2,948 | 610 |
| りんくうポート北５-７他１筆※１、※２、※３ | 1,323 | ― | 1,309 | ― | 1,314 | 334 |
| 合計　※４ | 4,265 | ― | 4,255 | ― | 4,262 | 944 |

※１　平成23年２月に用途を「製造業等」から緩和した未利用地。

※２　未利用代替地の大部分を占めるりんくう地域における未利用代替地の簿価合計は4,036百万円、時価合計は852百万円となっており、平成22年度末の簿価にて処分したと仮定した場合の処分差損は3,184百万円に上る。

※３　平成22年度から公募のため、同年度より時価を算定している。また、平成21年度の簿価が平成20年度の簿価よりも下がっているのは、一時的に貸付を行い、貸付収入を簿価に反映させたことによる。

※４　上記の通り平成22年度から時価を算定した未利用代替地があるため、平成20年度以前より時価が算定されている代替地のみを「小計」として集計している。「合計」欄では、平成20年度及び平成21年度の時価合計額の記載を省略している。

景気低迷により不動産市場の冷え込みが続く中、公社による処分が今後も進まなければ、公社の借入金利子補給及び公社の未利用代替地処分差損に対する補助金が、府の大きな将来負担となることが予想される。

なお、平成23年度における未利用代替地取得資金に係る利子補給見込額合計は32百万円となっている。また、平成22年度末の時価で公社が未利用代替地を処分したと仮定した場合には、処分差損3,318百万円（簿価4,262百万円と時価944百万円の差額）が府の負担となることになる。

**２　受検機関の対応**

用地室では、当初設定した期限である平成23年度中に処分の目処が立っていないことから、平成23年度の予算要求において、定期借地権を付して賃貸に供する等の有効活用策を視野に入れ、府による未利用代替地取得の要求を行ったものの、財政課による審査によって要求は認められなかった。

用地室では、販売促進に向けて新たにメールマガジンでの紹介を開始したほか、公社とと

もにパンフレットの作成や広告配布地域の拡大を検討している。また、平成24年度以降の未利用代替地の処理スキームにつき、関係機関との協議を開始している。

## 3　課題

平成13年度に策定された府の行財政計画（案）「負の遺産整理」において、大阪府土地開発公社が保有する未利用代替地については、平成23年度を目途に処分するとされているが、未だ処分の目途が立っていない。

公社の銀行借入に係る利息については、府が公社の経費軽減を目的として利子補給することになっているが、平成23年度における未利用代替地取得資金に係る利子補給見込額合計は32百万円となっている。従って、公社での未利用代替地の保有が長引けば、借入金額に応じた利子補給が毎年公社に対して生じることになり、府の負担が継続することになる。また、平成22年度末における簿価時価差額は3,318百万円（簿価4,262百万円と時価944百万円の差額）に上っており、多額の府の将来負担が見込まれる状況となっている。

このような状況に鑑み、将来的な府の負担をできる限り軽減するために、公社との協働のもと府が主体性をもって、代替地の早期処分又は有効活用のための方策を引き続き検討・実行されたい。また、当初設定した期限である平成23年度中に未利用代替地を処分することが困難と判断し処分期限の延長等の対応をとる場合には、府民への説明責任の観点から、今後の対応方針を積極的に開示されたい。

○　大阪モノレール事業に係る占用料の徴収について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府都市整備部（交通道路室） | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年８月５日<br>事務局　平成23年６月21日から平成22年７月12日まで |

**委員意見**

**大阪府は、府有財産である大阪モノレールの車庫用地について占用料を徴収する根拠がないとの理由から長年にわたり大阪高速鉄道（株）に対し無償貸与を続けている。**

**しかしながら、大阪高速鉄道（株）は毎年多額の利益を上げており、さらに国際文化公園都市モノレール２期事業（以下「国文モノレール２期事業」という。）のインフラ部維持修繕に係る費用も大阪府は負担している。**

**大阪府の厳しい財政事情や大阪高速鉄道（株）の経営状況などを踏まえると、府有財産の適正な管理を図る観点から、占用料を徴収できるものは徴収すべきである。**

**このため、大阪府は地域の特性に応じた規制の特例措置が可能な特区の申請や占用料徴収の取扱いを政令で規定する要望を行うなど、占用料を徴収できるよう国に働きかけられたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　大阪モノレール事業では、平成２年に締結した「大阪モノレール軌道敷の維持修繕に関する協定」の中で、インフラ部の維持修繕費用は大阪高速鉄道（株）が負担することとしている。しかし、国際文化公園都市の開発を推進するため、平成13年に締結した国際文化公園都市モノレールに係る２期事業実施覚書により、国文モノレール２期事業については建設費用に加えて、インフラ部維持修繕に要する経費についても、開業後の安全で安定した運行を確保するため、大阪府と国際文化公園都市の開発者が負担することになった。

このため、国文モノレール２期事業のインフラ部維持修繕費用として今後、開業した阪大病院前から彩都西間分として開発者から受入れた維持修繕費と大阪府の負担金をあわせ、総額約20億円を大阪高速鉄道（株）に支出することとしている。

(2)　一方、大阪高速鉄道（株）の経営状況を見ると毎年多額の利益を計上しており、大阪府の国文モノレール２期事業のインフラ部維持修繕費の負担が始まった平成19年度から平成22年度までの4年間だけでも27億円の法人税等を支払い、当期純利益として37億円を計上している。この法人税等の中に大阪府の負担金が含まれている懸念がある。

〔大阪高速鉄道（株）の決算状況〕　（単位：千円）

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 9,440,687 | 9,797,626 | 9,524,557 | 9,180,173 | 37,943,043 |
| 法人税等 | 579,192 | 606,346 | 699,643 | 844,852 | 2,730,033 |
| 当期純利益 | 745,308 | 864,512 | 955,690 | 1,182,079 | 3,747,589 |
| （参考）大阪府負担金 | 220,000 | 205,334 | 198,000 | 188,100 | 811,434 |

注）大阪府負担金は、開発者から受入れた維持修繕費を積み立てた公共施設等整備基金からの取崩し及び大阪府一般財源。

(3)　また、大阪モノレールの車両基地のうち、運行指令所、変電所、事務所、宿泊棟等の普通財産として大阪府が所有していた用地については、平成22年度までは大阪高速鉄道（株）に有償で貸し付けていたが、平成22年度に策定された「大阪府財政構造改革プラン

（案）」を受け、平成22年度末に当該用地を大阪高速鉄道（株）に売却した。

(4)　他方、売却した普通財産以外の道路区域である車庫用地（約37,000平方メートル）内にある施設については、本線と一体で運行を支える軌道施設として、軌道法第４条の規定により、道路法の占用許可を受けたものとみなし、占用料に関しては軌道法により政令の定めるところによると規定されている。しかし、占用料の徴収に関する政令の定めがないことから、大阪府は大阪高速鉄道（株）から占用料を徴収していない。

(5)　仮に、平成23年度から大阪府道路占用料徴収条例に基づいて車庫用地に係る占用料金を徴収すると、年間約９千万円（１平方メートル当たり2,400円×約37,000平方メートル）の収入が見込まれる。

(6)　大阪府は、平成22年度に策定した「大阪府財政構造改革プラン（案）」の中で、大阪高速鉄道（株）の累積赤字の解消が最優先課題との認識から、車両基地のうち道路区域である用地については、大阪高速鉄道（株）が累積赤字を解消した時点で、改めて売却について協議検討するとしている。

(7)　大阪高速鉄道（株）は、「大阪モノレール中長期経営計画」の中で、累積赤字の解消目標を平成27年度としているが、仮に占用料を徴収すると、累積赤字の解消は１年遅れの平成28年度になると推定される。

## ２　課題

(1)　大阪府は、毎年多額の利益を上げている大阪高速鉄道（株）に対し、国文モノレール２期事業のインフラ部維持修繕費用を負担しているだけでなく、府有財産である車庫用地についても、占用料を徴収する根拠がないとの理由から長年にわたり無償貸与を続けている。

(2)　大阪高速鉄道（株）は、「大阪モノレール中長期経営計画」の中で、累積赤字を解消する目標を平成27年度としているが、仮に占用料を徴収することにした場合でも累積赤字の解消は1年遅れる程度であり、占用料徴収の影響は小さいものと考えられる。

(3)　大阪府の厳しい財政事情や大阪高速鉄道（株）の経営状況などを踏まえると、府有財産の適正な管理を図る観点から、占用料を徴収できるものは徴収すべきである。

　このため、大阪府は地域の特性に応じた規制の特例措置が可能な特区の申請や占用料徴収の取扱いを政令で規定する要望を行うなど、占用料を徴収できるよう国に働きかけられたい。

参考）

**軌道法**

（大正１０年４月１４日法律第７６号）

第１条　本法ハ一般交通ノ用ニ供スル為敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス

(2)　一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ関スル規定ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第２条　軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ道路ニ敷設スヘシ

第３条　軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第４条　前条ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケタル軌道経営者ハ軌道敷設ニ要スル道路ノ占用ニ付道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於ケル道路ノ占用料ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依ル

**道路法**

（昭和２７年６月１０日法律第１８０号）

（占用料の徴収）

第３９条　道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法

（昭和２３年法律第１０９号）第６条 に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

２　前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第３５条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

○　中之島バンクスの事業効果について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）<br>対象機関・団体<br>（　会　計　） | 大阪府都市整備部<br>（河川室） | 監査（検査）<br>実施年月日 | 委　員　平成23年８月５日<br>事務局　平成23年６月21日から<br>平成23年７月12日まで |

**委員意見**

**中之島バンクスでは賑わい施設の建設からすでに２年が経過しているが、大半の区画は入居先が決まっていない状況である。大阪府は１億円を投じて上下水道設備等のインフラを整備し、また、事業者に当該河川敷地を低料金で優先的に使用させているにもかかわらず、中之島バンクスにおいて未だに事業効果が十分に発揮されていない。**

**水都大阪事業全体のイメージ低下にもつながりかねないため、大阪府は早急に関係者とより一層連携・協力を図り、計画の変更も含め必要な対策が講じられるよう指導されたい。**

**また、事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行われたが、審査にあたり資金調達や事業収支計画等の事業実施の実現性を審査する配点が低く、また、経営面をチェックできる専門家が構成委員に含まれていなかった。さらに委員の一次評価と最終の委員審査結果が異なる場合の選定過程が明確でなかった。**

**したがって、今後同種の事業者の選定にあたっては、経営面も含めた事業の実現性を十分検討するとともに選定過程が一層明確になるよう努められたい。**

**１　背景・現状**

(1) 中之島バンクス事業の概要

大阪府は水都再生に向けて、中之島周辺の河川敷において賑わい空間の創出を推進しており、中之島バンクスはその賑わい創出の先導を期待されていた。

中之島バンクスは京阪中之島線工事に伴う護岸復旧工事として整備される河川空間に、河川占用許可基準の緩和により民間事業者に飲食店舗等を設置することで、民間と行政が連携し、「水都大阪」にふさわしい都市空間を創造することを目的に事業化された。

(2) 事業の仕組み

ア　中之島バンクス事業は大阪府が整備する河川敷地に民間事業者が飲食店舗等を設置し、事業者自ら事業運営を行うもので、事業の仕組みは以下のとおりである。

事業区域の河川敷の土地は、公的機関（（財）大阪府都市整備推進センター）が大阪府から占用許可を受け、占用広場として管理し、事業者は店舗等を設置する土地について使用契約に基づいて使用料を公的機関に支払う。公的機関へ支払われる使用料には、大阪府への占用料及び公的機関が行う占用広場の維持管理費が含まれている。

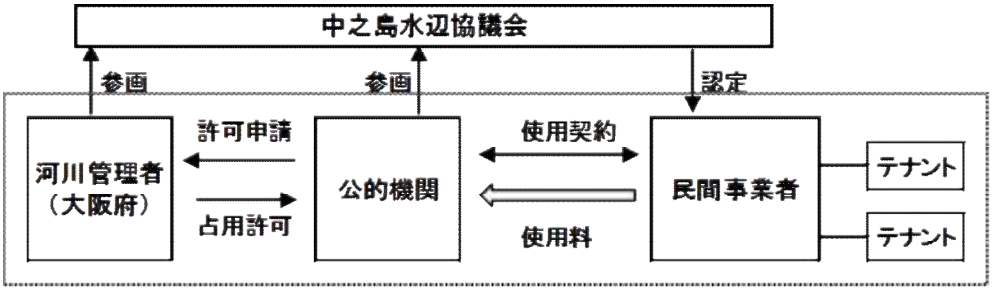


※公的機関：（財）大阪府都市整備推進センター

イ　平成23年度分として事業者が負担した使用料金3,069,700円は、大阪府の収入である占用料2,452,300円（１平方メートル当たり3,570円）及び（財）大阪府都市整備推進センターが行う当該地の維持管理経費617,400円からなっている。

ウ　中之島バンクスにおける事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により中之島水辺協議会にある審査部会で行われ、応募した２つのグループの委員の一次評価の平均点及び最終委員審査結果は次のとおりであった。

委員の一次評価の平均点ではＢグループが高得点にもかかわらず、審査結果では本件の事業主体に選ばれたＡグループが高得点になっている。

また、審査にあたっては資金調達や事業収支計画等の事業実施の実現性を審査する配点が低く（20点/100点）、また、審査委員はデザインや景観等の専門家で構成されており、経営面をチェックできる専門家は構成員に含まれていなかった。さらに、委員の一次評価と最終の委員審査結果が異なっていたが、その選定過程が明確でなかった。

| 審項目 | Ａグループ（最優秀提案者） | | Ｂグループ | |
|---|---|---|---|---|
| | 委員一次評価平均（点） | 委員最終審査結果（点） | 委員一次評価平均（点） | 委員最終審査結果（点） |
| 基本コンセプト | 14.7 | 16.0 | 14.7 | 12.0 |
| 環境デザイン | 21.5 | 22.0 | 21.5 | 22.0 |
| 機能構成・運営計画 | 23.4 | 24.0 | 22.8 | 24.0 |
| 事業実施計画 | 10.3 | 12.0 | 13.3 | 14.0 |
| 合　計 | 69.8 | 74.0 | 72.2 | 72.0 |

(3) 中之島バンクスの現状

ア　中之島バンクスの現状は、平成21年8月に建物は完成したが、９区画のうち４区画の入居が決まっているに過ぎない状況である。ＥＡＳＴ棟は４区画のうち３区画にデザインミュージアムが入居している。ＣＥＮＴＥＲ棟は４区画のうち１区画にギャラリー及びオフィスが入居しているが、レストランや店舗区画は誘致が決まるまでイベント会場として利用されており、ＷＥＳＴ棟においては全く入居が無い状態である。

（中之島バンクスにおける賑わい施設の入居状況）

| | 現計画 | 現　状 | 階層 |
|---|---|---|---|
| ＥＡＳＴ棟（４区画） | デザインミュージアム（ギャラリー・ショップ・カフェ） | デザインミュージアム（ギャラリー・カフェ） | ２階 |
| | | | ２階 |
| | | | １階 |
| | | ― | １階 |
| ＣＥＮＴＥＲ棟（４区画） | ギャラリー及びオフィス | ギャラリー及びオフィス | １階 |
| | レストラン | ― | １階 |
| | 店舗 | ― | ２階 |
| | ＢＡＲ | ― | ２階 |
| ＷＥＳＴ棟（１区画） | 店舗 | ― | １階 |

**２　受検機関の対応**

(1) 大阪府は中之島バンクスの事業区域において上下水道設備や共同溝等のインフラ整備に102,816千円を支出しているが、事業運営の責任は民間事業者にあるとして、賑わい機能が十分発揮されていない現状に対し、事業者に変更計画書の提出を促すにとどまっている。

(2) また、中之島バンクスの占用料については、大阪府流水占用料等条例の「橋梁、桟橋、上

屋その他これらに類する物を設置するもの」の区分である１平方メートル当たり3,570円を適用している。その理由としてＥＡＳＴ棟の１階にカフェ（平成23年４月オープン）は営業しているが、これはデザインミュージアムの来客者のために一時的に設けられた付随施設であり、「飲食店、売店その他これらに類する物を設置するもの」の区分には該当しないとしている。

（大阪府流水占用料等条例の適用区分中、関係個所のみ記載）

| 占用又は使用の区分 | 金　額 |
|---|---|
| 橋梁、桟橋、上屋その他これらに類する物を設置するもの | １平方メートル当たり3,570円 |
| 飲食店、売店その他これらに類する物を設置するもの | １平方メートル当たり10,300円 |

## ３　課題

(1)　中之島バンクスでは賑わい施設の建設からすでに２年が経過しているが、大半の区画は入居先が決まっていない状況である。大阪府は１億円を投じて上下水道設備等のインフラを整備し、また、事業者に当該河川敷地を低料金で優先的に使用させているにもかかわらず、中之島バンクスにおいて未だに事業効果が十分に発揮されていない。

水都大阪事業全体のイメージ低下にもつながりかねないため、大阪府は早急に関係者とより一層連携・協力を図り、計画の変更も含め必要な対策が講じられるよう指導されたい。

(2)　また、事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行われたが、審査にあたり資金調達や事業収支計画等の事業実施の実現性を審査する配点が低く（20点/100点）、また、経営面をチェックできる専門家が構成委員に含まれていなかった。さらに委員の一次評価と最終の委員審査結果が異なる場合の選定過程が明確でなかった。

したがって、今後同種の事業者の選定にあたっては、経営面も含めた事業の実現性を十分検討するとともに選定過程が一層明確になるよう努められたい。

(3)　中之島バンクスの占用料については、ＥＡＳＴ棟の１階にカフェ（約120平方メートル）が営業しているものの、これはデザインミュージアムの来客者のために一時的に設けられた付随施設であるとして１平方メートル当たり3,570円の区分を適用している。しかしながら、当該河川敷地では現にカフェが営業されており、また、デザインミュージアムの来客者に限定されず誰でも利用できることから、少なくともカフェを営業している区画については、「飲食、売店その他これらに類する物を設置するもの」に該当する１平方メートル当たり10,300円の区分の適用を検討されたい。

○　債権管理体制について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府港湾局 | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月５日<br>事務局　平成23年７月11日から<br>平成23年７月13日まで |

**委員意見**

**港湾局において、適時に債権の回収督促手続あるいは長期に渡り港湾施設の使用許可の取消しを行わなかった結果、特定の債務者（１名）に対する多額の債権（144,670千円）が不納欠損処理に至っている。**

**府の厳しい財政状況においては、滞納債権を早期に回収するとともに新たな滞納債権の発生を抑制するよう、適切な債権管理が不可欠である。債権回収担当者は、納付期日に入金のない債権が発生した都度、その発生の経緯と今後の対処方針を書面もしくは口頭にて上席者へ報告し、上席者は当該報告を受けて適時にフォローする等、有効な債権管理体制の構築に努められたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1) 港湾局における債権回収及び整理の状況

平成22年11月に債権の回収及び整理を総合的かつ計画的に進めるため、全庁での統一的な債権回収及び整理のルールを定めた「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「大阪府債権の回収及び整理に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）、税外収入の納付期限に遅延がある場合の延滞金の徴収について定めた「大阪府税外収入延滞金徴収条例（以下「延滞金条例」という。）」が制定・施行されている。

条例及び施行規則の規定により、債権管理者は毎年５月31日に存する滞納債権の６月１日から翌年５月31日までの債権の回収及び整理に関する目標を定めた計画を策定し、また、10月31日及び５月31日現在における計画の進捗状況を知事に報告し、知事がそれを公表しなければならないとされている（条例第３条、第５条、施行規則第２条、第３条）。

これを受けて、港湾局において策定された平成22年６月１日現在の滞納債権の回収・整理目標と平成23年５月31日時点の進捗状況（回収・整理実績）は、以下のようになっている。

| 債権名 | 種別 | 当初金額（A） | 処理目標（B） | 達成額（C） |
|---|---|---|---|---|
| 港湾使用料 | 回収対象 | 13,904千円 | 7,000千円 | 11,323千円 |
| | 整理対象 | — | — | 125千円 |
| 港湾施設使用料 | 回収対象 | 297,529千円 | 50,000千円 | 102,361千円 |
| | 整理対象 | 750千円 | — | 146,149千円 |
| 財産貸付収入 | 回収対象 | 3,293千円 | 500千円 | — |
| | 整理対象 | — | — | — |
| 違約金及び延滞利息 | 回収対象 | 419千円 | 200千円 | — |
| | 整理対象 | — | — | — |

（A）平成22年６月１日現在の滞納債権残高

（B）平成22年６月１日から平成23年５月31日までの回収目標額及び整理目標額

（C）平成22年６月１日から平成23年５月31日までの回収金額及び整理金額

上記のように、港湾局においては、平成22年度当初における滞納債権残高315,894千円に対して、同年度において113,684千円を回収しているが、当初残高の46.3％を占める146,273千円が不納欠損処理に至っている。

(2) 滞納債権の整理と債権管理状況

平成22年度において不納欠損処理に至った債権146,273千円のうち144,670千円は、同年度に破産に至った１名の債務者に対する港湾施設使用料（平成17年度から20年度の４年間にわたり発生した債権で、港湾施設の使用許可の申請件数は70件）に関するものとなっている。同債務者に対する滞納債権の納入期限別内訳は以下のとおりである。

| 納入期限 | 合計金 |
|---|---|
| 平成17年度 | 26,915千円 |
| 平成18年度 | 59,873千円 |
| 平成19年度 | 36,957千円 |
| 平成20年度 | 20,925千円 |
| 合計 | 144,670千円 |

上記のように、長期にわたり滞納が継続している状態であったにもかかわらず、港湾局は、使用許可に基づき使用している港湾施設が同債務者にとっての基幹的な事業拠点であることを考慮して、同債務者からの許可申請の都度、使用許可を与え続けていたものである。滞納が発生した当初より同債務者の財務状況を慎重に検討し、以後の使用継続の許可を与えないなどの判断が適切に行われなかった結果、多額の滞納債権の整理（不納欠損処理）に至ったものと考えられる。

平成22年度に都市整備部にて策定された「債権管理マニュアル（案）」においては、債権の発生に始まり、債権の回収、債権の放棄等により債権が消滅するまでの全過程を適切に処理し、管理していく手順が規定されており、当該マニュアルに則った適切な債権管理を実施することが望まれる状況にある。

## ２　課題

港湾局において、適時に債権の回収督促手続あるいは長期に渡り港湾施設の使用許可の取消しを行わなかった結果、特定の債務者（１名）に対する多額の債権（144,670千円）が不納欠損処理に至っている。

府の厳しい財政状況においては、滞納債権を早期に回収するとともに新たな滞納債権の発生を抑制するよう、適切な債権管理が不可欠である。債権回収担当者は、納付期日に入金のない債権が発生した都度、その発生の経緯と今後の対処方針を書面もしくは口頭にて上席者へ報告し、上席者は当該報告を受けて適時にフォローする等、有効な債権管理体制の構築に努められたい。

（参考）

**大阪府税外収入延滞金徴収条例**

**(趣旨)**

第一条　この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の３第２項の規定に基づき、同条第１項の歳入(私法上の債権に係るものを除く。以下「税外収入」という。)について延滞金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

**(延滞金の徴収)**

第２条　知事は、税外収入について地方自治法第231条の３第１項の規定による督促をした

場合においては、税外収入の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

**地方自治法**

**(督促、滞納処分等)**

第231条の３　分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

２　普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

○　人工干潟の事業評価と有効活用について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府港湾局 | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年8月5日<br>事務局　平成23年７月11日から<br>平成23年７月13日まで |

**委員意見**

**港湾局が整備中の人工干潟は、約27億円をかけて「野鳥や海生生物の生育環境の形成」や「生物による水質浄化」という効用を期待して進められている事業である。平成18年度の事業再評価における費用便益分析では、国土交通省のマニュアルに基づき、府民に対するアンケートを実施し、府民の支払意思額が99.6億円（１世帯当たり2,728円×大阪府域世帯数3,560,247世帯）に上るものと結論付けられている。しかしながら、当該事業の評価にあたっては、事業目的である「水質・底質浄化」と「多様な生態系の形成」という成果の効用を詳細に検証し、府の厳しい財政状況の下での当該事業の実施が府民全体の理解を得られるよう、広く府民へPRすることに努められたい。**

**また、平成19年度に護岸完成、平成22年度に干潟完成後の成果が発現するという当初計画が大和川の砂の供給の遅れ等により大幅にずれ込んでおり、平成23年度中にようやく護岸完成という節目をむかえるにあたって、干潟完成後の成果発現までのスケジュール、整備完了後に府民に直接効用をもたらすような活用方法（学校教育への活用など）の策定方針を明確にし、府民にわかりやすく説明されたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　人工干潟整備事業の概要

港湾局は、大和川の河口に堺泉北港エコポートモデル事業により約10ヘクタールの人工干潟を整備している。

エコポートモデル事業とは、平成６年３月に当時の運輸省（現国土交通省）が、今後の港湾環境政策の基本的な考え方を「新たな港湾環境対策－環境と共生する港湾（エコポート）をめざして－」として取りまとめ、創設したものである。エコポートの目指すものは、「人と生物が共存できる健全で豊かな港湾環境の形成と継承」、「生物にやさしい自然と対話できる港」とされている。

府においては、人工干潟の整備場所である大和川河口部は、海水と淡水が入り交じった汽水域として多様な生態系の形成が期待される場所である。また、当人工干潟の整備場所である堺泉北港の堺北地区は大阪湾の湾奥部に位置し、周辺海域の水質汚濁が進行している等から、水質・底質の浄化の効果がある事業の必要性が生じていた。このような状況の下、「野鳥や海生生物の生育環境の形成場」及び「生物による水質浄化を行う場」として積極的に活用されることを目的として、平成７年度にエコポートモデル事業の指定を受け、人工干潟の整備が進められているものである。

人工干潟は平成11年度に着工し、平成23年度中に護岸が完成する予定である。護岸完成後、護岸で囲まれた区域に大和川の浚渫で発生した砂を投入し干潟造成を完成させる予定であるが、砂の搬入には早くて３～４年、干潟の形状安定と生物の定着にはさらに６～７年の年月を要する見込みである。

総事業費は、平成９年度から平成22年度までの実績（約26億円）と平成23年の当初予算額（約１億円）との合計で約27億円となる見込みであり、主な内訳は以下のとおりである。

なお、エコポートモデル事業として国の認可を受けているため、1/2は国費負担となっている。

（単位：百万円）

| | 平成９～22年度（実績） | 平成23年度（予算） | 合計 |
|---|---|---|---|
| 工事・委託費 | | | |
| 環境調査 | 77 | 2 | 80 |
| 土質調査 | 63 | - | 63 |
| 実施設計 | 44 | - | 44 |
| 現況解析 | 12 | - | 12 |
| 現況測量 | 7 | - | 7 |
| 地盤改良 | 692 | - | 692 |
| 石積工 | 1,660 | 105 | 1,766 |
| 事務費 | 76 | - | 76 |
| 合計 | 2,634 | 108 | 2,742 |

(2) 人工干潟整備事業の事業評価

平成18年度に事業採択後10年経過に伴う事業再評価を行っており、その中で費用便益分析を行い、大阪府建設事業評価委員会より事業継続の評価を受けている。

再評価調書によれば、費用便益分析は「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」（平成16年６月国土交通省港湾局）に基づき算出されており、Ｂ／Ｃ＝2.83（便益総額：85.1億円、総費用：30.1億円）とされている。

便益総額は周辺に居住する住民に対するアンケート調査により、当該事業に対して支出してもよいという１世帯当たり支払意思額（アンケート結果の加重平均）を算出し、これに大阪府域世帯数を乗じ、社会的割引率（４%）に基づく評価時点での現在価格を算出しているものである。

（１世帯当たり支払意思額）2,728円×（大阪府域世帯数）3,560,247世帯＝99.6億円
×0.8548（平成22年度を効果発現年次とし評価時点を平成18年度とした社会的割引係数(※)）
＝便益総額85.1億円

（※）平成18年度の再評価時点においては、大和川の砂は潤沢に供給されるという国の見通しがあり、それに基づいて護岸整備を平成19年度に完了させ、直ちに砂を投入し干潟が完成するとの見込みで平成22年度を効果発現年度と仮定していたものである。しかしながら、砂の供給が見通しとは異なり極めて少量で推移したため、上述の通り、護岸完成は平成23年度にずれ込み、その後の砂の搬入、干潟の形状安定と生物の定着もさらにずれ込む可能性がある。

(3) 人工干潟整備完了後の活用方針

人工干潟の主な事業目的は「水質・底質浄化」と「多様な生態系の形成」であり、干潟の完成後一定期間を経過した後に環境調査によって生物の定着や水質浄化を確認することにより初めて成果の発現を確認することになる。

港湾局では、府民による干潟の直接的な活用は、上記の成果が発現した後に附属してくるものであるとの考えのもと、現時点においては、人工干潟を活用して府民に直接効用をもたらすような具体的な計画（例えば、学校教育への活用など）は、検討されていない。

## ２　課題

港湾局が整備中の人工干潟は、約27億円をかけて「野鳥や海生生物の生育環境の形成」や「生物による水質浄化」という効用を期待して進められている事業である。平成18年度の事業再評価における費用便益分析では、国土交通省のマニュアルに基づき、府民に対するアンケートを実施し、府民の支払意思額が99.6億円（１世帯当たり2,728円×大阪府域世帯数3,560,247世帯）に上るものと結論付けられている。しかしながら、当該事業の評価にあたっては、事業目的である「水質・底質浄化」と「多様な生態系の形成」という成果の効用を詳細に検証し、府の厳しい財政状況の下での当該事業の実施が府民全体の理解を得られるよう、広く府民へPRすることに努められたい。

また、平成19年度に護岸完成、平成22年度に干潟完成後の成果が発現するという当初計画が大和川の砂の供給の遅れ等により大幅にずれ込んでおり、平成23年度中にようやく護岸完成という節目をむかえる。干潟完成後の成果発現までのスケジュールやアクセスが困難な干潟をどのように活用するのかについて府民にわかりやすく説明されたい。

○　耐震化事業について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府住宅まちづくり部<br>（公共建築室） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年7月27日<br>事務局　平成23年6月16日から<br>平成23年7月5日まで |

**委員意見**

**府では、府有建築物について耐震化事業を実施しており、平成27年度までの耐震化率の目標達成に向け、公共建築室において進捗管理を実施している。**

**しかし、進捗管理を行うに当たり、過去の予算措置と実績額の乖離状況の把握・分析は行っていない。**

**耐震化事業は人命に関わる重要な事業であり、東日本大震災の発生に伴い、種々の課題が生じているが、最低限、少しでも早く耐震化を進めることが必要である。そのためには、府有建築物耐震性能向上事業推進会議等を通じて関係部局との連携を図り、例えば、耐震化事業から生じた入札差金等の同事業への再投入等、効果的な方策を検討する必要がある。**

**また、現在の耐震化の進捗状況については、府のウェブページで公表しているものの、対象となる府有建築物自体には、耐震性能に関するプレートの貼付等、建物固有のリスク表示がない。**

**利用者にとって、利用する建築物が耐震化性能を有しているのか否かは重要な情報であり、そのリスク表示の手法についても検討が必要である。**

**耐震化計画の平成27年度までの確実な達成と早期化のために、全庁的な視点で、耐震化事業について最適な予算措置及び技術的支援が講じられるよう、過去の実績等を生かしたより積極的な進捗管理を実施されるとともに、建築物自体に対する耐震性能に関するリスク表示の手法を検討し、実施されたい。**

**1　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　府有建築物耐震化実施方針について

阪神淡路大震災の教訓をもとに、平成７年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、その後、大地震発生の切迫性が指摘される中、平成18年に同法が改正施行された。

改正法において、数値目標を盛り込んだ耐震化計画の策定が都道府県に義務化され、大阪府では、府有建築物については「府有建築物耐震化実施方針」を平成19年３月に策定した。

同実施方針における耐震化の目標は、平成27年度までの10年間に、府有建築物全体の耐震化率を90％以上にすることである（ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物、府立学校、避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物については100％）。

平成23年４月１日現在の耐震化率は全体で71.6％であり、公共建築室では、計画期間に概ね目標を達成できると認識している。

(2)　総コストの試算状況及び過去の予算と実績の差異の把握について

耐震化事業には、「耐震改修工事」、「建替え」、「用途廃止」があり、このうち本庁及び府営住宅を除く「耐震改修工事」に要する工事費等については、平成23年度から平成27年度までで約344億円を要すると公共建築室では試算しているが、その他については把握していない。

また、公共建築室では過去の予算と実績の差異については、把握していないため、耐震化事業について、どの程度当初の予算から未使用額が発生しており、どのような使途に未使用

額が再投入されているのかは明らかではない。

(3) 公共建築室の果たしている役割について

府有建築物は、建築物の所管が様々であるため、これらの関係部局が連携し、耐震化事業を実施する必要がある。

そのため、全庁会議として「府有建築物耐震性能向上事業推進会議」が設置されており、公共建築室が会議の事務局となり、関連部署との調整を図るとともに、目標達成のための進捗管理を実施している。

(4) 建築物へのリスク表示について

耐震化の進捗状況については、府のウェブページで公表しているが、対象となる建築物自体には、耐震性能に関するプレートの貼付等、建物固有のリスク表示がない。

**2 課題**

(1) 耐震化事業は、人命に関わる重要な事業であり、計画の未達成は許されないだけでなく、東日本大震災の発生による種々の課題が生じており、平成27年度の計画終了期間を待たず、少しでも早く耐震化を進めることが必要である。限られた財源の中で事業を行うためには、耐震化事業の過去の予算と実績の乖離状況を把握した上で、例えば、耐震化事業から生じた入札差金等の予算と実績の差額について、同事業への再投入等、将来の耐震化事業の予算措置に少しでも多くの財源を早く投入していくための全庁的な視点での進捗管理が必要である。

(2) 現在の耐震化の進捗状況については、府のウェブページで公表しているのみで、建築物自体には建物固有のリスク表示がないため、耐震性能に関するプレートの貼付等、表示する必要がある。

（参考）

府有建築物耐震化実施方針

１．目的

東南海･南海地震など大地震の発生の切迫性が指摘される中、平成18年１月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県は、国が策定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、耐震改修促進計画を策定することが義務づけられた。

このため、大阪府は、平成18年12月に「大阪府住宅･建築物耐震10ヵ年戦略プラン」（耐震改修促進計画）を策定し、民間建築物及び公共建築物の耐震化の目標や必要な施策等を明らかにするとともに、府有建築物については、耐震化への取組みの基本的な考え方を示したところである。

本方針は、この基本的考え方を踏まえ、より具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示すもので、今後、この方針に基づき計画的かつ効率的に府有建築物の耐震化に取り組んでいく。

４．耐震化の目標

(1) 計画期間　　平成18年度から平成27年度までの10年間

(2) 耐震化率　　府有建築物全体　90％以上

ただし、災害時に重要な機能を果たす建築物、府立学校、避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物については100％

６．その他

本方針に基づく耐震化事業の進捗状況については、毎年度末に集約し、年度当初に公表する。

なお、本方針は、社会情勢の変化や事業実績等を踏まえ、適宜、点検・見直しを行う。

○　学校運営経費の把握と活用について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府教育委員会事務局<br>（教育総務企画課、教育振興室高等学校課） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月24日<br>事務局　平成23年５月30日から平成23年７月27日まで |

**委員意見**

**(1) 府立学校ごとの運営経費を教育委員会事務局が計算・公表している「学校運営経費票」の人件費数値が、167校中100校において誤ったまま公表されていた。今後、経費等の把握は「学校運営経費票」から「新公会計制度の財務諸表」に移行し、会計局が人件費数値を算出することとなるが、同様の誤りが起こらないよう教育委員会事務局としても十分留意されたい。**

**(2) 「学校運営経費票」の人件費数値には、一見して明らかな誤りが含まれていたにもかかわらず、教育委員会事務局、学校ともに気付かなかったことからすれば、当該数値がこれまであまり利用されてこなかったと推測される。**

**今後、「新公会計制度の財務諸表」について利活用の具体的方策を検討し周知することにより、教育委員会事務局、学校、生徒・保護者等が学校ごとの財務数値を把握し、学校運営に活かすよう努められたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　学校運営経費票とは

・　教育委員会事務局では、平成20年度分の数値から「府立学校運営経費票」（以下「経費票」という。）を作成し、学校ごと（高等学校、支援学校の全校）のコストを把握している。経費票は、教育委員会事務局のホームページで公表している。

［算出している数値］

学校運営経費（人件費／管理・運営費／設備整備費）
生徒１人当たりの運営経費
授業１コマ当たりの運営経費　　など

［経費票の作成目的］

保護者及び生徒の学校への関心を高める
教職員のコスト意識を高める
生徒が授業や学校の施設整備を大切にしようとする気持ちを高める

(2)　経費票の数値の誤り

・　平成23年度の監査に当たり、経費票をもとに１人当たり人件費を計算して学校ごとのコスト比較を行ったところ、学校により大幅なばらつきがあり、不自然な数値となっていた。

・　経費票を作成・公表している教育委員会事務局に対して数値の確認を求めたところ、167校中100校において、人件費の数値が誤っていることが判明した。（表１）

・　誤りの中には、寝屋川高校のように本来の数値の0.4倍と過少に計上されているものがある一方、清友高校のように2.4倍と過大に数値が計上されているものもあった。これにより、教職員１人当たり人件費は、寝屋川高校359万円（正しくは902万円）、清友高校2,119万円（同868万円）という状況となっていた。（表２）

・　人件費をはじめとする学校運営コストは、教育委員会事務局や学校にとって学校運営に活用すべき基本的数値である。一見して明らかに不審な数値が含まれているにもかかわらず、これまで誤りが発見・是正されなかったことからすれば、教育委員会事務局、

学校の教職員がこの数値を学校経営に活かしてこなかったことが推測される。また、保護者、生徒への周知も進んでいなかったと推測される。

【表１　人件費計上誤りの状況】

| 誤／正の倍率 | 学校数 | 学　　校　　名 |
|---|---|---|
| 0.6未満 | ２ | 寝屋川、生野 |
| 0.6以上～0.8未満 | １１ | 西浦、砂川、大手前、長野、布施、かわち野、三国丘、春日丘、西寝屋川、和泉鳥取、千里星雲 |
| 0.8以上～1.0未満 | ３９ | （記載略） |
| 1.0以上～1.2未満 | ３７ | （記載略） |
| 1.2以上～1.4未満 | ３ | 泉尾、池島・みどり清朋、金岡 |
| 1.4以上～1.6未満 | ５ | 花園、茨木、旭、泉南・りんくう翔南、羽曳野・懐風館 |
| 1.6以上 | ３ | 東寝屋川・北かわち皐が丘、四条畷北、清友 |
| 合　計 | １００ | |

【表２　数値誤りの大きい校（過少３校・過大３校）の状況】

| | 人件費総額 | | | 教職員１人当たり | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 誤（千円） | 正（千円） | 誤／正（倍） | 誤（千円） | 正（千円） |
| 寝屋川 | 344,810 | 866,186 | 0.40 | 3,592 | 9,023 |
| 生　野 | 271,021 | 573,313 | 0.47 | 3,986 | 8,431 |
| 西　浦 | 221,347 | 356,542 | 0.62 | 4,919 | 7,923 |
| 東寝屋川・北かわち皐が丘 | 1,018,146 | 587,452 | 1.73 | 15,426 | 8,901 |
| 四条畷北 | 502,857 | 230,110 | 2.19 | 19,341 | 8,850 |
| 清　友 | 508,458 | 208,338 | 2.44 | 21,186 | 8,681 |

(3)　新公会計制度について

ア　新公会計制度の人件費計上の正確性確保

・　大阪府では、全庁的な取組として、既存の地方自治体の会計制度である単式簿記・現金主義会計の仕組みに、複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を取り入れた新公会計制度を導入することとしている。平成24年度の本格運用開始に向けて、平成23年度は開始貸借対照表の作成や制度の試験運用を行っている。

・　新公会計制度においては、各府立学校別の財務諸表が作成されることとなっており、経費票の果たしている役割は、新公会計制度で作成される財務諸表に引き継がれることとなる。

・　経費票の人件費数値の算出は教育委員会事務局内で行っていたのに対して、新公会計制度の人件費算出は会計局が行うこととなっているが、教育委員会事務局としても数値の正確性が確保されているか留意する必要がある。

イ　利用促進に向けた取組

・　上記 (2)のとおり、これまで経費票は十分に活用されてこなかったと推測されるところであるが、新公会計制度の財務諸表についてはこのようなことがないように、平成24年度の本格運用に向けて、具体的な活用方法を検討し、利用促進を図っていく必要がある。

・　また、財務諸表や学校教育計画、学校教育自己診断、学校協議会、学校評価報告等

については、全校において公表し、学校におけるＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）の取組に活かしていくべきである。さらに、生徒・保護者等への公表資料は、分析等を行い、わかりやすい形で提供していくことが望まれる。

・　なお、経費票の人件費の誤りが発見されなかった要因のひとつとして、経費票が学校ごとに単独で公表されており、他校と比較対照の数値検証が容易でなかったことが考えられる。

新公会計制度における財務諸表の数値の公表に当たっては、経年変化の把握や学校間の比較対照がしやすい形式とするなど公表方法を改善する必要がある。

ウ　新公会計制度での人件費配賦方法

・　府立学校での人件費は、知事部局等の人件費配賦方法（職階別平均給与額×職階別の人数）とは異なり、独自の方式（実支給額をそのまま配賦）を採用しているが、この方式を採った理由の一つには「人件費の配賦額を平均給与額とした場合、同規模の学校では同額の人件費が計上されることとなり、学校ごとの人員配置の特性（教職員の年齢構成等）に伴う人件費の差額がコスト差額として表示されないこととなる」との考え方がある。

・　知事部局等の方式と府立学校の方式は次のとおり、一長一短があると考えられるが、学校独自の方式をとっている以上は、そのメリットを活かした利活用をしていく必要がある。

［知事部局等］平均給与を用いて計算するため、「組織体制は変化がないのに、人事異動によって職員の年齢構成に変化があったため、人件費が変動した」というようなことがない。年齢構成による給与差の要素を排除し、組織・事業ごとの職階・人数の差が反映される。

［府立学校］職員の職階、人数、年齢構成による給与差のいずれの要素も反映した実態そのものの数値が把握できる方式である。教育委員会事務局は「私学との数値比較を行うには、この方式が適している」と説明している。

## ２　課題

(1) 府立学校ごとの運営経費を教育委員会事務局が計算・公表している「学校運営経費票」の人件費数値が、167校中100校において誤ったまま公表されていた。今後、経費等の把握は「学校運営経費票」から「新公会計制度の財務諸表」に移行し、会計局が人件費数値を算出することとなるが、同様の誤りが起こらないよう教育委員会事務局としても十分留意する必要がある。

(2) 「学校運営経費票」の人件費数値には、一見して明らかな誤りが含まれていたにもかかわらず、教育委員会事務局、学校ともに気付かなかったことからすれば、当該数値がこれまであまり利用されてこなかったと推測される。

今後、「新公会計制度の財務諸表」について利活用の具体的方策を検討し周知することにより、教育委員会事務局、学校、生徒・保護者等が学校ごとの財務数値を把握し、学校運営に活かしていく必要がある。

○　府立学校における事務の適正化について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府教育委員会事務局<br>（教職員室、施設財務課、教育総務企画課 | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年8月24日<br>事務局　平成23年5月30日から平成23年7月27日まで |

**委員意見**

**(1) 平成22年度までの府立学校に対する監査では多数の不備事項が発生しており、中には、悪質性の高いものや教員の服務に関するものも存在する。これは、生徒・保護者や府民の府立学校に対する信頼を失わせかねない憂慮すべき状況と考えられる。教育委員会事務局は、学校への通知文、研修・説明会、ホームページでの注意喚起、事務査察・服務査察の実施など取組を行っているが、それにもかかわらず不備事項が発生する状況である。**

**さらに、平成23年度からは、学校事務職員の減員により複数の職員による相互確認などの内部統制の弱体化も懸念される。**

**このため、今後は、注意喚起を行うだけではなく、不備事項が発生する原因を分析することにより、研修の充実、マニュアルやチェックリストの整備、査察の強化など内部統制の強化、事務の集中化等による業務改善などの対応を行うこととされたい。**

**(2) 平成23年度に設置された学校事務支援センターの職員は、教育委員会事務局定数ではなく高等学校定数で措置されているが、業務内容、勤務場所、指揮命令等からすれば教育委員会事務局定数で措置すべきであると考えられるため、定数配置の妥当性について改めて検討することとされたい。**

**1　背景・現状・受検機関の対応**

(1)　府立学校における事務の状況

・　府立学校に対する監査での指摘事項件数をみると、平成16～18年度は10件以下であったが、19年度21件、20年度18件、21年度11件と推移し、22年度は45件と大幅増となっている。そして、平成23年度の５月、６月に実施した６校の監査においても５件の指摘事項があった。さらには、指摘事項以外にも、軽微な不備事項で是正を求める事例も多数存在する。

・　指摘事項は、「うっかりミス」の案件も多いが、中には、次のような事例もあった。

（ア）虚偽の領収書によって、物品購入代金の支払を受けていた

（イ）学校敷地内に手続なしに民間建物の柵が設置されていたり、敷地上空を電話・電力等の架線が横切っていた

（ウ）教員が認定と異なる通勤を行い通勤手当を不正受給していたが、通勤の実情確認が不十分であったことにより、そのことを長期間見抜けなかった

（エ）出勤簿に遅参や未入力が多数存在するにもかかわらず、管理者である校長や教頭が放置していた

・　また、平成23年４月28日には監査委員意見「府立学校における備品の管理と活用について」を出しているが、ここでは監査を実施した62校中20校において「備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がない」等の調査結果を出している。

・　平成22年度に不備が急増したことは、監査の視点・手法に変化があったことも一要因であるが、学校の事務執行はレベルが低いと言わざるをえず、リスクも大きいと考えられる。

・　このような状況が続けば、生徒・保護者・府民の学校に対する信頼を失わせかねないと憂慮されるところである。

【指摘事項の件数の推移（単位：件）】

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指摘事項 | ２ | ７ | ６ | ２１ | １８ | １１ | ４５ |

※　指摘事項とは、法令、条例・規則、各種規程、要領、運用解釈等に抵触する事項。

(2)　不備事項発生の原因究明の必要性

・　府教育委員会は、監査委員からの事務改善の指示を受けて、近年、学校に対して通知文を出したり、研修・説明会の機会に注意喚起したり、職員向けのホームページで監査結果を掲載したりして、学校に対して指導を行っている。また、事務面や服務面の査察も従来から実施してきている。

・　府教育委員会事務局の取組にもかかわらず、上記のように多数の不備事項が多数発生することからすれば、単に注意喚起を行うだけでは不十分であり、不備事項発生の原因究明を行った上で、その原因に対する対策をとる必要があると考えられる。

・　そこで、本年度の監査において、以下のア～エの４項目の不備事項を例にとって、次の（ア）～（エ）の４つの観点で問題がないかヒアリングを行った。

［４つの視点］

（ア）事務処理の方法は明確化され、周知されているか

（イ）不備事項の防止のため学校内部で行うチェックの仕組みがあり、周知されているか

（ウ）学校において、実際に（ア）、（イ）が実行できているか

（エ）学校における事務の実施状況を、教育委員会事務局が確認しているか

ア　備品出納簿と現物の不一致・・・・（ウ）、（エ）に課題

○　本事案は、学校に対する監査結果をもとに、監査委員意見（平成23年４月28日）を出した事案であるが、今回の監査で改めて教育委員会事務局の見解・説明を聴取したところ、次の説明があった。

・　学校では、広い校地・建物に多数の備品が分散して配置されている。また、日常的には教員が管理している物品が多い。台帳と現物を照合するには時間と人手を要するが、学校では事務職員が減少しており、そこまで手が回らない学校がある。また、不用品の廃棄費用の予算措置が課題となる場合もある。

・　事務査察では、備品の現物確認を行っているが、「前年度に購入・経費支出したものの現物が存在するか」の確認にとどまっている。

○　本事案の課題と改善の方向は次のとおりと考えられる。

・　本事案は、学校の特性上、事務職員だけでは物品管理が困難であることが判明した事例である。このような課題を有する案件については、単に研修等の場で注意喚起しても改善の実効があがらないと思われる。

・　本事案については、備品ごとに管理を担当する教員等を定めるべきとの委員意見を表明したところ、平成23年７月13日付けで学校あてに通知文が出され、その方向での改善が進みつつある。

・　また、事務査察においては、前年度購入分だけではなく、過年度購入分も含めて照合確認を行う必要がある。

イ　学校用地の不法占有・・・・（ア）、（エ）に課題

○　本事案に関して、平成22年度までの状況を確認したところ、次の説明があった。

・　平成17年当時に監査から学校敷地の管理が不十分との指摘を受けて、教育委員会事務局施設課長（当時）から各府立学校長あてに「学校用地内を通過する上空線の現況調査について」（平成17年６月10日付け）を出して、是正の取組を行った経緯がある。

・　その後、毎年度、学校事務職員に対する研修会等で注意喚起している。
・　「学校用地管理調査」を、５年に１度（価格改定時期。直近では平成21年度）を実施し、上空占用の有無、対応策について調査している。

○　本事案の課題と改善の方向は次のとおりと考えられる。
・　学校敷地の現状確認（不法占有の有無等の確認）は、５年周期の「学校用地管理調査」の時期だけで不十分であるが、どの程度の頻度で確認を実施すべきかを明確化した規程、マニュアル等の具体的な指示は示されていない。したがって、調査の実施時期、方法等について学校に具体的に指示すべきである。
・　教育委員会事務局施設財務課は、「学校用地管理調査」以外には、学校が実際に現況調査を行っているかどうかの確認を行っていない。また、査察では、学校用地の不法占有の有無の確認も行っていなかった。このため、現況確認の状況を文書等で提出させることや、事務査察で学校敷地の状況を確認するなどにより、「学校が実際に現況調査を実施しているか」を把握・指導すべきである。

ウ　通勤手当の事後確認が不十分・・・・（ア）、（ウ）、（エ）に課題

○　本事案に関して、平成22年度までの状況を確認したところ、次の状況であった。
・　通勤手当規則22条に事後確認に関する規定があるが、実施頻度・時期、方法の詳細までは規定されていない。
・　学校においては、これまでも通勤手当の実情確認を行ってきたが、回数カードの表面のみの確認、乗車回数の少ないものも許容するなど、不十分な学校があった。
・　事後確認が学校で実際に行われているかどうか、教育委員会事務局は把握していない。また、査察では、これまで当該項目について確認していない。

○　本事案の課題と改善の方向は次のとおりと考えられる。
・　通勤手当の事後確認の方法については、平成23年３月18日付けで学校に対して通知文が出されており、一定、確認方法について明確化されたが、実施時期、頻度、詳細な手法までは記述されていない。今後も同様の不備事項が発生する場合は、これらの点についてさらに明確化することを検討する必要がある。
・　服務査察では、これまで通勤手当の事後確認状況について確認していなかったが、今後は査察において確認する必要がある。

エ　出勤簿の管理が不十分・・・・（イ）、（ウ）、（エ）に課題

○　本事案に関して、不備事項が発生する背景について確認したところ、次の状況であった。
・　出勤簿管理者である校長が、出勤簿の代行処理を行っている教頭・事務長に処理をまかせきりにしていたケースが存在した。
・　教頭は、事務負担が大きく多数の教員の管理が十分に行えていない懸念がある。出勤簿管理の知識が浅い事例もある。
・　出勤簿は服務査察で確認を行っていたが、主として、服務査察当日の状況を中心に確認を行っており十分ではなかった。

○　本事案の課題と改善の方向は次のとおりと考えられる。
・　服務管理については、学校では管理職が校長（准校長）、教頭しかいないため、仮に校長が教頭に事務をまかせきりにしたり、無責任な姿勢であれば、相互牽制・チェック体制が働かないこととなってしまう。このため、校長、教頭に管理者としての意識づけを改めて行う必要がある。また、相互牽制が働きにくい部分であるため、教育委員会事務局のチェックも不可欠である。
・　日常的に教員の服務管理を行っている教頭は、事務負担が加重である場合があるので、その場合、何らかの対策（校長・教頭・首席間の業務配分、事務方法の改善など）を検討すべきである。また、新任教頭は、服務面の管理の経験が浅いため、

その面での研修実施やマニュアル整備を強化する必要がある。

・　これまで、服務査察が十分な方法で行われていなかったので、その面での改善も必要である。

(3)　今後の方向性

・　以上のとおり、不備事項を防ぐためには、担当者に対する注意喚起だけでは足りないと考えられるところであり、また、平成23年度から学校事務職員の４名体制から３名体制への定数減により内部統制の弱体化も懸念されるところから、（ア）学校に対して事務の実施時期や方法を明確に指示すること、（イ）事務査察・服務査察の項目・方法を改善すること（ウ）業務配分や事務の方法を見直すことなど、もう一歩踏み込んだ取組が必要である。これらの点で、教育委員会事務局の果たす役割は大きいと考えられるため、学校事務職員に対する研修の充実、マニュアルやチェックリストの整備、査察の方法の見直しによる内部統制の強化や事務の集中化などによる業務改善に積極的に取り組むことが望まれる。

・　また、今後は、不備事項の案件によっては、監査結果の措置報告において、上記(2)の視点からの再チェックを求め、その結果を記載することを求めることがあるので、対応されたい。

・　また、「教育研究団体の活動内容」や「承認研修の内容」等は、関係書類をホームページ等で公表することで、府民のチェックがかかり、自ずと妥当な内容となると考えられるため、事務の項目によっては、そのような観点での改善も図るべきである。

(4)　学校事務支援センターについて

・　平成23年度からは学校事務支援センターが新設されており、７名体制（再任用職員４人を含む。）で、（ア）学校事務長等からの問合わせへの対応、（イ）学校事務の効率化に向けた検討（委託役務業務の集約化など）、（ウ）学校事務室業務に関する研修、などの業務を実施しているところである。

・　同センターの職員については、全員が大手前高校に籍があり、教育委員会事務局施設財務課との兼務となっている。これらの職員の定数は高等学校定数で措置されている。

・　この理由について教職員室に確認したところ、「学校事務支援センターは、学校現場における多様な業務に関して幅広い知識を蓄積し、これまでは学校現場の中で完結していた様々な問合せへの対応や学校事務職員自らが企画実施してきた職階別・担当業務別研修の機能を引き継ぐとともに、学校現場の視点で学校事務の効率化を検討し、必要に応じて、教育委員会事務局所管課と協議して実現する組織である。これらは、個々の学校事務の機能低下を補いながら、本来、各学校で担うべき業務を行うことや、学校現場における内部統制体制構築の一部を担うものであることから学校籍で配置することとしたものである。」、「設置場所については、学校事務支援センターの機能を効果的に発揮するためには各種制度所管所属からの情報収集や協議調整も必要となることから施設財務課内に設置した。」「との説明があった。

・　しかしながら、（ア）同センターの業務は施設財務課の「府立学校における会計事務の検査及び指導に関すること」との業務そのものを実施していること、（イ）設置場所は施設財務課内であり、同課の１グループのような形で配席されていること、（ウ）職員は、毎日、施設財務課内の勤務場所に出勤し、大手前高校には出勤しないこと、（エ）大手前高校の校長からの指揮命令を受けて活動しておらず、実質、施設財務課長の指示を受けて活動していること、等からすれば、現在の学校の定数による配置ではなく教育委員会事務局の定数で措置すべきである。

・　現状は、府民から見てもわかりにくい状況となっているため、教育委員会事務局は、改めて、この定数配置の妥当性について検討する必要がある。

## 2　課題

(1) 府立学校に対する監査では多数の不備事項が発生しており、中には、悪質性の高いものや教員の服務に関するものも存在する。これは、生徒・保護者や府民の府立学校に対する信頼を失わせかねない憂慮すべき状況と考えられる。教育委員会事務局は、学校への通知文、研修・説明会、ホームページでの注意喚起、事務査察・服務査察の実施など取組を行っているが、それにもかかわらず不備事項が発生する状況である。

さらに、平成23年度からは、学校事務職員の減員により複数の職員による相互確認などの内部統制の弱体化も懸念される。

このため、今後は、注意喚起を行うだけではなく、不備事項が発生する原因を分析することにより、研修の充実、マニュアルやチェックリストの整備、査察の強化など内部統制の強化、事務の集中化等による業務改善再検討、などの対応を行う必要がある。

(2) 平成23年度に設置された学校事務支援センターの職員は、教育委員会事務局定数ではなく高等学校定数で措置されているが、業務内容、勤務場所、指揮命令等からみれば教育委員会事務局定数で措置すべきであると考えられるため、定数配置の妥当性について改めて検討する必要がある。

○　府立学校における人事関連事務について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府教育委員会事務局<br>（教育総務企画課、教職員室） | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年8月24日<br>事務局　平成23年5月30日から平成23年8月24日まで |

**委員意見**

**府では、非常勤職員の採用及び勤務管理の適正化に向けて、「非常勤職員採用の公共職業安定所を通じた公募化」、「非常勤職員の出勤簿の様式変更」を行ったが、府立学校ではこの制度改正に対する対応が遅れていた。これは、教育委員会事務局による制度改正の要否・内容の検討事務や学校への改正通知の遅れによるものである。**

**府立学校では、独自に非常勤職員に関する規程等を設けており、また他の機関とは実情が異なる面があることから検討に時間を要する面もあるものの、少なくとも事務の適正化の観点から行われる制度改正については、他の部局と歩調を合わせた取組を進める必要がある。**

**今後の制度改正においては、府立学校の対応に遅れが生じないよう、事務を行うこととされたい。**

**1　背景・現状・受検機関の対応**

(1) 府立学校における非常勤職員の雇用について

・　府総務部人事室は、非常勤職員の採用について、透明性の確保と公平な雇用機会の提供を図る観点から、原則として公共職業安定所を通じて求人情報を公開する公募方式（以下「安定所方式」という。）に段階的に移行することとしており、平成23年度からは、本庁に加え、出先機関の作業員の採用に当たっても原則として公共職業安定所を通じた公募とするよう通知している。

（非常勤職員の採用に係る公募方式への移行スケジュール）

| 区分／年度 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---|---|---|---|---|
| 本　庁 | 作業員 | 原則公募 | 原則公募 | 原則公募 |
| | 嘱託員 | 公募対象外 | | |
| 出先機関 | 作業員 | 努力義務 | | |
| | 嘱託員 | 公募対象外 | 努力義務 | |

※　作業員：非常勤職員のうち、定例反復的な業務等に係る労務の提供に対して、その対価が原則として賃金の予算科目で支払われるもの

嘱託員：非常勤勤職員のうち、特殊な技能、専門的知識、経験等の提供に対して、その対価が原則として報酬の予算科目で支払われるもの

・　一方、府教育委員会では、府立学校における非常勤職員（作業員）の採用に当たり、独自に「府立学校非常勤補助員登録制度」（以下「教育委員会方式」という。）を実施しており、上記通知とは異なる運用をしている。

この点について教育委員会事務局に確認したところ、「非常勤補助員採用の透明性・公平性を向上させる必要があり、原則として安定所方式に移行する。但し、登録有効期間が登録した年度から翌年度末までの２年度間であることから、平成25年度から職業安定所方式を実施することとしている。」との説明があった。

・　しかしながら、職業安定所方式への移行については、平成21年度において既に決定されていたことである。府教育委員会において、これを踏まえて本制度を見直して、平成

22年度から新規登録を停止し、平成23年度から職業安定所方式を実施することも可能であったと考えられるが、この点について教育委員会がどのような判断をしたのか、必ずしも明確ではない。

・　また、教育委員会方式は、府のホームページで公表されているもののそれ以外には積極的な広報が行われておらず、登録者も約半数が府立学校の元職員（常勤、非常勤）であることなど職業安定所方式と比較すると府民の視点からは公平性、透明性に疑問を感じる状況となっている。

・　非常勤職員の採用公募化には採用のより一層の適正化を図る目的があることから、府の機関である教育委員会においても同様の取組を行う方向で早期かつ積極的に対応を図る必要があるにもかかわらず、この検討が適時に行われなかったことは遺憾である。

(2) 府立学校における非常勤職員の出勤簿について

・　総務部人事室は、各部局（教育委員会事務局を含む。）に対して平成23年３月22日付け事務連絡を出して、非常勤職員の出勤簿の様式改正について周知している。これは、従来の出勤簿様式では十分な勤務時間管理ができないことから、新様式では、開始・終了時刻を非常勤職員本人に記載させるとともに、非常勤職員が配置されているグループ員等が確認印を押印することとしたものである。

・　しかしながら、平成23年５月の府立学校に対する事務局監査において状況を確認したところ、府立学校において依然として従来の様式による出勤簿が使用されていた。

・　このため、教育委員会事務局に事情を確認したところ次のとおり説明があった。

ア　非常勤職員の出勤簿の様式変更については、総務部人事室から事前に説明があったこともあり、通知後速やかに教育委員会事務局各課に周知を図った。これにより、教育委員会事務局各課や図書館、教育センターは平成23年４月から改正後の様式による出勤簿を使用し、服務管理を行っている。

イ　府立学校については、別途「府立学校非常勤職員取扱要綱」が定められており、これを踏まえる必要があることや府立学校の非常勤職員に係る制度を所管する教職員室に対する事前の説明がなされなかったこともあり、現時点では、教育委員会事務局から各府立学校に対して出勤簿の様式変更について周知していない。

・　本件については、監査委員事務局から注意喚起を行ったこともあって、すでに平成23年７月13日付けで各府立学校に出勤簿の様式の変更等について周知が行われ、８月分から適用するよう是正が図られている。

・　しかしながら、出勤簿の様式変更は非常勤職員の勤務管理の適正化を図るためのものであり、変更時期は年度当初からであるにもかかわらず、取組が遅延していたことは遺憾である。

(3) 人事面での制度改正に係る教育委員会事務局の対応について

・　以上のとおり、人事関連の事務の適正化に向けて全庁的に取り組んでいる制度改正について、府立学校での対応が遅れている事例が認められた。

・　府立学校では、独自に非常勤職員に関する規程等を設けており、また他の機関とは実情も異なることから、制度改正の要否の判断や学校との調整に時間を要する事情はある。しかしながら、少なくとも、事務適正化の観点から行われる制度改正等に対しては、他の部局と歩調を合わせた取組を進めるべきである。

・　今後は、府立学校の対応に遅れが生じないよう、事務を行う必要がある。

**２　課題**

・　府では、非常勤職員の採用及び勤務管理の適正化に向けて、「非常勤職員採用の公共職業安定所を通じた公募化」、「非常勤職員の出勤簿の様式変更」を行ったが、府立学校ではこの制度改正に対する対応が遅れていた。これは、教育委員会事務局による制度改正の要否・内容の検討事務や学校への改正通知の遅れによるものである。

・　府立学校では、独自に非常勤職員に関する規程等を設けており、また他の機関とは実情が異なる面があることから検討に時間を要する面もあるものの、少なくとも事務の適正化の観点から行われる制度改正については、他の部局と歩調を合わせた取組を進める必要がある。
・　今後の制度改正においては、府立学校の対応に遅れが生じないよう、事務を行う必要がある。

○　高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金の債権管理について

| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 教育委員会事務局<br>（教育振興室高等学校課） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月24日<br>事務局　平成23年５月30日から平成23年７月27日まで |
|---|---|---|---|

**委員意見**

**「大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金」の収入未済は年々増加しており、平成 23 年６月１日現在で 1,442 件、約 1,538 万円となっている。**

**これは、債務者本人や連帯保証人に対する催告が長期間実施されていないこと、所在不明者等の状況把握が不十分であり不納欠損処理も行っていないことが原因である。**

**また、「平成 23 年度債権回収・整理計画」において、時効接近債権を回収目標に入れておらず、この計画では十分な努力なしに新たな時効期間満了債権を発生させてしまうこととなる。**

**よって、債権回収整理計画の処理方針にとどまらず、時効接近債権を含め抜本的な債権回収の努力をされたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金とは

・　「大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金」（以下「本件貸付金」という。）は、経済的理由により著しく就学が困難な勤労青少年の修学支援を目的とした貸付金である。本件貸付金は、昭和 51 年度以降、貸付がされてきた。

・　本件貸付金は、卒業した場合には返還が免除されるが、中途退学等の場合は、貸付金の返還義務が生じる。

・　本件貸付金の貸与時には借用証書を提出し、また、返還義務が生じたときは返還計画書を校長を経て教育長に提出することとなっている。

(2)　貸付金返還金の収入未済の状況

・　貸付金返還金の収入未済額は年々増加しており、平成 23 年６月１日現在で 1,442 件、15,385 千円となっている。

・　収入未済が年々増加してきたのは、（ア）過年度からの繰越し分については収入が全くないこと、（イ）新規調定のうち収入されなかったものは新たな収入未済となること、（ウ）不納欠損の処理がこれまで全く行われていないこと、との理由による。

・　なお、収入未済のうち、消滅時効期間（10 年）を経過しているものは、882 件 8,245,900 円である。

【表１　収入未済の状況】　（単位：件、円）

| | | 調定 | うち新規調定 | 収入済 | 不納欠損 | 収入未済 | うち時効分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成19年6月1日 | 件数 | 1,213 | 69 | 38 | 0 | 1,175 | 643 |
| | 金額 | 12,530,900 | 1,075,000 | 695,000 | 0 | 11,835,900 | 5,959,300 |
| 平成20年6月1日 | 件数 | 1,328 | 153 | 87 | 0 | 1,241 | 719 |
| | 金額 | 14,692,900 | 2,857,000 | 2,041,000 | 0 | 12,651,900 | 6,604,500 |
| 平成21年6月1日 | 件数 | 1,360 | 119 | 47 | 0 | 1,313 | 792 |
| | 金額 | 14,346,900 | 1,695,000 | 804,000 | 0 | 13,542,900 | 7,396,900 |
| 平成22年6月1日 | 件数 | 1,431 | 118 | 54 | 0 | 1,377 | 853 |
| | 金額 | 15,348,900 | 1,806,000 | 946,000 | 0 | 14,402,900 | 7,949,900 |
| 平成23年6月1日 | 件数 | 1,477 | 100 | 35 | 0 | 1,442 | 882 |
| | 金額 | 16,042,900 | 1,640,000 | 658,000 | 0 | 15,384,900 | 8,245,900 |

(3) 催告の現状と必要性について

・ 本件貸付金の収入未済の徴収事務は、教育委員会事務局が行っている。しかしながら、債務者に対しては、納期限後、督促状を１回発送しているだけで、その後は文書送付、電話、訪問による催告を行っていない。また、連帯保証人に対する催告も行われていない。

・ 大阪府では、全庁的な取組として、平成 19 年３月に「大阪府債権管理適正化指針」（以下「指針」という。）を策定するとともに、債権管理連絡推進会議での情報共有化などにより、計画的で適正な債権管理の取組に努めているところである。また、「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」を制定し、同条例に基づく「債権回収・整理計画」を策定している。

・ 教育委員会事務局もこの取組に合わせて取組を行うべきところ、指針策定から４年以上経過した現在においても、本件貸付金の取組が進んでいないことは極めて遺憾である。

・ 府の債権保全の観点、債務者間の公平性の観点から、以下の点に留意しながら、抜本的な取組を行うこととされたい。

ア 指針では、「督促状を送付し、期限までに納付がない場合には、随時催告を行うことで納付を促す」、「催告は、主に文書、電話、現地訪問などを通して行う」等と記載している。表１のとおり、督促状を書面で送付するだけでも一定の返還がされていることからすれば、督促後の早期の段階で適切な催告を行えば、相当の回収が期待できると考えられる。今後は、債権発生直後、早期の取組を行うことに留意されたい。

イ 債権発生後、長期にわたっているものについては、債務に対する認識が薄れていることが考えられるため、催告・交渉には困難を伴うことが予想されるものの、債務者に理解を求め、回収を進めていく必要がある。これ以上、有効な対策をとらないままに時効期間経過の債権を発生させないことに特に留意し、取組を行うこととされたい。

ウ これまで、連帯保証人に対する催告も行っていないため、本人だけではなく連帯保証人にも催告を積極的に行う必要がある。

エ 本件貸付金は不納欠損処理をした事例がなく、長期間、多数の債務者の所在が把握できていない状況であるため、早急に債務者の所在等、状況を把握する必要がある。

(4) 平成 23 年度債権回収・整理計画について

・ 「平成 23 年度 債権回収・整理計画」（以下「回収・整理計画」という。）では、時効期間（10 年）を経過していない 560 件 7,139 千円を回収対象債権としており、時効期間を経過した 882 件 8,246 千円と整理対象債権としている。

【表２ 平成 23 年度債権回収・整理計画 】

| | 当初(平成 23 年 6 月 1 日時点) | 目標額(平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 5 月 31 日) | |
|---|---|---|---|
| | 未済額<br>未済件数 | 処理額<br>処理件数 | 処理目標 |
| 回収対象債権 | 7,139 千円 | 1,100 千円 | 回収率 15.4% |
| | 560 件 | 80 件 | 回収率 14.3% |
| 整理対象債権 | 8,246 千円 | 3,469 千円 | 整理率 42.1% |
| | 882件 | 409 件 | 整理率 46.4% |

ア 回収対象債権（560 件、7,139 千円）

・ 回収・整理計画においては、「回収対象債権については文書による催告を行うとともに、とりわけ、平成 20 年度以降の延滞債権を中心に返還意思の確認を行い、債権回収に努める」としており、平成 20 年度以降の 80 件 1,100 千円を処理目標としている。

・ しかしながら、この方針には次の２点について疑問があるため、留意の上、取組

を行われたい。

（ア）「返還意思の確認を行い」となっているが、債務者の意思を確認するまでもなく、本件貸付金は返還義務がある。そのことをきちんと説明し、貸付金返済をさせる必要がある。

（イ）「平成 20 年度以降の延滞債権を中心に」となっており、平成 20 年度以降の 80 件、1,100 千円を平成 23 年度の処理目標としているが、この計画では時効接近債権への取組が盛り込まれていない。言うまでもまく、十分な努力なしに時効期間経過債権を発生させることはあってはならないことであり、時効接近債権についても重点的な取組を行う必要がある。

イ　整理対象債権（882 件、8,246 千円）

・　回収・整理計画においては、「整理対象債権（時効期間経過）については、時効援用の意思確認を行うとともに所在不明の債務者については債権放棄手続を進める」としており、平成 23 年度は整理対象債権のうち所在不明の債権 409 件 3,469 千円を処理目標としている。

・　しかしながら、これまでの回収努力が極めて不十分な債権について安易に時効援用の意思確認を行うことは、府の債権保全の観点や債務者間の公平性の観点から、大いに疑問がある。まず回収の方向で取組を進め、安易に時効援用させない努力が必要である。

**２　課題**

・　本件貸付金の収入未済は年々増加しており、平成 23 年６月１日現在で 1,442 件、15,385 千円となっている。これは、債務者本人や連帯保証人に対する催告が長期間実施されていないこと、所在不明者等の状況把握不十分であり不納欠損処理も行っていないことが原因である。

・　また、回収・整理計画において、時効接近債権を回収目標に入れておらず、この計画では十分な努力なしに新たな時効期間満了債権を発生させてしまうこととなる。

・　以上のことから、債権回収整理計画の処理方針にとどまらず、時効接近債権を含め抜本的な債権回収努力を行う必要がある。

○　職員採用試験の自主製作について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府人事委員会事務局 | 監査（検査）実施年月日 | 委員　平成23年７月22日<br>事務局　平成23年７月６日 |

**委員意見**

**人事委員会事務局では、平成 22 年度から職員採用試験問題の自主製作を開始したところであるが、自主製作前に比して、従事職員の人件費部分を含めたフルコストが約 15 百万円増加している。団体に対する拠出金の見直しや府の特色ある問題づくりを図るためということではあるが、過去に比べコストが増加した事実に十分に留意した上、今後は試験問題製作のノウハウを蓄積していくことによりコスト削減に努められたい。**

**なお、平成 21 年度に、自主製作を実施していた東京都へ職員を派遣し、試験問題製作のノウハウを習得してきているが、業務担当職員の人事異動や人数の制限によりノウハウが蓄積されないリスクを鑑みた上で、府として引き続き適正なノウハウ管理・引継に努められたい。**

**１　背景・現状・受検機関の対応**

(1)　大阪府の職員採用試験について、平成20年度までは　財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）により問題提供を受けて実施していたが、国家公務員ＯＢが役員に就任している団体に対する拠出金を廃止する府の方針により、センターに対する拠出金が見直され、結果としてセンターからの問題提供を受けられなくなった。

(2)　この際、府の特色ある試験問題づくりを図るため、平成22年度から試験問題の自主製作を開始する案が浮上し、そのために、平成21年８月から平成22年２月にかけて大阪府職員２名を、当時、全国自治体で唯一、試験問題の自主製作を実施していた東京都に派遣している。

(3)　平成21年度の採用試験については、緊急性もあり、民間の試験問題作成業者と随意契約を締結することで対応したが、平成22年度からは試験製作に係る従事職員２名を配置し、試験問題自主製作を開始している。しかし、一方で府庁内のノウハウが十分に蓄積されていないこともあり、一部、民間の試験問題作成業者からアイディア購入費として試験の参考となる情報の調達も行っている。以上を踏まえ、試験問題製作に要したコストをまとめたものが下表である。

なお、ここでは従事職員の人件費も含めた、フルコストベースで比較検証している。

＜コスト情報＞　（単位：千円）

| | センター拠出金 | 民間業者からの購入 | 大学からの購入 | 購入コスト合計 | 従事職員人件費（※） | フルコスト合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成20年度 | 1,700 | 約1,500 | ― | 約3,200 | ― | 約3,200 |
| 平成21年度 | ― | 約5,200 | ― | 約5,200 | 約10,000 | 約15,200 |
| 平成22年度 | ― | 約2,600 | 約300 | 約2,900 | 約15,000 | 約17,900 |

**※人件費の金額は、社会保険料等の控除金額を含んだ支給総額である。**

(4)　平成22年度実施の監査では、自主製作によって当該試験に関連するコストは減少するという説明を受けていたが、これは試験購入コストのみで比較した前提であり、自主製作にあたり配置した従事職員の人件費を含めたフルコストベースでは、平成22年度の同コストは、平成20年度に比して約14,700千円も増加したことになる。なお、購入コストについても確かに

削減しているものの、その削減幅は約300千円であり、まだ削減余地があると考えられる。

(5) 自主製作は、センターに対する拠出金の見直しや府の特色ある試験問題づくりにより試験日程の自由度の確保、試験問題の持ち帰りや公表の実施、試験問題に係る府独自の分析が可能となることなど、コスト面のデメリットを上回るメリットがあることを理由に採択されたと思われるが、結果としてコストが増加した事実に十分に留意した上、試験問題の自主製作に係る従事職員のノウハウを蓄積することにより、今後のコスト削減が必要であると考える。

(6) なお、東京都に派遣した２名の職員は、試験問題の製作に係るノウハウを習得してきたと考えられるが、復帰後、短期間で異動又は退職しているため、現時点において従事担当者として派遣した職員は残っていない。この事実を踏まえると、人事異動の事情はあるにせよ、試験問題の製作に係るノウハウの継承、管理に課題があると考えられる。

(7) 担当者が変わってもノウハウの適切な管理によって、継承は可能であると考えられるため、持ち帰ってきたノウハウを適切に管理し、引き継いでいくことが重要な課題であると考える。従事担当者が２名という少人数体制について、ノウハウ管理にあたってのリスクとして十分に留意した上、引き続き適正な管理を実施することが望ましい。

(8) また、先に触れたコストの点においても、ノウハウが蓄積されれば、民間業者からのアイディア購入費は削減可能であり、そのためにもノウハウの適正な管理・引継が求められると考える。

**２ 課題**

人事委員会事務局では、平成22年度から職員採用試験に係る試験問題の自主製作を開始したところであるが、自主製作前に比して、従事職員の人件費部分を含めたフルコストが約15百万円増加している。団体に対する拠出金の見直しや府の特色ある問題づくりを図るためとのことであるが、過去に比べコストが増加した事実に十分に留意した上、今後は試験問題製作のノウハウを蓄積していくことによりコスト削減に努められたい。

なお、平成21年度に、自主製作を実施していた東京都へ職員を派遣し、試験問題製作のノウハウを習得してきているが、業務担当職員の人事異動や人数の制限によりノウハウが蓄積されないリスクを鑑みた上で、府として引き続き適正なノウハウ管理・引継に努められたい。

○　放置違反金の債権管理について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府警察本部<br>（交通部駐車対策課） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月10日<br>事務局　平成23年６月７日から<br>平成23年７月22日まで |

**委員意見**

**放置違反金の収入未済は年々増加しており、約21万７千件、約29億1,796万円（平成22年度末）と大きな金額となっている。放置違反金は駐車違反に対する行政制裁金であり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、生活困窮など真にやむを得ない事情があるものを除いて、徴収もれがあってはならないものである。府の収入確保のために、また同制度の存在意義や警察への信頼感を確保するためにも、重点的な取組を行う必要がある。**

**(1) 放置違反金制度導入から５年が経過して、平成23年８月以降は時効完成する債権が出てくる。これらは、平成23年度は17,211件、約２億4,632万円、24年度は49,428件、約６億6,069万円にのぼる見込みであることから、計画的な債権管理を行い、取組を強化する必要がある。**

**また、不納欠損となった債権の検証を行い、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）の取組を通じて業務内容改善や体制整備を行うこととされたい。**

**(2) 時効切迫債権以外の債権についても、滞納発生後の期間に応じた取組内容に係る方針を定め、それに基づく債権回収計画を策定し、取組を行うこととされたい。**

**また、自主納付率の向上を図るために、「逃げ得を許さない」との姿勢で、差押えなど強制徴収の取組を行っていることの広報に努めることとされたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　放置違反金とは

・　放置違反金は、放置駐車違反を行った運転者の責任が追及できない場合（運転者が反則金を納付しない場合）に、車両の使用者に対し納付を命じるものであり、平成18年６月に導入された制度である（道路交通法第51条の４）。

その金額は、運転者が納付すべき反則金と同額（例えば、駐車禁止場所における普通車の場合は15,000円）である。

・　放置違反金の徴収は公安委員会の権限とされており、大阪府警では、駐車対策課の付置機関である駐車管理センターにおいて、納付命令、督促、徴収等の一元的な管理を行っている。

(2)　放置違反金の収入未済の状況

・　放置違反金の収入未済は年々増加しており、平成22年度末時点で、約217千件、約2,917,955千円と大きな金額となっており、大阪府警察本部の収入未済額全体の98.9％を占めている。

【表１　放置違反金の収入未済状況】　　（単位：件、千円。千円未満切捨て）

| | | 調　定 | うち繰越調定 | 収 入 済 | 不納欠損 | 収入未済 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成18年度 | 件数 | 247,568 | ― | 199,770 | 0 | 47,798 |
| | 金額 | 3,504,459 | ― | 2,825,694 | 0 | 678,765 |
| 平成19年度 | 件数 | 436,799 | 47,798 | 324,708 | 56 | 112,035 |
| | 金額 | 6,013,491 | 678,765 | 4,493,957 | 792 | 1,518,742 |
| 平成20年度 | 件数 | 481,953 | 112,035 | 322,871 | 104 | 158,978 |
| | 金額 | 6,646,113 | 1,518,742 | 4,496,834 | 1,473 | 2,147,805 |
| 平成21年度 | 件数 | 499,139 | 158,978 | 299,266 | 119 | 199,754 |
| | 金額 | 6,811,04 | 2,147,805 | 4,126,188 | 1,754 | 2,683,082 |
| 平成22年度 | 件数 | 498,125 | 199,754 | 280,615 | 172 | 217,338 |
| | 金額 | 6,846,692 | 2,683,082 | 3,926,194 | 2,542 | 2,917,955 |

(3)　徴収促進の重要性について

ア　高い収入未済率

・　放置違反金は、駐車違反に対する行政制裁金であり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、生活困窮など真にやむを得ない事情があるものを除いて、徴収できないものがあってはならないものである。

・　しかしながら、たとえば平成18年度に調定した247,568件、3,504,459千円について、５年近く経過した平成23年６月17日時点の状況をみると、23,675件、336,907千円（9.6%）が収入未済となっている。

・　一方、平成21年度に調定された自動車税の当該年度内収入率は97.4%（未収納率2.6%）である。放置違反金は、運転者が駐車違反の反則金を納付しない場合に、車両の使用者の責任を追及して課すものであることから、債権の性質上、自動車税と比べて徴収困難な面があることは一定理解できるが、そのような事情を斟酌しても、約５年後の収入未済率9.6%は相当に高い数値と言わざるを得ない。

・　１割近くもの債権が支払われていないという状況では、府民の間に「放置違反金は支払わなくてもよい」という誤った考え方が広まる可能性もあり、ひいては放置違反制度の効果が減少して、違法駐車を増やすことにもなりかねない。制度の存在意義に影響を与えかねない状況であることを重く受けとめ、対策を進める必要がある。

イ　時効切迫債権への対処

・　放置違反金制度は平成18年６月に導入されており、平成23年８月以降は時効期間（５年）が満了する債権が出てくる。

・　平成23年６月23日時点で調査したところ、時効期間が満了する債権は、平成23年８月～24年３月で17,211件、246,319千円、平成24年度中で49,428件、660,690千円にのぼる。

・　これらの債権は、５年近くにわたって債権徴収努力を行ってきたものであり、生活困窮、所在不明等により収入が見込めないものも多数含まれている。

・　一方、仮に、支払能力があるのに徴収努力が不十分なままに時効期間が満了してしまう債権が出てくると、「逃げ得」となり、誠実に納付している者に不公平感が生じて、今後、一層滞納が増加するという悪循環に陥る可能性がある。このような状況を回避するために、取組強化が必要な重要な時期にきている。

【表２　放置違反金　時効年月別の件数・金額】　（単位：件、千円。千円未満切捨て）

| | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 件　数 | 金　額 | 件　数 | 金　額 |
| 4月 | ― | ― | 3,699 | 51,869 |
| 5月 | ― | ― | 3,606 | 49,615 |
| 6月 | ― | ― | 3,134 | 43,405 |
| 7月 | ― | ― | 4,303 | 58,594 |
| 8月 | 517 | 7,878 | 5,360 | 70,524 |
| 9月 | 1,401 | 21,205 | 4,734 | 62,399 |
| 10月 | 2,021 | 30,080 | 4,366 | 56,555 |
| 11月 | 2,170 | 31,417 | 4,060 | 52,719 |
| 12月 | 2,783 | 39,153 | 4,333 | 57,556 |
| 1月 | 2,325 | 32,153 | 3,149 | 41,719 |
| 2月 | 2,723 | 37,788 | 4,096 | 55,501 |
| 3月 | 3,271 | 46,643 | 4,588 | 60,230 |
| 合　計 | 17,211 | 246,319 | 49,428 | 660,690 |

（注）平成23年6月23日時点の数値。

(4)　府警のこれまでの取組

・　放置違反金の債権管理については、電話による催告、各種文書の発送、データ入力など委託可能な業務はできる限り民間委託するとともに、警察職員が銀行預金の差押えによる強制徴収（平成22年度実施件数2,439件）を行うなど、積極的に債権回収努力を行ってきた。

・　取組にもかかわらず、膨大な件数の新規滞納が発生し、滞納件数・金額が増大しつつあったことから、平成21年度には監査委員意見を出し、「電算システムの改善による状況把握と効果的な債権回収」、「他の債権との一元管理」、「知事部局との連携等による徴収強化」などを求めたところである。

・　その委員意見以降、これまで次の取組が行われてきた。

ア　債権回収に従事する執行第二係の人員を、平成21年度11人、22年度15人、23年度24人と年々増強してきた。また、23年度は、知事部局から４人（うち２人は府税徴収の経験あり）の人事交流を行い、ノウハウの充実に努めている。

イ　電算システムの機能向上の改修を実施。これにより、時効日の自動登録、時効切迫債権の抽出等、状況把握がより的確に行えるようになった。また、各警察署で行っている違法駐車車両排除費の債権管理との連携が図れるようになった。

ウ　車両使用制限命令処分の執行の機会をとらえ、放置車両違反金の催告を実施している。

エ　多額未納の常習違反車両を放置車両確認処理用携帯端末900台に登録し、対象車両を発見した際に検挙、所在確認等を実施している。

オ　平成23年度は、６月を悪質駐車違反取締強化月間に指定し、悪質な常習違反者の検挙や放置違反金の徴収を強化している。

カ　平成23年５月に６人体制の「時効切迫事案追跡調査プロジェクトチーム」を設置し、時効切迫案件を優先的に調査・催告・強制徴収する等の取組を進めてきた。同チームは「時効切迫事案追跡調査プロジェクト」として平成23年８月、９月に時効期間が到来する約1,900件について重点的に取組を行った。そして、７月19日からは同チームを10人とする体制強化を行っている。

(5)　取組強化の必要性

・　上記 (4)のとおり、府警では、これまでも放置違反金の債権回収に可能な限り努めてき

たところである。その取組は評価できるものではあるが、依然として膨大な滞納案件をかかえている中で、今後、月々３千件～５千件もの時効期間到来案件が出てくる状況からすれば、現在の取組で十分か懸念される。

・　そこで、今後、以下の点に留意しつつ、一層の取組を進められたい。

ア　時効切迫債権に係る計画的な債権管理

・　今年度、「時効切迫事案追跡調査プロジェクトチーム」６人によって、まず８月、９月に時効到来する約1,900件への対処を行ったところであるが、この取組に相当の期間（２～３か月程度）を要した。これは、取組を始めたばかりで手法の模索段階であったとの要素もあったものの、今後、毎月、３千件～５千件の時効期間到来案件が出てくる中で、10名体制への増強（７月19日以降）でカバーできるか懸念を感じる。

・　今後、（ア）重要性の高い業務を重点的に実施するための取組メニューの精選、（イ）計画的な業務執行のための具体的な工程表等の作成など、効果的・計画的な債権管理を検討・実施されたい。

イ　不納欠損債権の検証

・　時効完成により不納欠損となった債権について、（ア）調査を行っても所在不明、生活困窮かつ無財産のようにやむを得ないもの、（イ）取組が十分にできなかったもの（滞納者の状況把握が不十分なもの／催告が不十分であったもの／財産調査ができていないもの　等）がどの程度存在するのかを検証すべきである。

・　そして、「『逃げ得を許さない』の取組ができているか」との観点から、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）の取組を行い、その結果に基づき、業務内容改善や体制整備を行うべきである。

ウ　時効切迫債権以外の債権への取組

・　放置違反金には「車検拒否制度」が設けられており、放置違反金を納付していない場合には車検が受けられない仕組みになっている。

・　よって、車検前の早期の債権は、催告を的確に行うことにより、任意納付を中心として債権回収を進めていく必要がある。一方、車検切れ以降は、発生から長期間経過した債権であること、また、車検切れのまま自動車使用を行っている悪質者であったり、廃車となっているものであることから車検時の納付は見込めないため、強制徴収の手段に速やかに移行する必要がある。

・　これらのことから、本来、個々の債権が車検の期限内かどうかを把握した上で債権回収の取組を行うことが望ましいが、現在のところ、電算システムのネットワークの制約もあって、このような取組は行われていない。一朝一夕に解決できる課題ではないが、この点を長期的な課題として認識しておくべきである。

・　一方、当面の取組としては、２～３年以内には車検が切れること、時効期間が５年間であること等を踏まえ、「滞納発生後の期間に応じて、どのような取組を行うか」の方針を定め、それをもとに回収計画を策定し、取組を行うべきである。

エ　広報による自主納付率の向上

・　放置違反金は件数が膨大である一方、債権管理を行う担当者数には限りがあることから、自主納付を促す取組が重要である。このため、「滞納に対しては強制徴収がされるため、『逃げ得』はできないこと」が広く周知される必要がある。

・　府警では、常習的に駐車違反を繰り返し１人で多額の放置違反金の収入未済を出している悪質常習駐車違反者が存在することから、本年６月を新たに「悪質駐車違反取締強化月間」に指定し、悪質常習違反者の検挙や滞納徴収を強化する取組を行った。その結果、悪質常習違反者に対する対策として効果を上げただけでなく、新聞各紙にもとりあ

げられたことによって府民全般へのＰＲ効果をあげているものと考えられる。

・　しかしながら、多くの滞納者は「少額の債権では差押えを受けることはない」と感じていると推測されるため、今後は、「悪質駐車違反取締強化月間」の取組に加えて、「悪質性の低い少額の債権でも差押えされること」を積極的に周知することにより、自主納付率の向上に努めるべきである。

## ２　課題

(1)　放置違反金の収入未済は年々増加しており、約21万７千件、約29億1,796万円（平成22年度末）と大きな金額となっている。放置違反金は駐車違反に対する行政制裁金であり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、生活困窮など真にやむを得ない事情があるものを除いて、徴収もれがあってはならない。府の収入確保のために、また同制度の存在意義や警察への信頼感を確保するためにも、重点的な取組を行う必要がある。

(2)　放置違反金制度導入から５年が経過して、平成23年８月以降は時効完成する債権が出てくる。これらは、平成23年度は17,211件、約２億4,632万円、24年度は49,428件、約６億6,069万円にのぼる見込みであることから、計画的な債権管理を行い、取組を強化する必要がある。また、不納欠損となった債権の検証を行い、ＰＤＣＡの取組を通じて業務内容改善や体制整備を行うべきである。

(3)　時効切迫債権以外の債権についても、滞納発生後の期間に応じた取組内容に係る方針を定め、それに基づく債権回収計画を策定し、取組を実施する必要がある。

(4)　自主納付率の向上を図るために、「逃げ得を許さない」との姿勢で、差押えなど強制徴収の取組を行っていることの広報に努めるべきである。

※　平成21年９月14日付け監査委員意見「放置違反金等の債権管理について」は、本意見に包含されるものとし、改めて本委員意見を付すものである。

○　新公会計制度について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府警察本部<br>（総務部会計課） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月10日<br>事務局　平成23年６月７日から<br>平成23年７月22日まで |

**委員意見**

**府が全庁的に取組を進めている「新公会計制度」は、組織・事業の財務マネジメントの実践、財務情報の開示を進めることによる透明性の確保等の面で重要な取組であり、警察においても積極的に作成・活用を進めるべきものである。**

**(1) しかしながら、府警が作成する「所属別」及び「事業別」の財務諸表の分類区分は、警察活動の実情を把握・分析し、財務マネジメント、情報開示、第三者による客観的な検証を行うためには十分なものとは言えないことから、より実態を表す作成区分となるよう検討を行うこととされたい。**

**(2) 府警では、ほとんどの職員が、新公会計制度の事務に携わらないことから、同制度についての意識が希薄になることが懸念される。財務諸表の利活用方法を検討するとともに、研修等を実施し、利活用を進められたい。**

**(3) 開始貸借対照表の作成に向けて、重要物品、リース資産、ソフトウエア等の資産の計上数値が現物や台帳と一致していることは重要な点であるので、照合事務を確実に実施されたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　新公会計制度で作成する財務諸表

・　大阪府では、全庁的な取組として、既存の地方自治体の会計制度である単式簿記・現金主義会計の仕組みに、複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を取り入れた新公会計制度を導入することとしている。平成24年度の本格運用開始に向けて、平成23年度は開始貸借対照表の作成や制度の試験運用を行っている。

・　新公会計制度は、「大阪府の行政運営のインフラ」として、正確かつ有用な財務情報をタイムリーに提供するものであり、（ア）組織・事業の財務マネジメントの実践、（イ）財務情報の開示を進めることによる透明性の確保、（ウ）行政関係者以外の第三者による客観的な検証を可能にする、との役割を果たすものである。

・　新公会計制度の財務諸表は「事業別」、「所属別」、「部局別」、「会計別」の４区分で作成することとなっており、府警では次のとおり作成することとしている。

【表１　府警で作成される財務諸表】

○　事業別・・・・予算科目の目（カッコ内）に対応する９事業別に作成
公安委員会事業（公安委員会費）、警察総務事業（警察本部費）、
警察装備管理事業（装備費）、警察施設管理事業（警察施設費）、
運転免許事業（運転免許費）、恩給事業（恩給及び退職年金費）、
一般警察活動事業（一般警察活動費）、生活安全・刑事警察活動事業（刑事警察費）、
交通指導取締事業（交通指導取締費）

○　所属別・・・・警察本部の予算執行４課別（会計課、施設課、装備課、給与課）に作成

○　部局別・・・・警察部局の全体分を作成

○　会計別・・・・警察では特別会計が存在しないため、一般会計の区分のみ

(2)　「所属別」及び「事業別」の財務諸表について

ア　「所属別」財務諸表について

（ア）新公会計制度の仕組み

・　「所属別」財務諸表では、Ａ部ａ室、Ａ部ｂ課、Ａ部ｃ事務所、Ｂ部ｄ課、Ｂ部ｅ事務所のような単位で財務諸表が作成される。（表２）

（イ）府警の対応

・　府警で作成される「所属別」財務諸表は、本部で予算施行を行う会計課、施設課、装備課、給与課（以下「執行４課」という。）のみの区分となる。このため、警察本部の各課別の財務諸表や各警察署別の財務諸表は作成されない。（表１、表２）

・　府警では、「所属別」をこのように区分した考え方として、次のように説明している。

ａ　警察の業務は、所属を超えたオール府警として取り組むものがほとんどである。警察部局の財務管理は、警察本部・警察署ごとに財務状況を検討するのではなく、府警全体を１本化して検討する方が実情に即している。

ｂ　警察部局の業務はオール府警として取り組んでいるが、業務内容に沿って財務端末設置所属である執行４課が財務会計システムに登録を行っており、責任の所在を明確にするため執行４課別としている。

（ウ）府警の財務諸表の課題

・　府警では、「所属別」の財務諸表が執行４課の区分でしか作成されない。

・　たとえば、警察官や事務職員は本部各課や各警察署に所属して業務従事しているのに、大阪府警察のすべての人件費（平成22年度では、給料約833億円、職員手当等約991億円など）がすべて給与課に計上されることになっている。一方、知事部局等では給与を会計局が職員数に応じて各課・各事務所等に配賦することで「所属別」の人件費を計上することとしている。

・　警察では、例えば、事件発生の際に警察本部所属の警察官が事件発生警察署の捜査本部で捜査従事したり、警察署間で合同捜査本部を設置したりというふうに、機動的な体制をとっている。

府警は、このような実態まで正確に反映し尽くすことは困難と考えて現在の方式を採っていると説明している。

・　しかしながら、住民にとっては「自分たちの街の治安を守っている警察署にはどの程度の経費がかかっているか」というような情報は、納税者として重要な判断材料と考えられる。また、警察署に勤務する職員にとっても業務運営上、重要な情報である。

警察の人員体制の機動性を完全に反映していない数値であっても、本部各課別や警察署別の財務諸表を作成する価値は十分にあると考えられる。

・　財務端末が各所属に整備されていない等の事情もあるとはいえ、実際に警察活動を行っている所属別の財務状況が把握できないものとなっていることは、新たに導入する新公会計制度の意義を活かしきれていない状況と言わざるを得ない。

【表２　所属別財務諸表の状況】

| | 内　　容 |
|---|---|
| 知事部局等 | Ａ部ａ室、Ａ部ｂ課、Ａ部ｃ事務所、Ｂ部ｄ課、Ｂ部ｅ事務所のような単位で作成される。 |
| 警　察 | 警察の経費を執行する警察本部4課(会計課、施設課、装備課、給与課)の区分のみ。<br>※　本部A課、B警察署のような所属別区分は作成されず、業務を行っている所属の実態がわからない。 |

イ　「事業別」財務諸表

（ア）新公会計制度の仕組み

・　「事業別」の財務諸表について、「大阪府の新公会計制度（案）」（平成22年８月）では、「管理責任と説明責任に対応した事業単位の設定」をすることとしている。また、予算編成上の区分（款・項・目）について、「地方自治体の歳出予算はその目的に従って款・項・目に区分されているが、大阪府では、現在、この区分は必ずしも組織・事業の管理責任の区分とは一致しておらず、事業別財務諸表の単位として活用することは困難である」としている。

・　このため、新公会計制度では、「事業別」財務諸表の財務分析及び評価に適した「管理事業」を、予算科目区分にとらわれない区分で設定することとしている。

（イ）府警の対応

・　府警では、予算科目区分（款・項・目）の「目」の区分で「管理事業」を設定しており、「事業別」財務諸表の単位としている。（表１、表３－１）

（ウ）府警の財務諸表の課題

・　府警が設定した区分では、警察の事業を９区分に分けているにすぎず、項目が大きすぎて財務マネジメントが実践しやすい区分とは言い難い。

・　例えば、教育委員会事務局を例にとると、予算区分の「（項）教育総務費（目）事務局費」は、管理事業では「教育総務事業」、「学校総務サービスセンター事業」、「施設等管理事業」、「府立学校財務事務事業」の４つの管理事業に区分するなど、より財務の実態が把握しやすい区分を採用している。（表３－２）

・　新公会計制度においては予算区分とは別に「管理事業」区分を導入しているにもかかわらず、府警ではそのメリットを活かしていないように思われる。

【表３－１　事業別財務諸表の状況】

| | 内　　容 |
|---|---|
| 知事部局等 | 各部局が財政課と協議した上で設定した「管理事業」別。<br>※ 予算の区分とは、必ずしも一致しない。 |
| 警　察 | 予算科目の「目」の区分で「管理事業」を設定。 |

【表３－２　教育委員会事務局の予算区分と管理事業の対応例】

| 予算区分 | | 管理事業の区分 |
|---|---|---|
| 項 | 目 | |
| 教育総務費 | 事務局費 | 教育総務事業 |
| | | 学校総務サービスセンター事業 |
| | | 施設等管理事業 |
| | | 府立学校財務事務事業 |

ウ　より有用な財務諸表を目指して

・　新公会計制度は、平成24年度の実施に向けて既に試験運用に入っており、上記の課題について、ただちに作成区分を変更することは困難と推測される。

・　しかしながら、府警においても、より活動実態に即した財務諸表を作成・活用していくことは重要な取組であることから、より有用な方法の検討を行い、必要な改善を加えていくべきである。

・　なお、検討に当たっては、人件費について知事部局等と異なる方法で配賦する方式をとっていることの是非もあわせて検討すべきである。

(3)　新公会計制度における財務諸表の利活用

・　上記のとおり、新公会計制度における府警の財務諸表は、本部各課別（執行４課除く。）や警察署別などの区分では作成されない。また、財務会計端末が執行４課だけに設置され、これら以外の所属では、日々の仕訳作業などの新公会計制度関連事務も行わない。

　これらのことから、執行４課以外の所属の警察官や事務職員等にとって、新公会計制度は身近に感じられないものになる可能性が高い。

・　新公会計制度は、個々の職員が経営情報として財務諸表を参照できる点が大きなメリットであるが、府警はそのような効果があまり期待できない状況になっているのではないかと懸念される。今後、作成方法の再検討と合わせて利活用の具体的方法を検討し、研修等を行う必要がある。

(4)　開始貸借対照表の資産の照合確認について

・　開始貸借対照表作成において、重要物品、リース資産、ソフトウエア等の資産の計上数値が現物や台帳と一致していることは、正確な財務諸表作成の基本である。

・　府警では、自らこれらの照合確認を行うこととしているので、この事務を確実に実施することとされたい。

## ２　課題

(1)　府が全庁的に取組を進めている「新公会計制度」は、組織・事業の財務マネジメントの実践、財務情報の開示を進めることによる透明性の確保等の面で重要な取組であり、警察においても積極的に作成・活用を進めるべきものである。

(2)　しかしながら、府警が作成する「所属別」及び「事業別」の財務諸表の分類区分は、警

察活動の実情を把握・分析し、財務マネジメント、情報開示、第三者による客観的な検証を行うためには十分なものとは言えないことから、より実態を表す作成区分となるよう検討を行う必要がある。

(3) 府警では、会計課、施設課、装備課、給与課職員を除いたほとんどの職員が、新公会計制度の事務に携わらないことから、同制度についての意識が希薄になることが懸念される。財務諸表の利活用方法を検討するとともに、研修等を実施し、利活用を進めていく必要がある。

(4) 開始貸借対照表の作成に向けて、重要物品、リース資産、ソフトウエア等の資産の計上数値が現物や台帳と一致していることは重要な点であるので、照合事務を確実に実施する必要がある。

○　自動車保管場所証明関係事務の民間委託検討について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監査（検査）対象機関・団体（会計） | 大阪府警察本部<br>（交通部駐車対策課） | 監査（検査）実施年月日 | 委　員　平成23年８月10日<br>事務局　平成23年６月７日から<br>平成23年７月22日まで |

**委員意見**

**自動車保管場所証明事務については、平成17年と平成20年に、警察庁から「現在、民間委託を行っていない業務についても、各都道府県警察の実情に応じ、委託の可否を検討すること」との通知が出されている。この通知を受けて、府警では検討を行ったところであるが、検討の結果、新たな委託は実施しておらず、現在、同業務のうち現地調査等の事務は非常勤職員（警察官ＯＢ）である車庫調査員が実施している。**

**全国で委託未実施は府を含め４都府県にとどまる中、これらの事務の委託化は、業務の民間開放、コスト削減等の観点から重要と考えられるため、前回の検討から約３年半が経過している現在の情勢を踏まえ、改めて一般競争入札による委託について検討することとされたい。**

**１　背景・現状及び受検機関の対応**

(1)　自動車保管場所証明事務とは

・　自動車の所有者は、新規に運行の用に供するとき、使用の本拠の位置に変更があったとき、所有者の変更があったとき等には、国土交通大臣に対して車両登録（新規登録、変更登録、移転登録）の申請をしなければならない（道路運送車両法第７条、第12条、第13条）。

　この際に、申請者は、当該自動車の保管場所が確保されていることを警察署長が証明した書面（いわゆる「車庫証明」）を提出しなければならない（自動車の保管場所の確保等に関する法律第４条）。

・　大阪府内64警察署では、平成22年中に376,470件の申請があり、その処理を行うために、申請書受付、現地調査、データ入力、決裁、証明書交付等の自動車保管場所証明事務を行っている。

・　府警では、自動車保管場所証明事務のうち、データ入力は一般競争入札により民間委託している。また、証明事務のうち、現地調査事務等は車庫調査員が業務を行っている。

［車庫調査員とは］

・　府警では、特別退職の勧奨に応じて満59歳以下で退職した者及び定年により警察を退職した者のうちから、非常勤職員である警察専門嘱託員（車庫調査員）を採用している。平成22年度末時点で大阪水上警察署、関西空港警察署を除く62警察署に134人が在籍。

・　車庫調査員にかかっている費用は、平成22年度で249,874千円（報酬220,525千円、交通費相当加算額29,349千円）。

［車庫調査員の業務］

・　受付後の申請書類の引継ぎを受け、書類整理
・　駐車場台帳と申請書の照合
・　自動車使用の本拠の位置及び保管場所の現地調査

・　調査事項の適・不適を判断、不適の場合は申請者に是正を促す
・　内容が適当である申請（是正を促したことで適当となったものを含む。）について、駐車場台帳を作成・更新
・　自動車保管場所調査報告書を作成・提出

(2)　警察庁の方針と府警の対応

ア　警察庁の方針

・　警察庁は、各都道府県警察本部長に対して、平成17年１月27日付けで「自動車保管場所証明事務の民間委託の見直しについて」を出している。この通知では、「自動車保管場所証明事務の委託契約の方法については、一般競争入札を行うことが望ましい」、「自動車保管場所証明事務の実施については、各都道府県警察の実情に応じ、現在委託の対象としていないものについても委託することを検討することにより、民間開放の推進に配慮すること」とされている。
・　さらに、平成20年１月31日付けで「交通警察関係業務の民間委託等の見直しについて」が出されており、「現に民間に委託している業務のうち、随意契約を行っているものについては、随意契約を行うことが真にやむを得ないと認められるものを除き、平成20年度以降の可能な限り早い段階で、一般競争入札等、競争性のある契約方法に移行することを検討すること」、「現在、民間委託を行っていない業務についても、各都道府県警察の実情に応じ、委託の可否を検討すること」とされている。

イ　府警の対応

・　平成20年の警察庁の通知を受けて、府警では、他都道府県の状況、費用対効果、車庫調査員の専門知識等について調査・検討し、民間委託の可否を検討したが、次の検討結果により、新たな民間委託は実施しなかった。

［検討結果］

自動車保管場所証明申請に係る現地調査業務を民間に委託することは可能であるが、次の問題点について慎重に検討する必要がある。

・　ディーラー等直接利害に関係する業者の参入があり得るなど、業者の選定に慎重を期す必要がある。
・　応札業者がない等、入札が不調となった場合は、約28万件の現地調査業務を警察職員が行わなければならないこととなるため、慎重に検討する必要がある。

・　今回の監査において、改めて民間委託の可否について確認したところ、平成20年の検討時には次の点が懸念されたとのことであったが、今後の方針としては「現下の情勢を踏まえ、民間委託の導入を含め、体制、配置等の調査・研究を再開する」との説明があった。

［民間委託導入に当たって懸念される点］

（ア）委託業者への苦情等に警察官が対応しなければならないなど、現場警察官の業務負担の増加が懸念される。
（イ）民間委託すると、警察官的見地での事件性の看破が困難になり、抑止効果が低下して、「車庫とばし」等の不正申請の増大が懸念される。
（ウ）警視庁、神奈川県警のように都市部の大規模警察では、現在も民間委託が実施されていない。大阪府でも都市部特有の業務の困難さが存在する。
（エ）応札業者がなく入札不調になった場合には、業務を現場警察官が実施しなければない。
（オ）非常勤職員である警察専門嘱託員（車庫調査員）から民間委託に変更しても、経費削減効果が少ない。

(3) 検討に当たって留意すべき事項

・ 府警では警察庁の通知を受けて平成20年当時に一定の検討を行っているが、前回の検討から約３年半を経過している現在、「現下の情勢を踏まえ、民間委託の導入を含め、体制、配置等の調査・研究を再開する」とのことである。

・ この事務の委託化は業務の民間開放、コスト削減等の観点から重要と考えられる。一般競争入札等、透明性・公正性・経済性の高い方法で委託実施することを検討すべきである。

・ なお、平成20年の検討時に懸念された事項については、次のように考えられるので、これを踏まえて検討を実施することとされたい。

ア 苦情等への対応（上記(2)イの（ア））、事件性看破が困難（同（イ））、都市部における困難性（同（ウ））について

・ これらの課題については、平成20年に府警が行った検討で「民間の車庫調査員に対する講習の実施や車庫調査員に対する研修を受託業者に義務づける等により、専門知識を習得させることが可能である」旨、判断しているところである。

・ また、府警の調査によれば、平成21年度には、全国43道府県において委託が実施され、その内訳は一般競争入札33団体、指名競争入札１団体、随意契約９団体（うち不落随意契約１団体）となっている。一方、委託未実施は大阪府を含め４府県にとどまっている。

・ なお、都市部における困難性が想定されるところであるが、愛知県、京都府、兵庫県のように、都市部でも一般競争入札を実施している府県もある。

・ 委託を行う際には、事務処理マニュアルを整備したり、研修を実施させるなどして、事務の水準の向上に努める必要がある。

イ 応札業者がないリスク（同（エ））について

・ 上記のとおり、多くの府県では入札により業務実施しているところではあるが、大阪府の場合、約38万件と極めて多数の申請があるため、府域全体を一括して入札実施する方法では応札業者が出てこないリスクが存在する。交通安全協会や自家用自動車協会だけでなく広く民間の参入を促すことも重要な点であることから、参入しやすいよう地域ブロック別に入札実施したり、まず一部地域で試行的に実施し、順次対象地域を拡大するなど適切な手法を検討することが望まれる。

ウ 経費削減効果が少ないこと（同（オ））について

・ 平成20年に実施した検討では、「１件当たりの委託料全国平均1,000円」、「申請件数約48万件のうち実際に現地調査を行っているのは年間約28万件」であることから、委託料は約２億８千万円と試算している。当時の車庫調査員にかかる費用３億７千万円と比較すると差額は約９千万円となっており、「経費削減効果が少ない」という府警の判断は理解しにくい。

・ 「１件当たりの委託料全国平均1,000円」の根拠についても、今回の監査で確認したものの明確ではない状況であった。

・ 当時に比べて申請件数は減少しているが、車庫調査員にかかっている経費は約２億５千万円（平成22年度）にのぼっていることから、今なお経費削減の余地は大きいと推測される。

エ その他

・ 上記のほか、車庫調査員が現在実施している業務のうち、どの業務を委託化するかという点も、重要な点であるので、適切に検討することとされたい。

２　課題

(1) 自動車保管場所証明事務については、平成17年と平成20年に、警察庁から「現在、民間委託を行っていない業務についても、各都道府県警察の実情に応じ、委託の可否を検討すること」との通知が出されている。この通知を受けて、府警では検討を行ったところであるが、検討の結果、新たな委託は実施しておらず、現在、同業務のうち現地調査等の事務は非常勤職員（警察官ＯＢ）である車庫調査員が実施している。

(2) 全国で委託未実施は府を含め４都府県にとどまる中、これらの事務の委託化は、業務の民間開放、コスト削減等の観点から重要と考えられるため、前回の検討から約３年半が経過している現在の情勢を踏まえ、改めて一般競争入札による委託について検討されたい。